

令和 8 年度

小国町地域防災計画書

（ 地震災害対策編 ）

小国町防災会議

沿革	平成26年 6月 2日 作成	(東日本大震災の教訓を反映し、災害対策基本法改正による)
	平成27年 6月 3日 修正	
	平成29年 6月 1日 修正	
	平成30年 6月 1日 修正	
	令和 1年 6月 4日 修正	
	令和 2年 6月 5日 修正	
	令和 3年 6月 3日 修正	
	令和 4年 6月 2日 修正	
	令和 5年 5月31日 修正	
	令和 6年 5月 30日 修正	(防災基本計画修正の反映)
	令和 7年 5月 30日 修正	(防災基本計画修正の反映)
	令和 8年 5月 25日 修正	(防災基本計画修正の反映)

目 次

第1章 総 則

第1節	目的	3
第2節	計画の性格及び基本方針	3
第3節	関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	4
第4節	熊本県の特質と過去の主な地震災害	5
第5節	被害想定	17

第2章 災害予防計画

第1節	地域防災力向上計画	22
第2節	防災知識普及計画	24
第3節	自主防災組織等育成計画	29
第4節	防災訓練計画	31
第5節	地震観測施設等整備計画	33
第6節	防災業務施設整備計画	35
第7節	物資・資機材整備調達計画	37
第8節	水害・土砂災害予防計画	39
第9節	火災予防計画	40
第10節	危険物等災害予防計画	42
第11節	建築物等災害予防計画	43
第12節	公共施設等災害予防計画	44
第13節	給水計画	47
第14節	通信施設災害予防計画	48
第15節	電力施設災害予防計画	49
第16節	避難収容計画	50
第17節	避難行動要支援者等支援計画	56
第18節	医療保健計画	60
第19節	災害ボランティア計画	62

第3章 災害応急対策計画

第1節	組織計画	65
第2節	職員配置計画	65
第3節	応援要請計画	69

第4節	自衛隊災害派遣要請計画	73
第5節	地震情報伝達計画	75
第6節	災害情報収集・伝達計画	84
第7節	広報計画	88
第8節	避難収容対策計画	92
第9節	交通規制計画	102
第10節	緊急通行車両確認計画	105
第11節	輸送計画	106
第12節	水防計画	108
第13節	救出計画	108
第14節	医療救護計画	110
第15節	食糧供給計画	114
第16節	給水計画	116
第17節	生活必需品供給計画	117
第18節	救援物資要請・受入・配分計画	119
第19節	建築物・宅地等応急対策計画	120
第20節	公共施設応急復旧計画	122
第21節	畜産・酪農業応急対策計画	125
第22節	通信施設災害応急対策計画	127
第23節	電力施設応急対策計画	128
第24節	保健衛生計画	130
第25節	災害ボランティア活用計画	134
第26節	廃棄物処理計画	136
第27節	住宅応急対策計画	139
第28節	行方不明者等捜索及び遺体収容埋葬計画	140

第4章 災害復旧・復興計画

第1節	災害復旧・復興の基本方向	143
第2節	公共土木施設災害復旧計画	143
第3節	農林水産施設災害復旧計画	144
第4節	その他の災害復旧計画	145
第5節	被災者自立支援対策計画	148
第6節	被災農林漁業の経営安定計画	150
第7節	雇用機会確保計画	151
第8節	復興計画	151

資料編 《令和8年度小国町地域防災計画（一般災害対策編）に掲載》

地すべり危険箇所	128
急傾斜崩壊危険箇所	129
山腹崩壊危険箇所	129
道路危険箇所	130
小国町内危険箇所	132
小国町災害点検危険箇所	141
災害対応資機材・水防資材	145
救助物資等備蓄品	146
自衛隊災害派遣要請依頼書	148
J-ALERT（全国瞬時警報システム）の概要	149
小国町災害待機要領	150

第 1 章 総 則

第 1 節 目 的

この計画は、本町の町民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼす恐れのある地震災害に対処するため、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 40 条の規定に基づき、県、町及び各防災関係機関に必要な体制を確立するとともに、町内における地震災害対策を総合的かつ計画的に推進することにより、町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護することを目的とする。

第 2 節 計画の性格及び基本方針

1. 計画の性格

- (1) この計画は、小国町防災会議が作成する「小国町地域防災計画」の「地震災害対策編」として、平成 28 年に発生した平成 28 年熊本地震、平成 7 年 1 月に発生した阪神・淡路大震災及び平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災などの大規模災害を踏まえ、本町における地震災害の防災上必要となる災害予防、災害応急対策及び災害復旧に係る諸施策について定めるものとする。

この計画に定めのない事項及び風水害等の災害対策については、「小国町地域防災計画」の「一般災害対策編」に定めるところによる。

- (2) 「小国町地域防災計画地震災害対策編」の策定及び運営にあたっては、国の「防災基本計画」及び「熊本県地域防災計画地震・津波災害対策編」に基づき実施することから、指定行政機関及び指定公共機関が作成する「防災業務計画」と密接な連携を図っていくものとする。さらに、水防法(昭和 24 年法律第 193 号)に基づく「熊本県水防計画」とも十分な調整を図るものとする。
- (3) この計画は、地震災害に関して、防災関係機関相互の密接な連絡調整を図るうえで基本的な大綱を示すもので、その実施細則については、さらに関係機関において別途マニュアルを作成する等具体的に定めるものとする。

2. 計画の基本方針

この計画は、防災関係機関が必要な体制を確立し、その実施責任を明確にするとともに、総合的、計画的な地震災害対策の整備及び推進を図るものである。

この計画の樹立及び推進に当たっては、次の事項を基本とするものとする。

- (1) 自主防災体制の確立
- (2) 防災関係機関相互の連携・協力体制の強化
- (3) 男女共同参画など多様な視点からの防災体制の確立
- (4) 地震・津波災害対策の推進

(5) 関係法令の遵守

第3節 関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

1. 防災関係機関の責務

(1) 県

県は、県の地域並びに住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、他の防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、広域的、総合的な防災活動を実施するとともに市町村及び指定地方公共機関の防災活動の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。

(2) 町

小国町は、基礎的な地方公共団体として、小国町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、他の防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する責務を有する。

また、上記の責務を十分に果たすため必要があるときは、他の地方公共団体と相互に協力するよう努めるとともに、消防機関等の組織の整備並びに小国町内の公共的団体等の防災に関する組織及び住民の隣保協同の精神に基づく自主防災組織の充実を図り、町の有するすべての機能を十分に発揮するよう努めるものとする。

(3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を行うとともに、小国町の防災活動が円滑に行われるよう必要な勧告、指導、助言その他適切な措置をとる。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性または公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、小国町の防災活動に協力する責務を有する。

(5) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、小国町その他防災関係機関の防災活動に協力するものとする。

2. 処理すべき事務または業務

県、小国町及び指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関並びに町内の公共機関その他防災上重要な施設の管理者が処理する事務又は業務は、概ね「小国町地域防災計画」の「一般災害対策編 第1章総則 第2節防災に関し関係機関の処理すべき事務または業務」に定めるところによる。

第4節 熊本県の特質と過去の主な地震災害

1. 地勢

小国町は、九州のほぼ中央、熊本県の最北端、阿蘇外輪山の外側にあり筑後川の上流に位置しています。東西北部を大分県、南部を南小国町と隣接し、東西18km南北11km総面積136.72km²で総面積の78%は山林が占めた農山村地域である。

自然は九州山脈の屋根に位置しているため変化がはげしく、夏は涼しく冬は厳しい高冷地帯(平均気温13℃)であり、雨も多く年間降雨量は2,300mmで、南東部から北西部に町全体が傾斜しており、急峻な地形の中で小国郷を流域とした、いくつもの支流が筑後川に合流しながら本町北西部に集中するようになっている。

本町では火山噴火に伴う地震等による災害が発生している。

県内でも明治22年金峰山付近を震源とした地震により、死者20名、負傷者52名の人的被害があった。また、郡内では明治27、28年の阿蘇山西麓の地震、町内では昭和3～4年の小国地方での地震の群発があった。近年では昭和50年の阿蘇北部での地震の群発(負傷者20名、被害額6億4千万円)等による被害があった。活火山である阿蘇山は、過去に巨大地震である貞観地震(869年、震源:三陸沖)の前後で活動が活発化した経緯があるため、三陸沖を震源とする東北地方太平洋沖地震(2011年)が発生したことにより、当分の間、活動に注視していく必要がある。

2. 社会的条件とその変化

地震災害は、地形、地質、地盤等の自然的条件に起因するものと、人口の集中度や建築物の状況等の社会的条件に起因するものとが同時複合的に発生することが特徴である。

被害を拡大する社会的災害要因として、主に次のような点が考えられる。

(1) 人口の集中度

本町の人口は、令和2年10月現在で6,590人、このうち約3,300人(約50%)が大字宮原に集中している(R02国勢調査より)。

また、人口は減少しており、過疎化・高齢化が進んでおり、高齢者等の災害弱者が増加している。これらは、地震災害時における被災人口の増大、火災の多発、延焼地域の拡大の危険性を高めている。さらに、消防団については、団員の確保の問題も見られる。

(2) 土地利用の変化

都市部の市街地中心部で見られるような、ビルの高層化や大規模開発等による住宅団地の形成や大型小売店や娯楽施設等の不特定多数の人が集まる施設はないものの、逆に、以前からの住宅密集地の再開発はあまり進んでいない。

(3) 生活様式の変化

近年の生活様式の変化によって、電気、ガス、水道、下水道、電話等のライフライン施設は町民生活に欠かせないものとなっており、今後、益々その依存度・重要性が高くなると考えられる。これらの施設の被害は、その復旧に時間を要し町民生活に大きな支障をもたらし、その機能をマヒさせるばかりでなく、2次災害の危険性もある。

(4) 交通機関の発達

自動車は急速に増加してきているが、自動車はそれ自体ガソリン等の危険物を内蔵しており、

出火・延焼の原因となるとともに、大量の自動車によって引き起こされる交通混乱が消火・救助活動等の災害応急活動の妨げとなり被害を拡大させることが予想される。

また、道路・橋梁施設等の被害による交通機能のマヒは、物流に重大な影響を及ぼし、町民生活に大きな支障をもたらすことも予想される。

(5) コミュニティ意識

近年の核家族化の進展で、地域のコミュニティ活動が停滞ぎみで、町民の防災意識の高まりを危惧するところであり、地震災害発生直後の被害拡大を防ぐ有効な手段であるコミュニティレベルでの防災活動には、自主防災組織活動の充実が必要不可欠である。

このような社会的災害要因によって、地震による被害が拡大されるだけでなく、被害も多様化し同時複合的に発生するものと考えられるが、現状ではこれらの災害要因への対応・対策は決して十分なものではない。

したがって、このような社会的災害要因の変化に最大限の努力を払うと同時に、基礎的・科学的な調査や公共施設等の整備、企業も含めた防災意識の普及啓発を不断に続けていくことが必要である。

3. 熊本県の過去の主な地震・津波とその被害

県下に大きな被害をもたらした地震・津波としては、明治22年(1889年)7月熊本付近を震源とした地震(死者 20人、負傷者52人、家屋の全壊228戸)等が記録されている。

県内に被害をもたらした主な地震・津波(県内の最大震度4以上)は、次のとおりである。

(1) 主な地震とその被害

744年6月6日(太平16.5.18)天草郡、八代郡、葦北郡 M:7.0

田地290町、民家流出470軒、死者1,520名

1619年5月1日(元和5.3.17)肥後八代 N32.5° E130.6° M:6.0

麦島城をはじめ公私の家屋が破壊した。

1625年7月21日(寛永2.6.17)熊本 N32.8° E130.6° M:5~6

地震のため熊本城の火薬庫爆発、天守付近の石壁の一部が崩れた。城中の石垣にも被害、死者約50名。

1723年12月19日(享保8.11.22)肥後・豊後・筑後 N32.9° E130.6° M:6.5

肥後で倒家980、死者2。飽田・山本・山鹿・玉名・菊池・合志各郡で強く、柳川辺でも強く感じた。

1769年8月29日(明和6.7.28)日向・豊後・肥後 N33.0° E132.1° M:7 3/4

延岡城・大分城で被害多く、寺社・町屋の破損が多かった。熊本領内でも被害が多く、宇和島で強く感じた。津波があった。

1792年5月21日(寛政4.4.1)雲仙岳 N32.8° E130.3° M:6.4

前年10月8日から始まった地震が11月10日頃から強くなり、4月1日に大地震2回、前山(眉山:天狗山)の東部がくずれ、崩土約0.34km³が島原海に入り津波を生じた。対岸の肥後でも被害が多く、津波による死者は全体で約15,000、潰家12,000。

「島原大変肥後迷惑」と呼ばれた。

1828年5月26日(文政11.4.13)長崎 N32.6° E129.9° (M:6)

出島の周壁が数か所潰裂。天草で激しかったという。天草の海中で噴火に似た現象があったという。

1889年7月28日23時45分(明治22)熊本付近 N32.8° E130.7° H:極浅 M:6.3

飽田郡を中心に熊本県下で被害大。死者20・負傷52、家屋全壊228・半潰138、地裂880、堤防崩壊45、橋梁壊落22・破損37、道路損壊133。柳川地方でも潰家60余。

肥後・筑後地方で強震

1894年8月8日23時19分(明治27)熊本県北部 N32.8° E131.0° H:極浅 M:6.3

阿蘇郡永水村で家屋土蔵破損15、石垣の崩壊が多かった。長陽村で家屋破損1、石垣崩壊9。

1895年8月27日22時42分(明治28)熊本県北東部 N32.8° E131.0° H:極浅 M:6.3

阿蘇郡山西村で土蔵破損400、堤防亀裂8、石垣崩壊22、石碑・石灯籠の転倒多し。永水村で家屋破損5。その他の諸村で小被害。肥後・筑後地方で強震。

1906年3月17日21時20分(明治39)熊本付近 N32.8° E130.8°

熊本市内で陶器店・ガラス店にて多少の被害。

最大震度Ⅳ：熊本〔出典：熊本県の気象百年（熊本地方気象台）〕

1907年3月10日22時03分(明治40)熊本付近 N32.9° E130.7° :極浅 M:5.4

煉瓦煙突破壊1、家・倉庫壁の亀裂3などの軽被害。最大震度Ⅳ：熊本

1909年11月10日15時13分(明治42)宮崎・熊本県境 N32.3° E131.1° H:約150km

M:7.6 震域広く日向・土佐で潰家・死者あり。宮崎市で被害大。県内で負傷3。

最大震度Ⅴ：宮崎・大分・鹿児島・佐賀・岡山・徳島・広島など。震度Ⅳ熊本。

1931年12月21日14時47分(昭和6)八代海 N32.5° E130.5° H:10km M:5.5

大矢野島群発地震。22日と26日にM:5.6、5.9の地震(下記)。21日、22日の地震により八代町沿岸に多少の被害。26日の地震により八代郡田浦付近で壁の剥落50～60、堤防亀裂、石垣崩壊等の被害。大矢野島の護岸・堤防決壊す。最大震度Ⅴ：牛深。

1931年12月22日22時08分(昭和6)八代海 N32.6° E130.6° H:0km M:5.6

被害は上記の地震と重複。最大震度Ⅴ：牛深

1931年12月26日10時42分(昭和6)八代海 N32.6° E130.6° H:10km M:5.9

被害は上記の地震と重複。最大震度Ⅴ：牛深

1937年1月27日16時04分(昭和12)熊本県中部 N32.7° E130.8° H:30km M:5.1

上益城郡秋津村で長さ10間(18m)幅3尺(0.9m)の石橋崩れ落つ。最大震度Ⅴ：牛深

1941年11月19日01時46分(昭和16)日向灘 N32.0° E132.1° H:0km M:7.2

日向灘地震。大分・宮崎・熊本の三県で死者2・負傷18、家屋全壊27・半壊32

その他、石垣崩壊、煙突破損、道路破壊等あり。宇和島・宿毛でも軽微な被害。

九州の東岸・四国の西岸に津波襲来し、細島・青島・宿毛で波高約1m。船舶の転覆流失あり。

干潮時のため津波による陸上の被害なし。余震多く、30日までに有感23回・無感71回

最大震度Ⅴ：宮崎・人吉・宿毛・延岡

1960年5月24日 南米チリ沖 M:8 1/4～8 1/2

23日04時11分20秒日本時、南米チリ沖で大地震。大津波が発生し地震発生後ほぼ一昼夜を経過

して日本の東海岸各地に来襲して被害を生じた。

大分・宮崎・鹿児島各県でかなりの被害を受け、24日08時頃、熊本県の天草方面も潮位のため若干の被害があった。

本渡市 床上浸水3戸、床下浸水3戸

下長尾 扉門決壊1、バス路線浸水一時交通遮断

1968年2月21日08時51分(昭和43)宮崎県南西部 N32.0° E130.7° H:0km M:5.7

えびの地震。2月10日頃から前震あり、この地震に引き続き21日10時45分(M:6.1)22日19時19分(M:5.6)にも地震があり、これらの地震で被害が発生した。多数の余震あり。死者3・負傷42、家屋全壊368・半壊3,176、非住家被害1,494、道路被害73、橋梁損壊9、堤防亀裂4、山(崖)崩れ44、鉄道被害6、通信施設被害100。

最大震度V:人吉

1968年2月21日10時45分(昭和43)宮崎県南西部 N32.0° E130.7° H:0km M:6.1

えびの地震の最大規模の地震。被害は上記の地震と重複。最大震度V:人吉。

1968年2月22日19時19分(昭和43)宮崎県南西部 N32.0° E130.8° H:0km M:5.6

被害は上記の地震と重複。最大震度IV:人吉。

1968年3月25日01時21分(昭和43)宮崎県南西部 N32.0° E130.7° H:10km M:5.4

えびの地震の余震。死者3、住家全壊18・半壊147、非住家被害309、道路損壊6、橋梁破損5、山(崖)崩れ11、通信施設被害97。最大震度IV:人吉。

1975年1月23日23時19分(昭和50)熊本県北東 N33.0° E131.1° H:0km M:6.1

阿蘇郡一の宮町手野地区に被害集中。負傷10、道路損壊12、山(崖)崩れ15。最大震度V:阿蘇山

1984年8月7日04時06分(昭和59)日向灘 N32.4° E132.2° H:33km M:7.1

宮崎・大分・熊本の各県で被害。負傷9、建物一部破損319など。弱い津波があり、延岡で18cmを記録。最大震度IV:宮崎・延岡・油津・大分・熊本・宇和島。

1987年3月18日12時36分(昭和62)日向灘 N32.0° E132.1° H:48km M:6.6

宮崎県で被害大。死者1・負傷若干のほか、建物・道路などに被害があった。大分・熊本県でも被害あり。最大震度IV:熊本、阿蘇山、人吉。

〔ここまでの出典:日本被害地震総覧他〕

1997年3月26日17時31分(平成9)薩摩地方 N31°58.3' E130°21.5' H:12km M:6.6

水俣市を中心にシラス崩れ、壁の亀裂、窓ガラス割れ、落石等の被害発生。

最大震度:4(熊本市京町、八代市、松橋町、人吉市、牛深市、芦北町、大矢野町)

1997年5月13日14時38分(平成9)薩摩地方 N31°56.9' E130°18.1' H:9km M:6.4

水俣市を中心にシラス崩れ、がけ崩れ、屋根瓦の落下、家屋のひび割れ等の被害発生。

最大震度:4(八代市、松橋町、人吉市、芦北町、大矢野町)

1999年3月9日12時53分(平成11)阿蘇地方 N32°56.2' E131°01.1' H:10km M:4.8

西原村、長陽村等においてブロック塀の倒壊、屋根瓦の落下、落石等の被害発生。

最大震度:4(※旭志村)

2000年6月8日 9時32分(平成12)熊本地方 N32° 41.5' E 130° 45.7' H : 10km M : 5.0

益城町、嘉島町、御船町で屋根瓦多数落下、砥用町で落石被害発生。

最大震度：5弱(※富合町、※嘉島町)

2001年1月10日19時09分(平成13)阿蘇地方 N32° 48.3' E 131° 07.9' H : 5km M : 4.1

高森町で落石、水道管破裂、屋根瓦の落下、窓ガラス破損等の被害発生。

最大震度：3 (※産山村、※波野村、※蘇陽町、※白水村、※久木野村、※長陽村、※清和村)

[高森町の文部科学省設置の地震計で震度5強を表示]

2005年6月3日 4時16分(平成17)天草芦北地方 N32° 29.7' E 130° 32.8' H : 11km M : 4.8

負傷者2名(重傷者1名)

最大震度：5弱(上天草市大矢野町)

2011年10月5日23時33分(平成23)熊本地方 N32° 54.8' E 130° 51.0' H : 10km M : 4.5

住家の一部破壊 最大震度5強(菊池市旭志)

2016年 4月 14日 21時 26分(平成 28)熊本地方

N32° 44.5' E130° 48.5' H:11km M:6.5

2016年 4月 16日 1時 25分(平成 28)熊本地方

N32° 45.2' E130° 45.7' H:12km M:7.3

2019年 1月 3日 18時 10分(平成 31)熊本地方

N33° 01.6' E130° 33.3' H:10KM M:5.1 最大震度6弱(和水町)

平成 28年熊本地震において、日奈久断層帯(高野一白旗区間)の活動に伴う前震と布田川断層帯(布田川区間)の活動に伴う本震が発生。最大震度7の揺れがわずかに28時間以内に2度発生した(前震では益城町、本震では益城町と西原村において観測)。その被害は甚大なものであり、死者 273名、重軽傷者 2,739名、住家被害は全壊 8,657棟、半壊 34,489棟、被害額は約 3.8兆円にのぼる。(令和5年5月12日時点)また、国道 57号や阿蘇大橋などの幹線道路の寸断や電気、水道、ガスなどのライフラインの停止など、県民の生活を支えるインフラに甚大な被害が発生した(停電約 45万件、ガス供給停止約 10万件、断水約 39万件)。さらに、日本3大名城の一つである熊本城のほか、水前寺成趣園や阿蘇神社などの文化財も大きな被害を受けた。なお、活発な余震活動により、市町村が開設した避難所には、最大で 183,882 人(県人口の約1割。平成 28 年4月 17日(日)午前9時30分時点)が避難。さらに、避難所以外の施設への避難や、商業施設の駐車場・公園・グラウンド等での車中避難、自宅の軒先への避難が発生し、頻発する余震活動の影響から避難所の開設期間は長期化した。(発災から平成28年 11月 18 日まで開設)このように被害が広範かつ甚大であったため、地震発生直後の平成28 年4月 14 日に、県内全 45 市町村に災害救助法が適用され、同月25 日には激甚災害、同月 28 日には全国で4例目の特定非常災害に指定された。

4. 熊本、阿蘇山、人吉、牛深における震度別地震回数（震度1以上）

本県における震度別地震発生数は次のとおりである。

年	震度 観測点	1	2	3	4	5	合計
1904年 明治37	熊 本	13	0	1	0	0	14
1905年 明治38	熊 本	40	2	0	1	0	43
1906年 明治39	熊 本	58	0	1	2	0	61
1907年 明治40	熊 本	107	0	3	1	0	111
1908年 明治41	熊 本	13	1	0	0	0	14
1909年 明治42	熊 本	13	1	0	1	0	15
1910年 明治43	熊 本	5	0	0	0	0	5
1911年 明治44	熊 本	5	1	1	0	0	7
1912年 明治45	熊 本	12	0	0	0	0	12
1913年 大正 2	熊 本	5	0	1	1	0	7
1914年 大正 3	熊 本	7	1	0	0	0	8
1915年 大正 4	熊 本	10	0	0	0	0	10
1916年 大正 5	熊 本	12	4	0	0	0	16
1917年 大正 6	熊 本	2	0	0	0	0	2
1918年 大正 7	熊 本	8	0	0	0	0	8
1919年 大正 8	熊 本	12	0	0	0	0	12
1920年 大正 9	熊 本	7	0	0	0	0	7

年	震度 観測点	1	2	3	4	5	合計
1921年 大正10	熊 本	7	0	0	0	0	7
1922年 大正11	熊 本	20	1	2	1	0	24
1923年 大正12	熊 本	12	3	0	0	0	15
1924年 大正13	熊 本	16	2	0	0	0	18
1925年 大正14	熊 本	18	1	0	0	0	19
1926年 大正15	熊 本	12	4	1	0	0	17
1927年 昭和 2	熊 本	10	1	2	0	0	13
1928年 昭和 3	熊 本	19	6	1	0	0	26
1929年 昭和 4	熊 本	28	12	2	0	0	42
1930年 昭和 5	熊 本	20	6	1	0	0	27
1931年 昭和 6	熊 本	26	5	5	0	0	36
1932年 昭和 7	熊 本	7	3	0	0	0	10
1933年 昭和 8	熊 本	26	12	2	0	0	40
	阿蘇山	98	32	24	7	0	161
1934年 昭和 9	熊 本	7	5	1	0	0	13
	阿蘇山	5	4	4	0	0	13
1935年 昭和10	熊 本	9	3	1	0	0	13
	阿蘇山	8	3	0	0	0	11
1936年 昭和11	熊 本	6	1	1	0	0	8
	阿蘇山	2	1	0	0	0	3
1937年 昭和12	熊 本	21	13	3	3	0	40
	阿蘇山	8	7	1	0	0	16

年	震度	1	2	3	4	5	合計
	観測点						
1938年	熊 本	5	4	0	0	0	9
昭和13	阿蘇山	0	0	0	0	0	0
1939年	熊 本	8	2	0	1	0	11
昭和14	阿蘇山	1	0	1	0	0	2
1940年	熊 本	7	0	0	0	0	7
昭和15	阿蘇山	2	0	0	0	0	2
1941年	熊 本	13	4	1	1	0	19
昭和16	阿蘇山	2	3	1	0	0	6
1942年	熊 本	9	8	1	0	0	18
昭和17	阿蘇山	1	6	1	0	0	8
1943年	熊 本	25	9	2	0	0	36
昭和18	阿蘇山	0	3	0	0	0	3
	人 吉	4	6	0	0	0	10
1944年	熊 本	13	4	1	0	0	18
昭和19	阿蘇山	5	12	0	0	0	17
	人 吉	2	3	2	0	0	7
1945年	熊 本	7	3	0	0	0	10
昭和20	阿蘇山	2	2	0	0	0	4
	人 吉	0	0	0	0	0	0
1946年	熊 本	13	12	5	1	0	31
昭和21	阿蘇山	8	2	2	1	0	13
	人 吉	6	4	0	1	0	11
1947年	熊 本	14	9	4	0	0	27
昭和22	阿蘇山	3	1	0	0	0	4
	人 吉	7	4	0	0	0	11
1948年	熊 本	4	10	2	1	0	17
昭和23	阿蘇山	2	3	0	0	0	5
	人 吉	5	3	2	0	0	10
1949年	熊 本	7	10	2	0	0	19
昭和24	阿蘇山	8	2	1	0	0	11
	人 吉	5	3	0	0	0	8
1950年	熊 本	3	6	1	0	0	10
昭和25	阿蘇山	3	2	0	0	0	5
	人 吉	1	3	2	0	0	6
	牛 深	0	0	0	0	0	0

年	震度	1	2	3	4	5	合計
	観測点						
1951年	熊 本	10	1	3	0	0	14
昭和26	阿蘇山	3	1	0	0	0	4
	人 吉	0	1	1	0	0	2
	牛 深	2	0	0	0	0	2
1952年	熊 本	4	1	0	0	0	5
昭和27	阿蘇山	0	1	0	0	0	1
	人 吉	3	0	0	0	0	3
	牛 深	0	0	0	0	0	0
1953年	熊 本	6	2	0	0	0	8
昭和28	阿蘇山	7	6	0	0	0	13
	人 吉	4	1	0	0	0	5
	牛 深	1	0	0	0	0	1
1954年	熊 本	4	0	0	0	0	4
昭和29	阿蘇山	3	4	0	0	0	7
	人 吉	2	0	0	0	0	2
	牛 深	0	0	0	0	0	0
1955年	熊 本	3	1	1	0	0	5
昭和30	阿蘇山	5	1	0	0	0	6
	人 吉	0	0	0	0	0	0
	牛 深	0	0	0	0	0	0
1956年	熊 本	3	0	1	0	0	4
昭和31	阿蘇山	3	3	0	0	0	6
	人 吉	4	1	0	0	0	5
	牛 深	0	0	0	0	0	0
1957年	熊 本	0	3	0	0	0	3
昭和32	阿蘇山	1	1	0	0	0	2
	人 吉	1	2	0	0	0	3
	牛 深	0	0	0	0	0	0
1958年	熊 本	11	4	1	0	0	16
昭和33	阿蘇山	1	3	1	0	0	5
	人 吉	4	3	0	0	0	7
	牛 深	1	1	0	0	0	2
1959年	熊 本	3	1	1	0	0	5
昭和34	阿蘇山	0	1	1	0	0	2
	人 吉	1	2	0	0	0	3
	牛 深	1	1	0	0	0	2

年	震度	1	2	3	4	5	合計
	観測点						
1960年 昭和35	熊 本	6	3	1	0	0	10
	阿蘇山	4	1	0	0	0	5
	人 吉	4	2	2	0	0	8
	牛 深	0	0	0	0	0	0
1961年 昭和36	熊 本	13	3	3	0	0	19
	阿蘇山	5	3	0	1	0	9
	人 吉	8	2	4	1	0	15
	牛 深	2	1	0	0	0	3
1962年 昭和37	熊 本	7	7	3	0	0	17
	阿蘇山	7	3	1	0	0	11
	人 吉	13	2	0	0	0	15
	牛 深	0	0	0	0	0	0
1963年 昭和38	熊 本	6	7	3	0	0	16
	阿蘇山	5	4	1	0	0	10
	人 吉	3	4	1	0	0	8
	牛 深	0	0	0	0	0	0
1964年 昭和39	熊 本	5	5	1	0	0	11
	阿蘇山	4	2	0	0	0	6
	人 吉	2	1	0	0	0	3
	牛 深	1	0	0	0	0	1
1965年 昭和40	熊 本	5	2	3	0	0	10
	阿蘇山	1	4	0	0	0	5
	人 吉	2	0	2	0	0	4
	牛 深	4	1	0	0	0	5
1966年 昭和41	熊 本	3	3	2	0	0	8
	阿蘇山	1	2	0	0	0	3
	人 吉	1	0	1	0	0	2
	牛 深	1	0	0	0	0	1
1967年 昭和42	熊 本	6	6	0	0	0	12
	阿蘇山	2	2	0	0	0	4
	人 吉	1	1	1	0	0	3
	牛 深	1	2	0	0	0	3
1968年 昭和43	熊 本	5	5	3	2	0	15
	阿蘇山	2	6	0	2	0	10
	人 吉	82	50	12	4	2	150
	牛 深	1	2	3	0	0	6

年	震度	1	2	3	4	5	合計
	観測点						
1969年 昭和44	熊 本	7	1	2	0	0	10
	阿蘇山	2	2	0	0	0	4
	人 吉	0	2	4	0	0	6
	牛 深	0	0	0	0	0	0
1970年 昭和45	熊 本	8	3	1	1	0	13
	阿蘇山	2	3	1	1	0	7
	人 吉	2	3	2	1	0	8
	牛 深	0	0	0	0	0	0
1971年 昭和46	熊 本	10	4	0	0	0	14
	阿蘇山	6	2	0	0	0	8
	人 吉	2	3	3	0	0	8
	牛 深	0	1	0	0	0	1
1972年 昭和47	熊 本	2	4	1	0	0	7
	阿蘇山	1	3	0	0	0	4
	人 吉	3	2	1	0	0	6
	牛 深	0	0	0	0	0	0
1973年 昭和48	熊 本	2	0	0	0	0	2
	阿蘇山	4	0	0	0	0	4
	人 吉	1	0	0	0	0	1
	牛 深	0	1	0	0	0	1
1974年 昭和49	熊 本	7	4	1	0	0	12
	阿蘇山	2	1	0	0	0	3
	人 吉	1	2	0	0	0	3
	牛 深	1	0	0	0	0	1
1975年 昭和50	熊 本	13	5	4	1	0	23
	阿蘇山	57	23	4	5	1	90
	人 吉	5	4	0	0	0	9
	牛 深	3	1	1	0	0	5
1976年 昭和51	熊 本	2	3	3	1	0	9
	阿蘇山	6	2	0	0	0	8
	人 吉	10	2	1	0	0	13
	牛 深	5	5	0	0	0	10
1977年 昭和52	熊 本	36	12	5	1	0	54
	阿蘇山	3	0	1	0	0	4
	人 吉	3	2	1	0	0	6
	牛 深	2	2	1	0	0	5

年	震度	1	2	3	4	5	合計
	観測点						
1978年 昭和53	熊 本	14	3	1	0	0	18
	阿蘇山	4	2	0	0	0	6
	人 吉	3	3	2	0	0	8
	牛 深	1	1	0	0	0	2
1979年 昭和54	熊 本	4	3	2	0	0	9
	阿蘇山	2	3	0	0	0	5
	人 吉	3	2	1	0	0	6
	牛 深	1	1	1	0	0	3
1980年 昭和55	熊 本	0	1	3	0	0	4
	阿蘇山	0	0	1	0	0	1
	人 吉	0	0	0	1	0	1
	牛 深	4	1	0	0	0	5
1981年 昭和56	熊 本	5	0	0	1	0	6
	阿蘇山	1	0	0	0	0	1
	人 吉	2	2	0	0	0	4
	牛 深	3	1	0	1	0	5
1982年 昭和57	熊 本	7	1	0	0	0	8
	阿蘇山	1	0	0	0	0	1
	人 吉	2	1	1	0	0	4
	牛 深	0	1	0	0	0	1
1983年 昭和58	熊 本	7	2	2	0	0	11
	阿蘇山	8	0	1	0	0	9
	人 吉	1	3	2	0	0	6
	牛 深	4	0	1	0	0	5
1984年 昭和59	熊 本	4	2	0	1	0	7
	阿蘇山	0	1	1	0	0	2
	人 吉	9	3	1	0	0	13
	牛 深	8	6	3	0	0	17
1985年 昭和60	熊 本	1	1	1	0	0	3
	阿蘇山	2	2	0	0	0	4
	人 吉	0	1	2	0	0	3
	牛 深	2	2	1	0	0	5
1986年 昭和61	熊 本	2	0	1	0	0	3
	阿蘇山	2	2	0	1	0	5
	人 吉	0	1	0	0	0	1
	牛 深	2	1	0	0	0	3

年	震度	1	2	3	4	5	合計
	観測点						
1987年 昭和62	熊 本	5	2	0	1	0	8
	阿蘇山	6	1	0	1	0	8
	人 吉	2	3	1	1	0	7
	牛 深	4	1	0	0	0	5
1988年 昭和63	熊 本	3	1	1	0	0	5
	阿蘇山	1	1	0	0	0	2
	人 吉	0	1	1	0	0	2
	牛 深	4	0	1	0	0	5
1989年 平成元年	熊 本	3	0	0	0	0	3
	阿蘇山	2	0	1	0	0	3
	人 吉	1	0	0	0	0	1
	牛 深	3	2	0	0	0	5
1990年 平成 2	熊 本	7	4	1	0	0	12
	阿蘇山	0	1	0	0	0	1
	人 吉	0	2	1	0	0	3
	牛 深	3	8	0	0	0	11
1991年 平成 3	熊 本	4	2	0	0	0	6
	阿蘇山	3	1	0	0	0	4
	人 吉	2	1	0	0	0	3
	牛 深	5	2	1	0	0	8
1992年 平成 4	熊 本	7	3	0	0	0	10
	阿蘇山	1	0	0	0	0	1
	人 吉	2	1	0	0	0	3
	牛 深	4	2	1	0	0	7
1993年 平成 5	熊 本	1	0	0	0	0	1
	阿蘇山	3	0	0	0	0	3
	人 吉	6	1	0	0	0	7
	牛 深	2	0	0	0	0	2
1994年 平成 6	熊 本	6	1	1	0	0	8
	阿蘇山	4	1	0	0	0	5
	人 吉	9	3	5	1	0	18
	牛 深	4	1	1	1	0	7
1995年 平成 7	熊 本	9	3	1	0	0	13
	阿蘇山	4	1	0	0	0	5
	人 吉	12	2	0	0	0	14
	牛 深	6	2	0	0	0	8

年	震度	1	2	3	4	5 弱	5 強	合計
	観測点							
1996年 平成 8	熊 本	10	6	1	1	0	0	18
	阿蘇山	6	0	2	0	0	0	8
	人 吉	15	5	1	2	0	0	23
	牛 深	2	1	0	0	0	0	3
1997年 平成 9	熊 本	16	4	5	1	0	0	26
	阿蘇山	11	2	1	0	0	0	14
	人 吉	32	11	3	3	0	0	49
	牛 深	26	11	2	1	0	0	40
1998年 平成10	熊 本	7	4	0	0	0	0	11
	阿蘇山	11	1	0	0	0	0	12
	人 吉	12	7	0	0	0	0	19
	牛 深	7	5	0	0	0	0	12
1999年 平成11	熊 本	11	5	2	0	0	0	18
	阿蘇山	12	2	1	0	0	0	15
	人 吉	13	3	1	0	0	0	17
	牛 深	6	2	0	0	0	0	8
2000年 平成12	熊 本	14	12	1	1	0	0	28
	阿蘇山	13	1	1	0	0	0	15
	人 吉	29	3	2	0	0	0	34
	牛 深	5	2	0	0	0	0	7
2001年 平成13	熊 本	8	2	1	0	0	0	11
	阿蘇山	6	1	2	0	0	0	9
	人 吉	6	1	2	0	0	0	9
	牛 深	0	0	0	0	0	0	0
2002年 平成14	熊 本	7	3	1	0	0	0	11
	阿蘇山	6	1	0	0	0	0	7
	人 吉	5	1	1	0	0	0	7
	牛 深	3	1	0	0	0	0	4
2003年 平成15	熊 本	16	5	0	0	0	0	21
	阿蘇山	5	0	0	0	0	0	5
	人 吉	10	1	1	0	0	0	12
	牛 深	2	0	1	0	0	0	3
2004年 平成16	熊 本	8	5	1	0	0	0	14
	阿蘇山	4	0	0	0	0	0	4
	人 吉	14	2	0	0	0	0	16
	牛 深	5	2	0	0	0	0	7

年	震度	1	2	3	4	5 弱	5 強	合計
	観測点							
2005年 平成17	熊 本	15	3	2	1	0	0	21
	阿蘇山	5	3	1	0	0	0	9
	人 吉	14	3	2	1	0	0	20
	牛 深	6	2	0	0	0	0	8
2006年 平成18	熊 本	5	8	0	0	0	0	13
	阿蘇山	4	3	0	0	0	0	7
	人 吉	9	2	2	0	0	0	13
	牛 深	6	4	0	1	0	0	11
2007年 平成19	熊 本	7	1	1	0	0	0	9
	阿蘇山	3	1	1	0	0	0	5
	人 吉	10	4	0	0	0	0	14
	牛 深	1	1	0	0	0	0	2
2008年 平成20	熊 本	6	1	0	0	0	0	7
	阿蘇山	4	0	0	0	0	0	4
	人 吉	8	3	0	0	0	0	11
	牛 深	0	0	0	0	0	0	0
2009年 平成21	熊 本	10	2	0	0	0	0	12
	阿蘇山	6	0	0	0	0	0	6
	人 吉	9	1	2	1	0	0	13
	牛 深	5	0	0	0	0	0	5
2010年 平成22	熊 本	3	0	1	0	0	0	4
	阿蘇山	7	0	1	0	0	0	8
	人 吉	2	0	0	0	0	0	2
	牛 深	2	0	0	0	0	0	2
2011年 平成23	熊 本	12	4	1	0	0	0	17
	阿蘇山	11	2	0	0	0	0	13
	人 吉	4	0	0	0	0	0	4
	牛 深	3	0	0	0	0	0	3
2012年 平成24	熊 本	9	5	0	0	0	0	14
	阿蘇山	9	0	0	0	0	0	9
	人 吉	5	1	0	0	0	0	6
	牛 深	1	0	0	1	0	0	2
2013年 平成25	熊 本	6	1	0	0	0	0	7
	阿蘇山	2	0	0	0	0	0	2
	人 吉	3	0	0	0	0	0	3
	牛 深	3	0	0	0	0	0	3

年	震度				6		6		7	合計
	観測点	1	2	3	4	5	弱	強		
2014年 平成26	熊 本	8	2	1	0	0	(0	0	0	11
	阿蘇山	7	2	1	0	0	(0	0	0	10
	人 吉	5	1	1	0	0	(0	0	0	7
	牛 深	5	1	0	0	0	(0	0	0	6
2015年 平成27	熊 本	10	4	1	0	0	(0	0	0	15
	阿蘇山	8	0	2	0	0	(0	0	0	9
	人 吉	3	1	2	0	0	(0	0	0	6
	牛 深	3	2	1	0	0	(0	0	0	6
2016年 平成28	熊 本	1150	422	122	31	5	1	1	0	1733
	阿蘇山	431	187	69	16	2	2	1	0	708
	人 吉	76	18	11	2	1	(0	0	0	108
	牛 深	56	13	4	1	0	(0	0	0	74
2017年 平成29	熊 本	81	34	6	1	0	(0	0	0	122
	阿蘇山	15	7	1	0	0	(0	0	0	23
	人 吉	8	3	0	0	0	(0	0	0	11
	牛 深	3	0	0	0	0	(0	0	0	3
2018年 平成30	熊 本	38	10	2	1	0	0	0	0	51
	阿蘇山	7	4	0	0	0	0	0	0	11
	人 吉	8	1	0	0	0	0	0	0	9
	牛 深	7	0	0	0	0	0	0	0	7
2019年 令和元	熊 本	33	10	3	0	0	(0	0	0	46
	阿蘇山	14	4	0	0	0	0	0	0	18
	人 吉	9	6	1	0	0	0	0	0	16
	牛 深	7	3	2	0	0	0	0	0	12
2020年 令和2	熊 本	16	4	1	0	0	0	0	0	21
	阿蘇山	6	1	0	0	0	0	0	0	7
	人 吉	4	0	0	0	0	0	0	0	4
	牛 深	5	1	0	0	0	0	0	0	6
2021年 令和3	熊 本	19	10	0	1	0	0	0	0	30
	阿蘇山	4	4	0	0	0	(0	0	0	8
	人 吉	11	1	0	0	0	0	0	0	12
	牛 深	4	0	0	0	0	0	0	0	4

年	震度						6	6		
	観測点	1	2	3	4	5	弱	強	7	合計
2022年 令和4年	熊 本	8	6	2	1	0	0	0	0	17
	阿蘇山	2	3	0	1	0	0	0	0	6
	人 吉	3	2	1	1	0	0	0	0	7
	牛 深	5	1	1	0	0	0	0	0	7
2023年 令和5年	熊 本	9	6	2	0	0	0	0	0	17
	阿蘇山	8	2	0	0	0	0	0	0	10
	人 吉	4	0	0	0	0	0	0	0	4
	牛 深	1	1	0	0	0	0	0	0	2

第5節 被害想定

1. 地震の被害想定

平成23年3月に発生した東日本大震災は、観測史上最大のマグニチュード9.0という巨大な地震と津波により、広域かつ大規模な被害が発生するという未曾有の災害をもたらした。これを踏まえて熊本県では、近年の新しい科学的知見等を用い、県内で起こりうる最大クラスの地震及び津波の規模を推計し、各種被害の全体像の把握を行い、県や各関係機関が迅速かつ的確に対応できる防災体制づくりの基礎資料とする目的で、被害の推計を行ったところであり、ここでは2に掲げる条件の下で被害の概略値を求めたものである。

なお、本町に影響を与えると推測される新しいデータや知見が集まった段階で、今後もそれらを踏まえた地震・津波に関する被害の検討に努めるものとする。

2. 地震被害想定調査の前提条件

本調査で実施する地震動解析、津波解析、被害想定の内容や特徴は、以下のとおりである。

(1) 地震動解析

国が設定している各地震の断層諸元と、既存のボーリングデータや広域の地質図等から作成した地盤構造モデルを用いて、地震動解析を行った。

(2) 津波解析

国が設定している各地震の断層諸元と海域及び陸域の地形モデルを用いて、津波解析を行った。

(3) 被害想定

下表に示す項目について、対象地震ごとに被害想定を実施した。

項 目		調査対象区分	
		地 震	津 波
1. 建物被害	1.1. 液状化	●	
	1.2. 揺れ	●	
	1.3. 急傾斜地崩壊	●	
	1.4. 津波		○
	1.5. 地震火災	●	
2. 人的被害	2.1. 揺れ	●	
	2.2. 急傾斜地崩壊	●	
	2.3. 津波		○
	2.4. 地震火災	●	
3. ライフライン被害	3.1. 上水道	●	○
	3.2. 下水道	●	○
	3.3. 電力施設	●	○
	3.4. 電話・通信施設	●	○
	3.5. ガス(都市ガス)	●	○
	3.6. ガス(LPガス)	●	
	3.7. 家庭ごみ・粗大ごみ発生量	●	
4. 交通・輸送施設被害	4.1. 道路(高速道路、一般道路)	●	○
	4.2. 鉄道	●	○
	4.3. 空港 (※定性的評価)	●	
	4.4. 漁港・港湾	●	
5. 生活支障等	5.1. 避難生活者	●	○
	5.2. 帰宅困難者	●	
6. 災害廃棄物	6.1. 災害廃棄物(瓦礫)の発生	●	○
7. その他の被害	7.1. 災害時要援護者の被災	●	○
	7.2. 危険物・コンビナート施設被害	●	○
	7.3. 避難施設被害	●	○

(4) 想定シーン

建物及び人的被害のうち地震火災は時間帯等の影響を受けることから、以下のシーンを設定した。

① 発生の季節：冬季

② 発生時刻：夜（午前5時）：多くの人が自宅で就寝中に被災。家屋倒壊による人的被害の危険性が高い。

夕方（午後6時）：火気使用が最も高い時間帯。

③ 風速設定：火災は通常時として冬の「日平均の風速値」である3m/秒を、強風時として冬の「月最大風速の平均値」である11m/秒の2パターンを設定(※)。

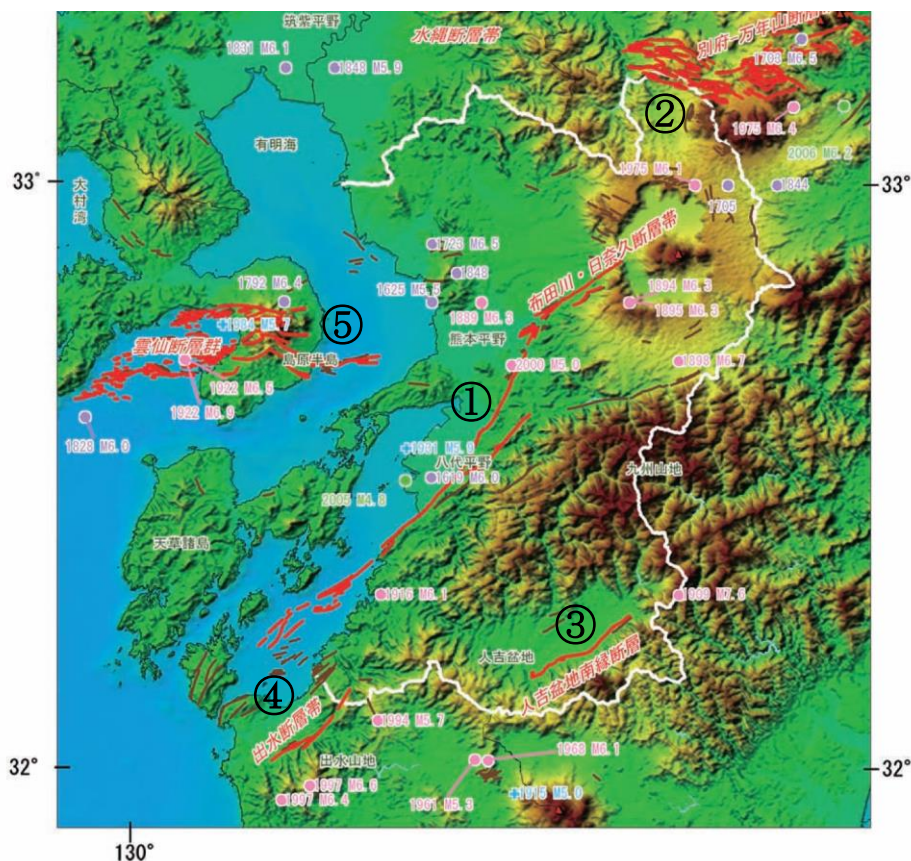
(※)風速データ：熊本地方気象台の観測記録（平成21～23年）を採用

(5) 対象地震

本県への被害が大きいと想定される以下の地震を対象に調査を行った。

	検討対象断層帯等	地震規模	30年以内発生確率
①	布田川・日奈久断層帯	[想定地震の震源域] 中部・南西部 連動	不 明
	＜参考＞	上記震源域単独時：（中部） ：（南西部）	（ほぼ0～6%） （不 明）
②	別府・万年山断層帯	M7. 3	ほぼ0～3% （最大2.6%）
③	人吉盆地南縁断層	M7. 1	1%以下
④	出水断層帯	M7. 0	ほぼ0～1%
⑤	雲仙断層群	南東部	不 明
	津波検討追加： 南西部北部・南西部南部 連動	M7. 5	不 明
地震調査研究推進本部 地震調査委員会 発表			
⑥	南海トラフ	(最大値)	M9. 0
			極めて低い
内閣府 中央防災会議 発表			

熊本県周辺の主要活断層（図面上の丸数字は上表の検討対象地震）



3. 被害想定結果

この調査により想定された被害は、次のとおりである。

項目 (注1)			布田川・日奈久断層帯 中部・南西部連動型 (注5)	別府・万年山断層帯 (注5)	人吉盆地南縁断層	出水断層帯	雲仙断層群 南東部単独	南海トラフ 最大値		
想定地震	地震の規模 及びタイプ等	規模	マグニチュード7.9	マグニチュード7.3	マグニチュード7.1	マグニチュード7.0	マグニチュード7.1	マグニチュード9.0		
		タイプ	活断層	活断層	活断層	活断層	活断層	プレート型		
		県内の最大想定震度	震度7	震度6強	震度7	震度6強	震度6弱	震度6弱		
	津波	津波高 (TP.m)	3.4 TP.m	対象外 (注2)	対象外 (注2)	対象外 (注2)	3.5 TP.m	3.8 TP.m		
		津波波高 (m)	1.2 m	対象外 (注2)	対象外 (注2)	対象外 (注2)	1.4 m	2.0 m		
物的被害	建物被害 (一般建物)	全壊棟数	計	28,000 棟	410 棟	5,400 棟	560 棟	11,500 棟	18,900 棟	
			液状化	3,600 棟	230 棟	780 棟	480 棟	1,100 棟	3,300 棟	
			揺れ	11,700 棟	160 棟	4,300 棟	50 棟	10 棟	20 棟	
			急傾斜地崩壊	250 棟	10 棟	20 棟	10 棟	- 棟	30 棟	
			津波	12,400 棟	対象外 (注2) 棟	対象外 (注2) 棟	対象外 (注2) 棟	10,300 棟	15,500 棟	
			地震火災	120 棟	10 棟	270 棟	10 棟	- 棟	50 棟	
		半壊数	計	82,300 棟	1,400 棟	11,400 棟	1,200 棟	40,900 棟	55,900 棟	
			液状化	5,300 棟	350 棟	1,200 棟	720 棟	1,700 棟	5,000 棟	
			揺れ	37,500 棟	1,000 棟	10,200 棟	430 棟	470 棟	3,200 棟	
			急傾斜地崩壊	540 棟	30 棟	30 棟	10 棟	- 棟	70 棟	
			津波	39,000 棟	対象外 (注2) 棟	対象外 (注2) 棟	対象外 (注2) 棟	38,700 棟	47,600 棟	
			建物被害 (避難施設)	全壊棟数	20 棟	- 棟	- 棟	- 棟	10 棟	20 棟
			半壊棟数	100 棟	- 棟	10 棟	- 棟	70 棟	100 棟	
		交通・輸送施設	道路	大被害(落橋・倒壊)	50 橋	10 橋	40 橋	- 橋	- 橋	- 橋
	中小被害(亀裂・損傷)			110 橋	10 橋	70 橋	- 橋	- 橋	- 橋	
	浸水道路延長			1,000 km	0 km	0 km	0 km	930 km	1,100 km	
	鉄道		大被害(落橋・倒壊)	10 橋	- 橋	- 橋	- 橋	- 橋	- 橋	
			中小被害(亀裂・損傷)	40 橋	- 橋	- 橋	- 橋	- 橋	- 橋	
			浸水鉄道延長	20 km	0 km	0 km	0 km	20 km	30 km	
	漁港・港湾		(漁港)被害岸壁数	540 岸壁	- 岸壁	- 岸壁	40 岸壁	40 岸壁	未算出 (注3) 岸壁	
			(港湾)被害岸壁数	280 岸壁	- 岸壁	- 岸壁	30 岸壁	20 岸壁	未算出 (注3) 岸壁	
	ライフライン		上水道	断水人口(発災直後)	789,800 人	16,000 人	50,400 人	9,700 人	16,400 人	未算出 (注3) 人
				浸水施設数	30 施設	0 施設	0 施設	0 施設	20 施設	30 施設
		下水道	支障人口	28,200 人	550 人	3,100 人	250 人	2,100 人	15,200 人	
			浸水施設数	20 施設	0 施設	0 施設	0 施設	20 施設	20 施設	
		電力	停電軒数	61,500 軒	810 軒	7,700 軒	790 軒	23,700 軒	37,600 軒	
			浸水施設数	- 施設	0 施設	0 施設	0 施設	- 施設	- 施設	
		電話・通信	不通回線数	1,100 本	20 本	300 本	20 本	430 本	700 本	
			浸水施設数	20 施設	0 施設	0 施設	0 施設	10 施設	20 施設	
		都市ガス	供給停止戸数	25,100 戸	- 戸	- 戸	- 戸	- 戸	- 戸	
			浸水施設数	- 施設	0 施設	0 施設	0 施設	- 施設	- 施設	
	LPガス	供給停止戸数	1,800 戸	40 戸	200 戸	- 戸	10 戸	40 戸		
災害廃棄物の発生量		5,502,100 t	82,200 t	620,300 t	74,900 t	2,562,200 t	3,755,300 t			
危険物・ コンビナート施設	被災施設数	- 施設	- 施設	- 施設	- 施設	- 施設	- 施設			
	浸水施設数	0 施設	0 施設	0 施設	0 施設	0 施設	0 施設			
人的被害	死者数	死者数	計	960 人	10 人	300 人	- 人	110 人	120 人	
			揺れ	730 人	10 人	280 人	- 人	- 人	- 人	
			急傾斜地崩壊	20 人	- 人	- 人	- 人	- 人	- 人	
			津波	140 人	対象外 (注2) 人	対象外 (注2) 人	対象外 (注2) 人	110 人	120 人	
			地震火災	70 人	- 人	20 人	- 人	- 人	- 人	
		重傷者数	計	4,700 人	60 人	750 人	10 人	1,300 人	1,800 人	
			揺れ	3,200 人	60 人	740 人	10 人	- 人	- 人	
			急傾斜地崩壊	20 人	- 人	- 人	- 人	- 人	- 人	
			津波	1,500 人	対象外 (注2) 人	対象外 (注2) 人	対象外 (注2) 人	1,300 人	1,800 人	
			地震火災	10 人	- 人	- 人	- 人	- 人	- 人	
		負傷者数	計	22,700 人	380 人	2,900 人	70 人	3,500 人	5,700 人	
			揺れ	19,200 人	380 人	2,900 人	70 人	240 人	1,300 人	
			急傾斜地崩壊	30 人	- 人	- 人	- 人	- 人	- 人	
			津波	3,500 人	対象外 (注2) 人	対象外 (注2) 人	対象外 (注2) 人	3,200 人	4,400 人	
		地震火災	20 人	- 人	10 人	- 人	- 人	- 人		
		災害時要援護者の死者数 (注4)		420 人	10 人	140 人	- 人	50 人	50 人	
		避難者数	避難生活者数	156,000 人	3,400 人	15,100 人	2,300 人	11,000 人	17,300 人	
疎開者数	84,000 人		1,800 人	8,100 人	1,200 人	5,900 人	9,300 人			
帰宅困難者数		90,700 人	24,400 人	9,800 人	1,200 人	5,900 人	90,300 人			

(注1) ここでは、冬の夜(午前5時)、風速11m/秒の際の被害を記載。

(注2) 別府・万年山断層帯、人吉盆地南縁断層、出水断層帯では、津波による被害は想定対象としていない。

(注3) 被害想定に必要な条件が中央防災会議より公表されなかったので算定していない。

(注4) 災害時要援護者の死者数は全体の内数である。

(注5) 布田川・日奈久断層帯 中部・南西部連動型と、別府・万年山断層帯では、項目ごとに被害が最大となるケースの被害数を記載している。

(注6) 地震・津波被害想定は、想定した地震や津波が発生すると、どのような被害が発生するか確率、統計や過去のデータから推定したものである。

小国町が最大の被害を受ける可能性があるものは次のとおり。

別府万年山断層地震の場合（ケース 1・2 の最大値） 最大震度：震度 6 強

注意！：今回の被害想定は中央防災会議等の検討手法を元に、熊本県が確率論的な手法を用いて被害量の推計を算出したものである。

※ 阿蘇地域の数値は 1000 未満は一の位、1000 以上は十の位を四捨五入している

※ 小国町の数値は小数点一の位を四捨五入している

【 人 的 被 害 】

■揺れによる被害想定

項 目	阿蘇地域	小国町
死亡者	10 人	8 人
内要援護者数	10 人	6 人
重傷者	60 人	48 人
負傷者	440 人	272 人

■急傾斜地崩壊による被害想定

項 目	阿蘇地域	小国町
死亡者	1 人未満	1 人未満
重傷者	1 人未満	1 人未満
負傷者	1 人未満	1 人未満

■地震火災による被害想定

項 目	阿蘇地域	小国町
死亡者	1 人未満	1 人未満
重傷者	1 人未満	1 人未満
負傷者	1 人未満	1 人未満

【 建 物 被 害 】

項 目		阿蘇地域	小国町
全 壊	液状化	30 棟	—
	揺 れ	190 棟	122 棟
	急傾斜崩壊	10 棟	10 棟
	地震火災	20 棟	3 棟
合 計		250 棟	135 棟
半 壊	液状化	50 棟	—
	揺 れ	1,000 棟	433 棟
	急傾斜崩壊	30 棟	21 棟
合 計		1,080 棟	454 棟

【 ライフライン等被害 】 ※発災直後

項 目	阿蘇地域	小国町
上水道被害所数	50 箇所	15 箇所
上水道断水人口	15,800 人	6,610 人
下水道支障人口	120 人	僅か
電気（停電件数）	520 軒	379 軒
電話不通回線数	20 回線	9 回線
L P ガス供給支障件数	40 軒	18 軒
家庭ごみ・粗大ごみ発生量	2,400 t /月	308 t /月
瓦礫発生量	52,200 t	29,840 t
橋梁被害	20 箇所	4 箇所

※鉄道・空港・港湾・コンビナートは該当なし

【 避 難 者 等 】

項 目	阿蘇地域	小国町
避難所生活者数	2,900 人	1,511 人
疎開者数	1,550 人	813 人
計	4,450 人	2,324 人
帰宅困難者数	4,900 人	200 人

第 2 章 災 害 予 防 計 画

第 1 節 地域防災力向上計画

住民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に基づき、平時より災害に対する備えを心がけるとともに、自治会等における地域活動を通じて、地域の防災活動に積極的に参加するなど積極的なコミュニティづくりを進め、地域一体となった防災・減災体制の構築に努める。

町は、地域における自助・共助の推進について、大雨や台風などの災害に備え、住民一人一人があらかじめ災害時の避難行動を時系列にまとめる「マイタイムライン（防災行動計画）」の普及を始めとして、住民等に啓発を行うとともに、自助・共助の取り組みが適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報等に関する専門家を活用し、地域防災リーダーや率先して自ら避難することで、他の住民の避難を誘発する「率先避難者（ファーストペンギン）の育成を図るものとする。

また、災害時には、早めの避難等の命を守る行動をとるとともに、近隣住民等と協力した防災活動に努めるものとする。

1. 自助

住民は、「自らの身の安全は自ら守る」、「自分で出来ることは自分で行う」が基本であることに自覚を持ち、平時に防災知識の習得に努め災害に備えるものとする。

また、災害時には、早めの避難等の命を守る行動をとるとともに、近隣住民等と協力した防災活動に努めるものとする。

（1）平時の取組

ア 知識等の取得

- ・過去の災害の発生状況
- ・気象予報警報等の種別と対策
- ・防災訓練等への参加

イ 事前の確認

- ・指定緊急避難場所、指定避難所、避難路、避難方法、災害危険箇所
- ・家族等との緊急・安否確認方法
- ・就寝場所の安全確保
- ・災害情報の入手方法
- ・近隣の井戸の位置等の確認
- ・防災行政無線個別受信機等のスイッチ確認
- ・命を守る「マイタイムライン」の作成

ウ 事前の備え

- ・地震保険など自然災害に備えた適切な保険や共済への加入、住宅の耐震化、家具の固定、ブロック塀の補強
- ・防災メールサービスへの登録
- ・最低 3 日分（推奨 1 週間分）の水・食料等生活必需品の備蓄（日常備蓄 ※含む）
※日常備蓄：日頃利用している食料品や生活必需品を少し多めに購入しておく備蓄方法で無駄にならない。
- ・非常持ち出し品（非常食品、マイナンバーカード、お薬手帳、着替え、懐中電灯、ラ

- ジオ等)の準備(※非常用持ち出し品として準備しておく物は、薬の服用の有無や家族の状況によって異なる。)
- ・自動車へのこまめな満タン給油

2. 共助

住民は、「自分たちの地域は自分たちで守る」、「地域で出来ることは地域で行う」ことが基本であることを認識し、平時から自治会や自主防災組織・事業所等での地域活動を通じて防災活動に参加するなど、積極的なコミュニティづくりを進めるとともに、次に掲げる平時及び災害時の活動を行うように努めるものとする。

(1) 平時の活動

- ア 防災に関する知識の普及
- イ 地域一体となった防災訓練の参加(町等と連携した訓練等)
 - ・避難指示等の地域への情報伝達訓練
 - ・被害状況(安否確認含む)の把握、町への情報伝達訓練
 - ・避難行動要支援者等に対する避難支援訓練
 - ・避難所の運営訓練
 - ・消火訓練等
- ウ 情報の収集伝達体制の整備
- エ 火気使用設備器具等の点検
- オ 防災用資器材等の備蓄および管理
- カ 危険個所の点検・情報共有
 - ・地域の見廻り
 - ・地域防災ハザードマップの作成
 - ・避難行動要支援者の把握
 - ・地域内にある他組織との連携促進

(2) 災害時の活動

- ア 地域内の被害状況等の情報収集・市町村への伝達
- イ 出火防止・初期消火の実施
- ウ 地域内における避難指示等の情報伝達
- エ 地域住民に対する安否確認及び避難誘導
- オ 避難行動要支援者等に対する避難支援
- カ 救出・救護活動への協力
- キ 避難所の運営
- ク 見廻り等による避難所以外の避難者の情報の把握
- ケ 避難所における給食・給水及び物資配布等の協力

3. 事業所による防災力の向上

- (1) 事業所は、地域の防災訓練等へ積極的に参加する等、平時から地域の住民とコミュニケーションを図り、特に要配慮者利用施設においては、災害に備えて避難方法の検討や訓練を行うものとする。また、災害発生時に速やかに避難行動をとり、避難後の避難所運営の

- 手助けを行う等、自助・共助に基づく自発的な地区内の防災活動を行うよう努める。
- (2) 事業所は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置の積極的活用を図るよう努めるものとする。
- (3) 事業所は、災害時に事業所の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるものとする。
- ア 防災体制の整備
- イ 防災訓練の実施
- ウ 事業所の耐震化・耐浪化
- エ 予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し
- オ 電気・水道・ガス 等の重要なライフラインの供給停止への対応
- カ 取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施
- (4) 食料・飲料水・生活必需品の提供、防災応急対策等業務を業とする企業等は、県、市町村との災害時応援協定の締結や防災訓練への参加等により各種防災施策の推進に協力するよう努めるものとする。

第2節 防災知識普及計画

1. 計画の方針

地震による災害を最小限に食い止めるためには、町及び防災関係機関による災害対策の推進はもとより、町民一人一人が日頃から地震災害についての認識を深め、災害から自らを守るとともにお互いに助け合うという意識と行動が必要である。

町は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

なお、防災知識の普及は、災害予防・災害応急措置の実施の任にある各機関が、それぞれ普及を要する事項について単独または共同して、計画的かつ継続的に行うものとする。

また、町は、学校教育はもとより様々な場で地震災害と防災に関する町民の理解向上に努めるものとする。

さらに、小国町は、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者への対応や男児双方の指定医等を踏まえながら防災教育を実施するものとする。

2. 職員に対する防災教育

地震災害発生時に地域防災計画の実行上の主体となる町職員には、地震災害に関する豊富な知識が必要とされるほか、これらの知識に基づく適切な判断力が求められる。

このため、町は、防災業務に従事する職員に対して次の防災教育を実施し、市町村長をはじめ防災担当職員の震災に関する知識の習得及び判断力の養成を図り、防災体制の確立等防災活動の円滑な推進を図るものとする。

また、日頃、防災業務に従事しない職員でも、災害時において直ちに対応できるよう、簡潔なマニュアル作成に留意し、研修会の実施などを通じて、組織全体の防災対応能力向上に努めるものとする。

なお、県及び市町村は、被災地への職員派遣を積極的に行い、災害対応で得られたノウハウや経験を職員全体で共有できるよう努める。

(1) 教育の内容

- ① 小国町地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
- ② 非常参集の方法
- ③ 地震の原因、対策等の科学的、専門的知識
- ④ 過去の主な被害事例
- ⑤ 防災関係法令の運用
- ⑥ 防災システムの操作方法
- ⑦ その他必要な事項

(2) 教育の方法

- ① 講演会、研修会等の実施
- ② 防災活動の手引き等印刷物の配布

3. 住民に対する防災知識の普及

町は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本について、一般住民が自覚を持ち、防災意識の高揚が図られるよう、次により地震に関する防災知識の普及徹底を図るものとする。そのために地震に関する情報を住民が容易に理解できるよう、地震情報（震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）、東海地震に関連する情報、南海トラフ地震に関連する情報等の解説に努め、報道機関等の協力を得て、住民に迅速かつ正確な情報を伝達するものとする。

また、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。

更に、地震に関する想定や予測が不確実であることを踏まえ、住民等が地震発生時に、刻々と変わる状況に臨機応変の避難行動をとることができるよう、防災教育などを通じて関係主体による危機意識の共有・リスクコミュニケーションに努め、地震想定の数値等の正確な理解の促進を図るものとする。

(1) 普及の内容

- ① 地震に関する一般的知識
- ② 過去の主な被害事例
- ③ 地震災害対策の現状
- ④ 地震被害想定調査結果
- ⑤ 平常時の心得(日頃の準備)
 - ア 住宅の点検(住宅の耐震化・不燃化、ブロック塀補強等)
 - イ 屋内の整理点検(家具転倒防止等)
 - ウ 火災の防止
 - エ 応急救護

- オ 3日分の食料（推奨1週間）の食糧（食物アレルギー対応食品等含む）、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄
- カ 寝所位置等の確認（斜面崩壊対策等）
- キ 防災行政無線戸別受信機等のスイッチ立ち上げ
- ク 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の確認
- ケ 緊急連絡先の確認
- コ 家族間等による安否の確認方法
- サ 非常持出品の準備（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、健康保険証・おくすり手帳（コピーでも可）等）の準備
- シ 避難所生活のマナーとルール
- ス ペットを受け入れ可能な避難所
- セ ペットとの同行避難及び避難所での飼養の準備
- ソ 生活の再建に資する行動（被災後、片付けや修理前に被災箇所等の写真を撮影すること。）
- タ 自動車へのこまめな満タン給油
- チ 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方や、企業や学校の計画的な休業・休校等について

⑥ 地震発生時の心得

- ア 緊急地震速報を覚知した時の対応行動
- イ 場所別、状況別の心得
- ウ 出火防止及び初期消火
- エ 避難の心得
- オ 自動車運転者のとるべき措置

⑦ 被災者の生活再建等の支援

町は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査及び地震保険損害調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い等について、住民に周知するよう努めるものとする。

(2) 普及の方法

防災知識の普及に当たっては、報道機関等の協力を得るとともに、防災ハンドブックや体験学習等様々な手段の活用にも努めるものとする。

ア 社会教育を通じての普及

自主防災組織、防災士、PTA、成年団体、婦人団体等の活動や会合、各種研修会、講習会等の機会を活用する。

イ 広報媒体等による普及情報の出所を明確にしたうえで、次の媒体をはじめとする、有効かつ適切な媒体等を活用する。

- (ア) 町広報媒体の利用
- (イ) 広報車の巡回
- (ウ) 講習会、研修会等の開催

ウ 防災訓練等における普及

県及び町は、講習会への開催等を通じて、自然災害についての認識を深めるとともに、住民に対して各種訓練（消火訓練、避難訓練、総合防災訓練等）への積極的な参加を呼びかけ、住民参加型の訓練の実施等、体験による知識の普及及び技術の向上への取組みを継続的に実施する。

また、過去の災害の教訓を踏まえ、全ての住民が災害から自らの命を守るためには、一人一人が確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや正常性バイアス（自分は災害に遭わないという思い込み）の危険性等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。

4. 学校教育における防災知識の普及

町は、学校における体系的なかつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保、防災に関する教材の充実を図るものとする。

また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。

特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、地域と連携した避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。

(1) 児童生徒等に対する防災知識の普及

学校における防災知識の普及は、安全教育の一環として児童生徒等及び教職員の生命、身体の安全を守るため行うものである。

防災知識の普及は、各教科、特別活動における指導も含め、学校教育活動全体を通して行うものであり、その内容や指導の方法については、次の内容を中心に、学校の種別や児童生徒等の発達段階に応じて工夫を行い、実態に即した防災知識の普及を行うものとする

- ① 災害時の身体の安全確保の方法（緊急地震速報の対応行動等）
- ② 災害時の自助、共助、公助の考え方とそれぞれの役割
- ③ 地震等災害発生のおそれ
- ④ 防災対策の現状

なお、大規模地震が発生した場合において、自らの命を守るため主体的な行動がとれるよう、住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等について防災教育の中に取り入れるとともに、地震災害を想定した避難訓練等を実施するものとする。

また、災害時の保護者への児童の引き渡し方法について、あらかじめ検討し、周知するものとする。

(2) 指導者に対する防災知識の普及

研修会等を通じて、指導者の資質向上を図るものとする。

また、教職員の中から防災に関する専門知識を有する人材を育成し、県内外の大規模災害発生時に学校を支援できる体制を整備する。

5. 防災上重要な施設の管理者等の指導

町及び防災関係機関は、防災上重要な施設の、大規模集落施設等の管理者に対し、次の内

容を中心に地震災害に関する防災対策研修等を実施し、その資質の向上を図るものとし、特に出火防止、初期消火、避難誘導等発災時に対処しうる体制の整備を推進するものとする。

- (1) 避難誘導等防災体制の整備
- (2) 出火防止、初期消火等の任務分担
- (3) 防災業務従事者の安全確保

6. 事業所の防災対策の促進

(1) 事業所の防災力の向上

町は、優良事業所表彰等、事業所の防災活動を積極的に評価することにより、事業所における全従業員の防災意識や、防災力向上の促進を図るものとする。

また、事業所を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うとともに、研修会等による企業防災担当者の人材育成を図るものとする。

事業所は、災害時に事業所の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

(2) 事業所に対する事業継続計画（BCP）策定支援

町及び関係機関は、事業所が災害発生に伴い通常の事業活動が中断した場合に、事業活動上、最も重要な機能を可能な限り短い期間で再開できるように事前に来客者・従業員等の安全確保、二次災害の防止等を含む事業継続計画（BCP）の策定及びBCPの継続的な運用・見直しを行う事業継続マネジメント（BCM）の構築を支援する。

(3) 要配慮者施設の避難訓練等の状況の確認

県及町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画の策定状況や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

7. 防災知識の普及の時期

町及び防災機関は、「防災週間」、「防災とボランティア週間」等普及の内容により最も効果のある時期を選んで、住民に対し地震災害時のシミュレーション結果などを示しながらその危険性を周知させるとともに、適宜、防災避難訓練を実施するなど防災知識の普及啓発を行うものとする。

※ 防災の日：9月1日 津波防災の日：11月5日

防災とボランティアの日：1月17日

8. 防災相談

町及び防災機関は、一般住民に対する防災知識の普及活動の一環として、防災相談体制を整え、住民からの相談に随時、適切に対応するものとする。

9. 災害教訓の伝承

町等は、過去に起こった地震・津波の大災害の教訓を後世に伝えていくよう努めるものとする。

また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うとともに、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民による災害教訓を伝承する取組みを支援するものとする。

第3節 自主防災組織等育成計画

本計画は、近隣住民の協同の精神と連帯感に基づく防災組織の整備充実を図り、防災意識の高揚並びに人命の安全を確保するため、自主防災組織を編成し大規模な災害、事故等に備えるものである。

1. 自主防災組織の方針

大規模な地震災害が発生した場合、通信・交通の途絶等により防災関係機関の活動が著しく制限され、十分な活動ができないことが予想される。

このような場合には、地域住民が協力し合い、組織的に防災活動を行うことが、住民の生命・身体・財産を守る主要な力となり、この活動が最大限の力を発揮できる体制を確立しておくことが、被害の軽減を図るうえで、極めて重要である。

このため、県、町、事業者は地域住民により防災活動を担う組織「自主防災組織」を促進する。

災害時に自主防災活動をより効果的に行うためには、日頃から地域住民への啓発活動や訓練などを積み重ねておく必要がある。

- (1) 町民は、自らが被害の防止・軽減を図り、「自分たちの地域は自分たちで守る」、「地域でできることは地域で行う」を目的として、地域住民による自主防災組織づくりを積極的に進める。

また、町民は、平時から防災訓練を始めとする自主防災組織の活動に積極的に参加するとともに、地域の防災活動における自らの役割を自覚し、防災知識の習得に努める。

- (2) 町は、地域防災計画に、自主防災組織の整備計画を定め、県や消防などの関係機関と連携しながら、その結成を主体的に促進するとともに、自主防災組織の育成、強化に関して必要な支援、助言及び指導を行うものとする。

また、町は、自主防災組織と消防団や事業者等との連携体制の構築に努めるとともに、災害時に自主防災組織と連携して地域住民の安否確認や避難行動要支援者等の避難支援、避難所の自主運営等が円滑に行われるよう、平時からその活動状況を把握するとともに、地区防災計画の作成推進や訓練等を通して連携体制を確保するものとする。

2. 地域住民等の自主防災組織

(1) 組織の育成指導及び活動促進

町は、小国町地域防災計画に自主防災組織の整備計画を定め、町や消防などの関係機関と連携しながら自主防災組織の育成、強化に関して必要な支援、助言及び指導等を行うものとする。

町は、自主防災組織リーダー研修会で育成した防災リーダーは、自らが居住する地域の自主防災組織の活動の核となるよう、また、居住地以外における防災教育・訓練等の地域防災活動の活性化に資するよう、町と連携しながら、活用を図っていくものとする。

(2) 組織の編成単位

- ① 住民が連帯感に基づいて防災活動を行うことが期待できる規模であること。
- ② 住民の基礎的な日常生活圏域としての一体性をもっている地域であること。

(3) 組織づくり

既存の町内会、自治会等の自治組織を自主防災組織として育成することを基本とし、次のような方法により組織づくりをするものとする。その際、女性の参画の拡大や防災士の活用に努めるものとする。

- ① 町内会、自治会等の自治組織の活動の一環として防災活動を組み入れることにより、自主防災組織として育成する。
- ② 何らかの防災活動を行っている組織の活動の充実強化を図り自主防災組織として育成する。
- ③ 女性団体、PTA等その地域で活動している組織を活用して、自主防災組織として育成する。
- ④ リーダー研修会の実施、防災知識の啓発を行い、防災士等の自主防災組織の中心となるリーダーを育成することにより、自主防災組織の活動活性化を図る。

(4) 主な活動内容

① 平時の活動

- ア 防災に関する知識の普及
- イ 地域一体となった防災訓練の実施・参加（市町村や関係団体と連携した訓練等）
 - ・避難指示等の地域への情報伝達訓練
 - ・被害状況（安否確認含む）の把握、市町村への情報伝達訓練
 - ・避難行動要支援者等に対する避難支援訓練
 - ・避難所の運営訓練
 - ・消火訓練防災訓練の実施
- ウ 火気使用設備器具等の点検
- エ 防災用資機材等の備蓄及び管理
- オ 緊急連絡網の作成
- カ 危険個所の点検・情報共有
 - ・地域の見廻り
 - ・地域防災ハザードマップの作成
- キ 避難行動要支援者の把握

- ク 地域内にある消防団等の他組織との連携促進
- ② 災害時の活動
 - ア 地域内の被害状況等の情報収集及び市町村への伝達
 - イ 出火防止・初期消火の実施
 - ウ 地域内における避難指示等の情報伝達
 - エ 地域住民の安否確認及び避難誘導
 - オ 避難行動要支援者等に対する避難支援
 - カ 救出・救護活動への協力
 - キ 避難生活における避難場所、避難所の運営等
 - ク 避難所以外の避難者の情報の把握
 - ケ 避難所における給食・給水及び物資配布等の協力

3. 地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等避難行動要支援者の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行うこととする。

また、町は、町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

なお、町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

第4節 防災訓練計画

町等防災関係機関は、小国町地域防災計画等の習熟、関係機関の連携体制の強化、住民の防災意識の高揚を図ることを目的に、関係機関の参加と住民その他関係団体の協力を得て、大規模災害を想定した訓練を実施するものとする。

特に、住民・自主防災組織等が参加する防災・避難訓練に取り組みものとする。

また、訓練の際には、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮するとともに、男女双方の視点にも配慮するよう努めるものとする。

1. 町等防災関係機関の個別防災訓練

大規模地震発生時の活動の要となる防災関係機関については、その処理すべき事務又は業務を的確・迅速に処理することが要求されるため、繰り返し訓練を実施する必要がある。

このため、県・市町村をはじめとする防災関係機関は、単独又は共同で次の個別防災訓練を繰り返し実施し、各機関の災害対応能力の向上を図るものとする。

この場合、初動時の対処訓練や孤立地域対応訓練など具体的な事案を想定するとともに、実働訓練と図上訓練を組み合わせるなど効果的な訓練となるよう工夫を行うものとする。

- (1) 参集(非常呼集)訓練
- (2) 災害対策本部等設置訓練
- (3) 情報収集伝達(通信)訓練
- (4) 水防訓練
- (5) 消防訓練
- (6) 避難(誘導)訓練
- (7) 救出・救護訓練
- (8) 輸送訓練
- (9) 安否確認及び避難所運営訓練
- (10) その他必要な訓練

2. 住民等の訓練

大規模地震発生直後においては、地域住民の自主防災組織や事業所の自衛消防組織等による救出・救護、初期消火、避難誘導等の活動に期待することが大きく、これらの防災組織が災害発生時に適切な活動が行えるようにするためには日頃からの訓練の積み重ねが必要である。

このため、市町村・消防機関及び関係機関は、これらの防災組織の訓練について必要な助言及び指導を行うものとする。

なお、住民等が行う訓練については、自主防災組織のリーダーやサブリーダーに参加を求め、多くの住民を巻き込んだ効率的、実践的な訓練実施に努めるとともに、住民は地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努めるものとする。

3. 学校教育等での訓練

学校教育や社会教育において、防災教育を積極的に推進するとともに、地震災害を想定した避難訓練等を実施するものとする。

なお、訓練に当たっては、防災関係機関や家族、自主防災組織、地域住民等の参加が可能となるよう工夫に努める。

4. 訓練の時期・場所等

(1) 訓練の時期

「防災週間」及び「防災とボランティア週間」等啓発効果を含めて最も訓練効果のある時期を選んで積極的かつ継続的に実施するものとする。

(参考)防災の日：9月1日、津波防災の日：11月5日、防災とボランティアの日：1月17日

小国町防災避難訓練：本年は大字２地区で１１月に実施予定
（各大字持ち回りで実施）

(2) 訓練の場所

訓練の内容・規模により、最も訓練効果をあげ得る場所を選んで実施するものとする。

(3) 訓練の実施・指導等

町は、防災訓練を、昼間・夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく定期的に行うよう努め、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

(4) 訓練の工夫

防災訓練の実施に当たり、町は、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。

(5) 訓練実施における要配慮者等への配慮

防災訓練を実施する際は、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児等要配慮者に十分配慮するとともに、男女双方の視点にも配慮するよう努めるものとする。

(6) 訓練の検証

防災訓練の実施後は、訓練結果の事後評価を通して課題を明らかにし、その改善を行うとともに、次回以降の訓練に反映させるように努めるものとする。

第５節 地震観測施設等整備計画

本節は、気象庁(熊本地方気象台)、国立研究開発法人防災科学技術研究所及び県が設置した震度計により、地震発生時の迅速かつ正確な地震情報を収集し、防災関係機関の初動体制の早期確立を図るものである。

１．気象庁の観測施設

気象庁(熊本地方気象台)が設置している観測施設は、県内に13箇所あり、地震発生時においてこれらの施設、県及び国立研究開発法人防災科学技術研究所の観測施設の観測結果をもとに、気象庁が地震情報を発表し、関係機関に伝達している。

(1) 気象庁震度観測局一覧

地域 名称	市町村 名 称	震度発表 名 称	観測施設名	観 測 点 所 在 地
熊本県 阿 蘇 (地方)	南阿蘇村	南阿蘇村中松	計測震度計	阿蘇郡南阿蘇村大字中松字古坊中3845-12 (阿蘇山地震火山観測施設)
熊本県 熊 本	熊本市	熊本市西区春日	計測震度計	熊本市西区春日2-10-1 (熊本地方気象台)
	八代市	八代市平山新町	計測震度計	八代市平山新町
	八代市	八代市泉町	津波地震早期 検知網	八代市泉町柿迫

(地方)	玉名市	玉名市築地	津波地震早期 検知網	玉名市築地
	宇城市	宇城市松橋町	計測震度計	宇城市松橋町大野
熊本県 球 磨 (地方)	人吉市	人吉市西間下町	計測震度計	人吉市西間下町
	多良木町	多良木町多良木	計測震度計	球磨郡多良木町多良木
熊本県 天草・ 芦北 (地方)	天草市	天草市本町	津波地震早期 検知網	天草市本町本
	天草市	天草市牛深町	計測震度計	天草市牛深町286 (牛深特別地域気象観測所)
	芦北町	芦北町芦北	計測震度計	葦北郡芦北町大字芦北
	上天草市	上天草市大矢野町	計測震度計	上天草市大矢野町上

(2) 気象庁津波観測施設

観測点名称	観 測 点 所 在 地
苓北町都呂々	天草郡苓北町都呂々小川内地内

2. 防災科学技術研究所の観測施設

県内には国立研究開発法人防災科学技術研究所が整備した22箇所の震度観測施設があり、そのうち21箇所の震度観測施設が気象庁の発表する震度情報に活用されている。

No.	観測局	設 置 場 所	No.	観測局	設 置 場 所
1	小国	小国町大字宮原1567-1	12	八代	八代市新地町4-1
2	山鹿	山鹿市山鹿西上町1328-1	13	田浦	芦北町大字町田浦町653
3	玉名	玉名市中尾380	14	五木	五木村甲字下手2672-44
4	一の宮	阿蘇市一の宮町宮地4779	15	水俣	水俣市牧ノ内 1
5	大津	大津町引水62	16	人吉	人吉市蟹作町字西田1531-1
6	熊本	熊本市東区佐土原3丁目3503-1(東部土木センター)	17	多良木	多良木町多良木横馬場3146-1
7	高森	高森町高森2168	18	龍ヶ岳	上天草市龍ヶ岳町高戸1412
8	宇土	宇土市浦田町51	19	本渡	天草市本渡町本渡字丸田2547-2
9	矢部	山都町浜町瀬貝34-35	20	新和	天草市新和町小宮地658
10	三角	宇城市三角町波多2864-32	21	天草	天草市天草町高浜字八幡
11	砥用	美里町永富1510	22	牛深	天草市牛深町2286-103

3. 県の観測施設

県は、次のとおり県内73箇所(熊本市設置分1箇所を含む)に震度計を設置し、気象庁(熊本地方気象台)及び防災科学技術研究所の観測施設と併せて観測体制の整備を図っている。

No.	観測局	設 置 場 所	No.	観測局	設 置 場 所
1	熊 本	熊本市中央区大江3-1-3 熊本市消防局	27	松 島	上天草市松島町合津3538-3 松島庁舎
2	坂 本	八代市坂本町坂本1071 坂本支所	28	姫 戸	〃 姫戸町姫浦2502-3姫戸地域振興センター
3	千 丁	〃 千丁町新牟田1502-1 千丁支所	29	不知火	宇城市不知火町高良2273-1 不知火支所
4	鏡	〃 鏡町内田453-1 鏡支所	30	小 川	〃 小川町江頭100 小川支所
5	東 陽	〃 東陽町南1105-1 東陽支所	31	豊 野	〃 豊野町糸石3516-1 豊野支所
6	泉	〃 泉町柿迫3131 泉支所	32	阿 蘇	阿蘇市内牧1111-3 内牧支所
7	荒 尾	荒尾市宮内出目390 荒尾市役所	33	波 野	〃 波野大字波野2710 波野支所

8	水 俣	水俣市陣内1-1-1	水俣市役所	34	合 志	合志市竹迫2140	合志市役所
9	岱 明	玉名市岱明町野口2129	岱明総合支所	35	西合志	〃 御代志1661-1	西合志庁舎
10	横 島	〃 横島町横島3644	横島総合支所	36	城 南	熊本市南区城南町宮地1050	城南総合支所
11	天 水	〃 天水町小天7195-5	天水総合支所	37	富 合	熊本市南区富合町清藤405-3	富合総合支所
12	有 明	天草市有明町赤崎3383	有明支所	38	中 央	美里町馬場1100	中央庁舎
13	御所浦	〃 御所浦町御所浦3527	御所浦支所	39	玉 東	玉東町大字木葉759	玉東町役場
14	倉 岳	〃 倉岳町棚底1919	倉岳支所	40	菊 水	和水町江田3886	和水町役場
15	栖 本	〃 栖本町馬場179	栖本支所	41	三加和	〃 板楠70	三加和総合支所
16	五 和	〃 五和町御領2943	五和支所	42	南 関	南関町大字関町1316	南関町役場
17	河 浦	〃 河浦町河浦5253	河浦支所	43	長 洲	長洲町大字長洲2766	長洲町役場
18	山 鹿	山鹿市山鹿978	山鹿市役所	44	植 木	熊本市北区植木町岩野238-1	植木総合支所
19	鹿 北	〃 鹿北町四丁1612	鹿北総合支所	45	大 津	大津町大字大津1233	大津町役場
20	菊 鹿	〃 菊鹿町下内田713	菊鹿総合支所	46	菊 陽	菊陽町大字久保田2800	菊陽町役場
21	鹿 本	〃 鹿本町来民686	鹿本総合支所	47	南小国	南小国町大字赤馬場143	南小国町役場
22	鹿 央	〃 鹿央町合里158-1	鹿央総合支所	48	産 山	産山村大字山鹿488-3	産山村役場
23	菊 池	菊池市隈府888	菊池市役所	49	久木野	南阿蘇村河陰145-3	南阿蘇村役場
24	七 城	〃 七城町甲佐町74-1	七城総合支所	50	長 陽	〃 河陽3574	長陽庁舎
25	旭 志	〃 旭志小原240	旭志総合支所	51	白 水	〃 吉田1495	白水庁舎
26	泗 水	〃 泗水町福本383	泗水総合支所	53	西 原	西原村大字小森3259	西原村役場

No.	観測局	設 置 場 所	No.	観測局	設 置 場 所
54	御 船	御船町大字御船995-1 御船町役場	65	水 上	水上村大字岩野90 水上村役場
55	嘉 島	嘉島町大字上島530 嘉島町役場	66	相 良	相良村大字深水2500-1 相良村役場
56	益 城	益城町大字惣領1470 益城町保健福祉センター	67	山 江	山江村大字山田甲1356-1 山江村役場
57	甲 佐	甲佐町豊内719-4 甲佐町役場	68	球 磨	球磨村大字渡丙1730 球磨村役場
58	清 和	山都町大平385 清和総合支所	69	免 田	あさぎり町免田東1199 あさぎり町役場
59	蘇 陽	〃 今500 蘇陽総合支所	70	上	あさぎり町上北1874 上支所
60	竜 北	氷川町島地642 氷川町役場	71	岡 原	あさぎり町岡原北929 岡原支所
61	宮 原	〃 宮原栄久69-1 宮原振興局	72	須 恵	あさぎり町須恵1227 須恵支所
62	津奈木	津奈木町大字小津奈木2123 津奈木町役場	73	深 田	あさぎり町深田西955-1 深田支所
63	錦	錦町大字一武1587 錦町役場	74	苓 北	苓北町志岐660 苓北町役場
64	湯 前	湯前町1989-1 湯前町役場			

第6節 防災業務施設整備計画

本計画は、災害発生 of 未然防止及び被害の拡大防止のための水防、消防及び救助に必要な通信施設、各種機材器具等の整備または、推進、並びに防災業務施設の被害の予防を図るものである。

また、地震が発生し県内外から広域的な応援を受ける場合に、自衛隊、警察、消防を始めとする、応援隊等の人員・資機材・物資の集結・集積に必要な活動拠点について、確保を図るものである。

1. 施設整備計画

(1) 防災拠点施設

県・町庁舎、県出先機関、消防署、警察署等は、災害対策の重要な拠点となるため、庁舎、通信設備、非常用電源設備等を定期的に点検し、機能の維持・管理を行うとともに、必要に応じ施設や機能の充実強化を図るものとする。

また、防災行政無線等通信手段の機能強化、非常用電源設備及び自立分散型電源設備の整備促進し停電対策を図るとともに、燃料の備蓄・調達体制に配慮しておくものとする。

さらに、大規模な地震発生後も継続して機能を果たせるよう、情報システム等サーバ機器、ロッカー、書架等の転倒防止対策を行うとともに、定期的に確認を行うものとする。

なお、平成25年3月5日に小国町、南小国町、小国警察署の3者において、大規模災害等発生時における代替施設使用（各施設の機能喪失、使用不能な場合の代替施設使用）に関する協定を締結している。

① 庁舎施設整備計画

庁舎（出先機関も含む）は、地域における災害応急対策及び復旧対策の拠点となる施設であり、大規模地震発生時の機能の確保を図ることが重要である。このため、耐震性及び耐火性の確保に努めるとともに、庁舎及び設備等の管理者は、地震発生直後の点検及び応急復旧について平時から体制等の整備をしておくものとする。

また、災害発生時の被災者の円滑な救出・救助活動等に支障が生じないように、住民情報等の保管場所や保管媒体を複数確保するなどバックアップ体制を整備するものとする。

② 消防本部・署施設整備計画

消防本部及び署は、災害応急対策の拠点となる施設であり、大規模地震発生時の機能の確保を図ることが重要である。このため、耐震性及び耐火性の確保に努めるとともに、庁舎及び設備等の管理者は、地震発生直後の点検及び応急復旧について平時から体制等の整備をしておくものとする。

③ 警察施設整備計画

警察は、次の基本的な考え方に従い、警察施設の耐震性、耐火性等の確保に努めるものとする。

ア 災害発生時に災害応急対策の拠点となる警察施設については、その重要度を考慮し、耐震性・耐火性の強化に努める。

イ 警察本部等の警察の中核施設が破損した場合に、特に指揮機能及び通信機能を確保するため、耐震性及び耐火性があり、かつ、液状化の起こりにくい地域に所在する建物を選定して、警察本部等の代替施設としての整備を図る。

ウ ライフラインの途絶に対応するため、警察本部、隣接警察署等と連携し電源機能の確保に向けた燃料の備蓄について検討を進める。

エ 大規模災害発生時における被留置者の避難及び解放に備え、熊本県警察の被留置者の留置に関する訓令（昭和53年熊本県警察本部訓令第6号）第62条に規定する非常計画書について署員に周知徹底を図る。

オ 警察業務に支障が生じないように、複数の施設に警察情報のバックアップ体制の整備を図る。

カ 県警察無線は、警察本部、各警察署に設置した無線情報設備であり、次によりその整備を図ることとする。

- ・ 災害情報を迅速かつ的確に収集するため、無線機の増設を図る。

- ・ 災害情報を迅速かつ的確に伝達するため、衛星地球局等の通信施設の整備を図る。
- ・ 通信の信頼性を確保するため、通信施設の耐震性の向上を図る。

2. 防災活動拠点の確保

県において、大規模災害発生時における迅速かつ的確な災害応急活動に資するため、以下の広域防災活動拠点を整備するものとする。

(1) 広域防災活動拠点

- ① 災害想定 の 規模 : 広域の市町村に及ぶ大規模な地震・津波災害
- ② 応 援 の 規 模 : 県外からの応援
- ③ 役 割 : 広域、全県的な活動拠点
- ④ 拠 点 数 : 県内に数箇所程度
- ⑤ 指 定 の 状 況

名 称	対象地区	施設名等
広域防災活動拠点	県下全域	熊本県民総合運動公園、グランメッセ熊本、熊本県消防学校

(2) 九州域内の防災活動拠点

県は、県域を越えた広域的な災害に迅速に対応するため、阿蘇くまもと空港、天草空港を九州域内の防災活動拠点として効果的に活用することとし、空港施設や空港周辺県有地における受援、応援機能の強化に向けた整備等を行うものとする。

(3) その他の防災活動拠点の確保

今後、大規模な災害に限らず、相当規模の災害や市町村区域内の災害など、災害規模に応じた防災活動拠点（地区防災活動拠点、地域防災活動拠点など）の確保を図る。

(4) 防災活動拠点への設備整備

防災活動拠点となる施設には、非常用電源設備、耐震性貯水槽、防災行政無線、備蓄倉庫、臨時ヘリポート等の設備の整備を図るものとする。

第7節 物資・資機材整備・調達計画

被災者の応急救助対策の迅速かつ的確な実施に資するために、災害発生直後に必要となる物資・資機材の整備、調達体制について定める。県及び市町村は、大規模災害が発生し、物資や資機材の調達や輸送が平時のように実施できない場合に備え、初期の対応に必要な物資や資機材を整備する

とともに、調達に必要な体制の整備に努めるものとする。

1. 基本方針

- (1) 災害発生から数日間は、小売店等からの生活必需物資の調達や被災地域外からの支援が困難になる可能性があることから、それぞれにおいて必要となる物資の備蓄を行うとともに、調達先や輸送手段の把握・確保など必要な対策を講じるものとする。

- (2) 県及び市町村は、住民・事業者が、平時から最低3日間（推奨1週間分）の食料（アレルギー対応食品、介護食品等を含む。）、飲料水、生活必需物資を備蓄するよう啓発するものとする。
- (3) 市町村は、住民の備蓄を補完するため、物資の性質及び地域要因等を考慮し、分散備蓄に配慮するとともに、備蓄物資の整備・充実に努めるものとする。
- (4) 県は、毎年度当初に、災害応急救助のために必要な備蓄物資についての点検及び整備を実施するものとする。
- (5) 県は、救助に必要な物資の供給等が適正かつ円滑に行われるよう50 市、救助実施市及び必要な関係者との連絡調整を行うものとする。
- (6) 県及び市町村は、物資の調達供給体制の確保のため、あらかじめ、他自治体・民間事業者との協定の締結や輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。また、協定の締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。
- (7) 県及び市町村、その他防災関係機関は、災害時における業務継続の観点から、それぞれの災害対策要員向けの食料、飲料水等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄物資が不足する場合に備えて、他県、市町村、事業所等との協定締結等により、調達体制の確保に努めるものとする。

2. 食糧・衣料・生活必需品等の備蓄

- (1) 小国町の所有する救助物資等の備蓄品は小国町地域防災計画（一般災害対策編の資料編119頁）に記載のとおりである。

なお、今後も計画的に災害発生時に食糧・生活必需品の確保に努める。
- (2) 救助物資等の備蓄品の整備計画

り災害の応急救助対策の迅速かつ、的確に対応するため、今後も計画的に整備を進めていく。

2. 災害用装備資機材の整備充実

- (1) 資機材の整備充実

小国町の所有する災害対応資機材等の装備品は小国町地域防災計画（一般災害対策編の資料編）に記載のとおりである。

なお、災害応急対策の効果的実施のため、必要に応じて災害用資機材の整備充実に努めるものとする。
- (2) 資機材の調達

災害時における必要な資機材等の円滑な調達・支援要請等を図るため、平素から防災関係機関・団体相互間の緊密な連携・協力関係の保持に努めるものとする。
- (3) 防災関係機関や民間事業との連携

町は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について地域内の備蓄量、供給量を把握した上で、不足が懸念される場合には、防災関係機関・団体相互間の緊密な連携に努めるものとする。

3. 燃料備蓄

町は、支援物資供給、救急医療、道路等ライフラインの復旧等に必要な燃料について、石

油・ガス取扱団体と連携し、災害時の円滑な燃料供給体制の構築に努めるものとする。

4. 救援物資の管理・輸送等

町は、救援物資の管理・輸送等について、あらかじめ民間事業者との間で連携をとり、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

第8節 水害・土砂災害予防計画

本計画は、地震発生に伴う河川等の堤防亀裂、沈下、崩れの発生、さらには護岸、樋門等のコンクリート構造物の破損による後背地の水害の未然防止・被害軽減を図るものである。

1. 治山対策

本町の林野面積は約107k m² (国有林も含めて)で町土総面積の約78%を占めている。森林は本町の財産となっている豊富で良質な水源を涵養するとともに、多様な生物が生育する自然環境の形成や、種の資源の供給、また保健休養の場になるなど、町民に多大な恩恵を与えている。一方で、森林内の急斜面で脆弱な地質の箇所には大量の降雨が集中すれば、地表の土砂流出や崩壊、地すべりなどの山地災害が発生し、人命財産に被害を与える危険性も有している。

本町は、急峻な地形が多く、火山地帯、破碎帯、断層など複雑な地質構造を有しており、また梅雨・台風などの集中豪雨により、山地災害発生の危険性が極めて高い地域も多い。県内には、集落の上部などで山地災害が発生する危険性の高い「山地災害危険地区」が、平成27年3月現在4,429箇所ある。

地震が発生すれば、直接崩落が発生するだけでなく、発生した亀裂から雨水が浸入し、崩落の誘因となることも考えられる。

従って、これらの地区の保安林指定を重点的に進め、森林が有している土砂崩壊・土砂流出の防止機能を最大限に発揮させるために、県と連携して保安林整備事業や治山事業による保安林機能強化及び維持回復を進めていく。

国及び県は、山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成、地すべり防止施設の整備を行うとともに、山地災害危険地区の周知等の総合的な山地災害対策を推進する。特に、流木災害が発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進する。

2. 治水対策

(1) 本県の河川の概要

本町の河川は、1級河川の筑後川が北西から南西に縦貫しており、その筑後川に志賀瀬川や北里川などが町の北西にあたる下城地区で合流している。

(2) 事業の内容

県や町は、災害から県民の生命財産を守るため、河川の規模や危険度に応じて社会資本総合整備計画に基づき河川改修を実施しているが、その際に耐震対策の有無について検討し、必要があれば耐震対策を盛り込んだ構造とするものとする。また、被害が甚大

であると想定される区間については、緊急に整備を進めることとする。

3. 土砂災害対策

(1) 土石流対策

本町は町土のほとんどを山地及び丘陵地が占め急峻な地形が多く、加えて脆弱な地質が広く分布することから、町内には人命や財産に甚大な被害を及ぼす土石流が発生する恐れのある危険溪流等が多く存在する。

これらの溪流の対策については、県と連携して緊急性の高いものから土石流対策として砂防えん堤等の施設整備を行うとともに、警戒避難体制の整備等ソフト対策についても推進を図る。

(2) 地すべり対策

本町の地すべり防止区域は、4地区有しており、一度活発な滑動が発生すれば地域の人命や財産等に甚大な被害を及ぼす多種多様な地すべりの形態が存在する。

これらの地すべり危険箇所の対策については、地すべり活動が顕著で緊急性の高い箇所から県と連携し、地すべり防止施設の整備を行うとともに、警戒避難体制の整備等ソフト対策についても推進を図る。

(3) 急傾斜地崩壊(がけ崩れ)対策

本町の地質の大部分は、脆弱な地質・土壌条件をなし、さらには町土のほとんどが山地及び丘陵地で占められていることから、がけ崩れが発生し人命や財産等に甚大な被害を及ぼす危険性の高い急傾斜地崩壊危険箇所等が136箇所も存在する。これらの急傾斜地崩壊危険箇所の対策については、緊急性の高い箇所から県と連携し、急傾斜地崩壊防止施設の整備を行うとともに、警戒避難体制の整備等ソフト対策についても推進を図る。

(4) 総合的な土砂災害対策

国及び県は、土石流危険溪流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所等における砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害対策を推進する。特に、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施する。

第9節 火災予防計画

大規模地震発生時には、火源や着火物の転倒等により、広域にわたって同時に火災が発生し、大規模な火災となって延焼し、火災による被害が地震そのものによる被害を大きく上回る可能性もあることから、県、町及び各消防本部は、火災予防の徹底に努める。

1. 出火防止、初期消火

(1) 一般家庭に対する指導

地震発生後、速やかに出火防止のための処置を行うことにより、出火率は大幅に低減するので、広報活動及び各種会合を通じて、一般家庭の防火意識の高揚及び住宅用防災機器等の普及を図る。

(2) 立入検査の指導強化

各消防機関が行う立入検査においては、管内の防火対象物の実態を十分に把握し、それに基づき消防計画、防火管理体制、消防用設備等の維持管理について適切な指導を行うこととする。

(3) 防火管理者及び防災管理者の指導育成強化

防火対象物の高層化・複雑化に伴い、消防機関による予防行政及び消防活動を補完する防火管理者及び防災管理者（以下「防火管理者等」という。）の役割の重要性が増加している。大規模地震時にあっても防火管理及び防災管理業務を有効に遂行できるよう防火管理者等に対する講習会を実施するものとする。

(4) 防災物品の普及指導

防災物品は、出火及び延焼拡大防止に非常に効果があるので、その普及を図る。特に高齢者等の災害弱者が居住する家庭に対しては、防災物品のカーテン・じゅうたん等の普及促進を図るものとする。

(5) 消防用機械・資機材の整備促進

市町村は、大規模地震や津波災害など多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。

(6) 消防用設備及び特殊消防用設備等の維持管理の徹底

消防用設備及び特殊消防用設備等については、いつ火災が発生してもその機能が有効に発揮できるよう、消防法令で定める定期点検及び報告の徹底を図るものとする。

(7) 初期消火用具の普及

地震後の出火時点においては、初期消火活動が重要であるので、消火器、消火バケツ等の初期消火用具の設置について、普及啓発を図るものとする。

2. 火災拡大要因の除去

(1) 火災危険区域の設定

地震火災が大規模な被害を生じるのは、同時多発的に発生した火災が合流して大火となり、延焼するところにあるので、住宅密集地のうち、特に火災の危険の大きい区域については、消防、建築等総合的な観点から火災危険区域を設定し、防火対策を樹立するよう指導するものとする。

(2) 消防活動が困難である地域の解消に資する道路整備

家屋密集地等で道路の幅員が狭いために消防活動が困難な地域の道路を確保するために、幅員拡張の消防活動に支障の無い道路の整備計画を検討するものとする。

(3) 建築物の不燃化の促進

町は、火災による人的・物的被害を軽減するため、防災拠点施設等の不燃化を進めるものとする。

また、各種説明会やパンフレットにより、特に密集住宅地における住宅の不燃化について普及啓発を図るものとする。

3. 消防力の強化

(1) 消防計画の整備

地震発生時の同時多発火災に備え、消防機関ではその実情に応じて災害応急活動体制がとれるよう消防計画及び消防力の整備を行うものとする。

また、地震時における消火栓等の使用不能に備えて、木造家屋密集地、避難地周辺及び防災活動拠点等には消火に必要な水利施設の確保を図るものとする。

(2) 広域応援体制の整備

町及び消防本部は、隣接市町村、隣接消防本部等との消防相互応援協定に基づき、円滑な応援体制の整備を図るものとする。

(3) 緊急消防援助隊の充実強化

消防組織法第44条第1項の規定に基づき、知事が消防庁長官に緊急消防援助隊等の消防広域応援を要請する際の手続き等について、適宜マニュアル化の見直しを行うなど、県、市町村、消防本部間で、応援を受ける場合を想定した受援計画及び応援出動する場合の応援計画の充実を図る。さらに、県、市町村、消防本部は、デジタル技術の活用による情報収集、分析など指揮支援体制の強化や迅速な進出と効果的な活動に向けた体制整備などにより、緊急消防援助隊の充実強化を図るとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

第10節 危険物等災害予防計画

危険物施設等は、取り扱う物質の性質上、大規模地震発生時において、火災が発生した場合には、燃焼の速さ等から周囲に及ぼす影響が非常に大きく、多大の被害を生じるおそれがある。

地震に伴う危険物、高圧ガス、火薬類等による人命、建築物等の災害を予防するため、施設の整備その他の対策を講じる必要がある。

1. 危険物に係る予防対策

町及び消防機関は、消防法及び関係法令に基づき、次のとおり危険物施設の所有者、管理者等への指導を行うものとする。消防機関にあっては、立入検査等の機会を利用して、危険物施設における防災対策を指導するものとする。

また、危険物施設の所有者、管理者は、災害対策に万全を期するよう努めなければならない。

- ① 施設の耐震化の推進
- ② 地震・津波に関する防災教育、防災訓練の実施
- ③ 自主防災体制の確立
- ④ 防災資機材の整備

2. 高圧ガス設備等の予防対策

県は、大規模地震に対して高圧ガス設備等の安全性を確保するため、次の対策について指導するものとする。

また、高圧ガスの所有者、管理者等は、災害対策に万全を期するよう努めなければならない。

- ① 高圧ガス設備等の耐震化の推進
- ② 地震に関する防災教育、防災訓練の実施
- ③ 地震時の応急体制の整備
- ④ 防災資機材の整備

3. 火薬類に係る予防対策

県は、大規模地震に対して火薬類製造事業所（現在小国町には事業所は存在しない。）、販売所及び貯蔵所（「製造事業所等」）の安全性を確保するため、次の対策について指導するものとする。

また、製造事業所等の所有者、管理者等は、災害対策に万全を期するよう努めなければならない。

- ① 製造事業所等の耐震化の推進
- ② 地震・津波に関する防災教育、防災訓練の実施
- ③ 地震・津波時の応急体制の整備
- ④ 防災資機材の整備

第11節 建築物等災害予防計画

地震による建築物の倒壊等の被害から町民の生命、身体及び財産を保護するために、建築物の耐震改修の促進のための措置を講じるなど、建築物の地震に対する安全性の向上を図る必要がある。

町は、町有施設の耐震化や天井材等の非構造部の脱落防止対策に取り組むものとする。

特に、町等の防災拠点施設や避難施設（学校含む）については、地震発生後の円滑な救出・救助活動等に資するため、数値目標を設定するなどして当施設の計画的、着実な耐震化に取り組むものとする。

1. 耐震化に向けた環境整備

町では、平成28年に策定した「小国町建築物耐震改修促進計画（計画期間：平成28年度～平成31年度）」に基づき、国の地域防災対策や法令による耐震化の促進のための的確な施策の実施を行うとともに、町や住宅・建築物の所有者及び管理者が、耐震診断や耐震改修に取り組みやすい環境整備の構築に向けて、以下の施策に取り組むものとする。

また、町は、被災者等の救助活動に資するため、避難所施設（学校含む）、医療施設、社会福祉施設等の所有者等に対し、耐震化の促進に向けた指導・助言等を強化するものとする。

※ 公共建築物等の耐震化については、次の第11節公共施設等災害予防計画による。

- (1) 町が所有する公共建築物の耐震化
- (2) 個人住宅やマンション等の耐震化による人的被害及び経済的被害の軽減
- (3) 耐震に関する情報の効果的な発信と知識の普及・啓発、技術者の育成支援
- (4) 耐震診断及び耐震改修の指導・助言等
- (5) 町が策定する耐震改修促進計画への支援及び情報の提供

(6) 相談窓口の開設

2. 一般建築物等の災害予防に関する啓発等

(1) 防災知識の普及

町は、建築物の災害予防について、県と連携し建築物防災週間を中心にポスター掲示、パンフレット配布等の普及活動を行う。

(2) 落下物による危険防止

町は、県と連携し建築物の屋根ふき材、外装材、つり天井、窓ガラス、看板等の飛散・落下防止のための指導及び啓発を行う。

(3) ブロック塀等の倒壊防止

町は、県と連携しブロック塀、広告板その他の工作物又は自動販売機等の倒壊防止のための指導及び啓発を行う。

(4) 家具等の転倒防止対策

町は、住宅、事務所等の建築物内の本棚、食器棚等の転倒又は棚の上の物の落下等による被害を防止するため、県と連携し広報誌やパンフレットなどにより、住民に対して家具等の転倒防止の普及啓発を行う。

3. 宅地の災害予防対策

県は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表、市町村は、滑动崩落の恐れが大きい大規模盛土造成地において、宅地の耐震化の実施に努めるものとする。また、液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップの作成に努める。

第12節 公共施設等災害予防計画

生活に密着した公共施設等が被災した場合、県民の生活の維持に重大な支障を来すことが予想され、その影響は極めて大きいため、施設の耐震化及び機能強化等を図るものとする。

また、施設が被災した場合に備え、過去の災害時における復旧のプロセスやノウハウについて、あらかじめ、県、市町村、関係機関における共有を図るものとする。

さらに、これらの施設が、災害時において災害対応の拠点等となることも想定し、必要に応じ、防災機能の強化を図るものとする。

その他、県及び町は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

1. 道路・橋梁

道路及び橋梁は、震災時に、避難、救援、救護、消防活動をはじめ、被災施設の復旧等の応急対策活動を実施するうえで重要な機能を有している。

そのため、日頃から危険箇所の点検調査とこれに基づく補強工事等を行い、耐震化に努めるものとする。

また、防災拠点間の道路網となる重要な役割をもつ緊急輸送道路の整備等に併せ、道路施設等の補強、新設及び拡幅等を図るものとする。

(1) 道路

法面の崩壊・落石、路面の損壊、道路施設の変状・破壊等の被害が想定される危険箇所について、道路管理者は落石対策や砂防関係事業などの補強対策を実施するとともに、幹線道路の整備を促進して、道路網の多重化(リダンダンシー)を図り、救援・消防活動にも有効な道路の整備を図るものとする。

(2) 橋梁

道路管理者は震災時における避難、救援、救護、復旧活動に支障のないよう、緊急輸送路等防災上重要な位置づけにある老朽橋、耐久性・耐震性の不足している橋梁及び交通のあい路となっている橋梁について、道路橋示方書(耐震基準)に基づき、架替・耐震補強等の整備・促進を図るものとする。

(3) 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備計画

道路交通の確保は、地震発生後において、避難、救助をはじめ物資の輸送、応急対策活動を実施するうえで重要である。地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため、道路の耐震性及び道路沿い建築物の耐震化を確保することが必要である。このため、道路管理者は計画的な道路の整備を図るものとする。

また、緊急輸送道路計画については、社会情勢その他の変化に応じ、適宜見直しを行うものとする。

2. 河川、砂防

(1) 河川

河川においては、二次災害の可能性の有無により、堤防及び構造物について耐震計画を次のとおり策定することとする。

① 堤防

ア 災害が想定される区間については、河川改修においても、耐震対策の必要性を検討して施設を設置するものとする。また、被災が想定される区間については、想定される被害の程度、改修の状況等を総合的に判断し、順次対策を実施することとする。

イ その他の施設については、今後補強あるいは改築・新設を行う際、新耐震基準に基づき施設設計を行い、被災しない構造にするものとする。

(2) 砂防

砂防えん堤においては、えん堤規模が大きいもの及び二次災害が想定されるものについて、耐震対策の必要性を検討して施設を設置するものとする。

3. 下水道

下水道は、し尿・家庭雑排水を処理浄化することにより生活環境を改善し、また河川等の公共用水域の水質保全を図るとともに、雨水の排除による浸水の防除や資源の有効利用をするなどその役割は多方面にわたっている。大規模地震時にその機能が麻痺した場合、住民生活に与える影響は極めて大きいため、下水道管理者は発災に備えて、終末処理場や内水排除

施設等を良好な状態に保つように維持管理するとともに、非常用発電装置の準備やその他所要の被災防止措置など、地震に対して必要な対策を講じるものとする。

(1) 対象施設

① 管きょ

軟弱地盤や埋立地、造成地、地盤特性の急変する恐れのある地盤等において、当該管きょの重要度や地盤条件等を勘案したうえ、適切な管種や可とう性継ぎ手等の材料を選択し、耐震性の向上を図る。また、必要に応じて地盤改良等による基礎地盤の安定化や管路施設の浮き上がり防止対策等の措置を講じるものとする。

② 処理場、ポンプ場

基本的考え方として、阪神・淡路大震災や東日本大震災相当の大規模地震に対する安全性の照査を実施するものとし、地震の側方流動を考慮し、鋼管杭、連続地中壁等側方流動の影響を抑止若しくは軽減する対策を講じるものとする。配管類の継手は、沈下量を考慮した伸縮継手を用いることとする。

(2) システムとしての対策

すべての施設について短期間に必要な耐震性を確保することは困難なため、計画面での配慮が必要となる。施設が損傷した場合にも最低限の処理が行えるよう応急対策を加味した施設計画とするものとする。

施設が損傷した場合に機能を代替できるよう、重要幹線、処理場のネットワーク化、処理場内の重要水路の複数系列化や管路内に光ファイバー等下水道管理用の通信網の整備について検討することとする。

(3) 既存施設の耐震診断と補強

既存施設については、優先度を考慮して耐震診断を行い、適切な補強を行うものとする。

(4) 災害時における体制整備

災害時における下水道機能の維持及び被災施設の速やかな被害状況の把握及び機能の復旧のため、下水道事業継続計画（BCP）に基づき、災害時に必要な人員や資機材の支援を受けるための体制の整備を図るものとする。

4. 社会福祉施設

町は、施設の災害予防対策を推進するため、各事業者に対して、次の事項を必要に応じて指導、助言するとともに、被災情報の収集に必要となる連絡網の整備や災害復旧を含めた補助制度等の周知を行うものとする。

(1) 施設独自の自主防災計画を整備し、防災組織態勢の確立を図ること。

(2) 国庫補助制度の積極的な活用等により、社会福祉施設における耐震性その他の安全性の確保を図ること。

(3) 社会福祉施設の職員及び利用者に対し、災害対策に関する啓発を行うこと。

(4) 社会福祉施設の職員及び利用者に対し、避難訓練を実施すること。

(5) 施設の職員及び利用者の避難路の確保と周知を行うこと。

5. 医療施設

町は医療施設の安全性を確保するため、管理者に対して、次の事項を必要に応じて指導、

助言するとともに、被災情報の収集に必要となる連絡網の整備や災害復旧を含めた補助制度等の周知を行うものとする。

- (1) 施設独自の自主防災計画を整備し、防災組織態勢の確立を図ること。
- (2) 施設の耐震性その他の安全性の確保を図ること。
- (3) 施設の職員及び患者に対し、災害対策に関する啓発を行うこと。
- (4) 施設の職員及び患者に対し、避難訓練を実施すること。
- (5) 施設の職員及び患者の避難路の確保と周知を行うこと。
- (6) 施設における事業継続計画（BCP）の策定を推進すること

6. 交通安全施設の防災機能の強化

交通安全施設管理者は緊急交通路として確保すべき道路を重点に、交通信号機、交通管制システム等の交通安全施設の停電対策、耐震対策及び復旧対策等防災機能の強化を図るものとする。

7. 学校施設

大規模地震発生時における児童生徒等及び教職員の安全を図るため、その設置者は次に掲げる対策を講じるものとする。

(1) 校舎等の耐震性の確保

新耐震基準導入前に建築された町内の校舎等については、耐震診断を実施し、耐震診断基準に照らし、耐震改修を実施した。

また、体育館等の天井材や内装材、照明器具等といった非構造部材については、点検のうえ落下防止等の対策を講じるものとする。

(2) 設備、備品等の安全管理

コンピューターをはじめとして、テレビ、ロッカー、書棚、書架、下駄箱、薬品棚、実験実習機器等の転倒落下等の防止について、その防災対策を強化するとともに、児童生徒、教職員の安全と避難通路が確保できるように設置方法、場所等について十分配慮するものとする。

なお、転倒落下等の防止対策については、定期的に確認するものとする。

第13節 給水計画

1. 水道施設の耐震化

- (1) 水道事業者は、水道施設の計画的な耐震強化の推進を図るため、厚生労働省が定める水道耐震化計画指針に沿った必要な指導、助言並びに応急給水の確保のための措置を行うものとする。
- (2) 水道事業者は、具体的な目標を定めて、水道施設の耐震性の計画的な強化に努めるものとする。
- (3) 水道事業者は、緊急時に応急給水用の水の確保ができるよう、配水池容量の拡大、緊

急遮断弁の設置等を計画的に推進するよう努めるものとする。

2. 災害時応急体制の整備

- (1) 水道事業者は、災害時における給水確保のための応急体制整備に関し広域的な情報収集、連絡体制の整備を行うものとする。
- (2) 水道事業者は、応急給水及び応急復旧活動に関する行動指針を作成するものとする。
- (3) 水道事業者は、町の防災担当部局と協力し、災害時の情報伝達手段を整備するものとする。
- (4) 水道事業者は、応急給水及び応急復旧に必要な資機材の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備するものとする。
- (5) 水道事業者は、消防水利の多様化促進、緊急輸送手段の確保等について平常時から関係機関との協議、調整を行うものとする。
- (6) 市町村は、地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努めるものとする。

3. 災害復旧訓練

水道事業者は、大規模地震発生を前提とした初動体制から災害対策本部機能確立までの総合的な訓練や水道施設等の応急復旧訓練を実施するものとする。

4. 住民による飲料水の確保

水道事業者は、町の防災担当部局と協力し、2～3日分の飲料水の備蓄や給水装置、受水槽の耐震化の推進等について、住民が自主的に取り組むよう啓発に努めるものとする。

5. 飲料水以外の生活用水の確保

町は、地下水採取者の協力を得て、断水時に地域住民の生活用水を確保する体制の整備に努めるものとする。

第14節 通信施設災害予防計画

現代は情報の時代であり、その情報流通の大きな部分を受け持っているのが通信設備である。現代の通信は単に人と人との通話を伝えるだけでなく、各種データ端末やコンピューター間で多数の情報が交錯しており、通信の不通は社会生活や経済に与える影響が大きい。このため、大規模地震発生時において途絶しない設備の実現、被災地に殺到する通信への対処方法等の対策の推進を図ることとする。

1. 施設の耐震性強化

営業所、交換所等の施設は既往災害例を参考としてさらに各施設の耐震強化を図るものとする。

2. 通信回線施設の機能の確保

屋外通信回線は、主に電柱及び電話線等からなるが、大規模地震発生時における情報通信の重要性に鑑み、災害時の通信手段の確保のために通信ケーブルの地中化を促進するものとする。また衛星携帯電話機及び衛星通信機器等の移動無線回線を活用して緊急情報連絡用の回線の設定に努めるとともに、これらの無線回線を活用したバックアップ対策の推進を図るものとする。

3. 通信路の多ルート化の促進

災害時における情報通信の重要性に鑑み、災害時の通信手段の確保のため、回線系統の多重化を進め、一系統に故障が発生し、通信が不能になった場合でも予備系統に切り替えることによって迂回通信が確保できるよう対策を実施するものとする。

4. 災害時優先電話の設定

大規模地震発生時には、各地から多数の電話が殺到することが予想される。このような状況下でも防災関係機関等への非常・緊急通報については発信規制対象外で利用できるよう災害時優先電話とする。（本町は実施済み）

5. 災害対策用資機材・復旧人員の確保

大規模地震発生に備え、災害対策用機器を緊急用資機材として確保しておくほか、全国からレスキュー隊等の復旧要員を迅速に被災地に派遣できる体制を確立している。

6. 災害復旧訓練

大規模地震発生を前提とした初動体制から災害対策本部機能確立までの総合的な訓練や通信施設等の応急復旧訓練を実施するものとする。

第15節 電力施設災害予防計画

大規模地震発生時においても、極力電力供給を維持し、また供給支障・設備被害発生時において安全を確保しつつ迅速に復旧するため、あらかじめ次のような対策を講じるものとする。

1. 電力施設の耐震計画

電力供給設備の設計基準では、震度6強相当の耐震性能を有することとしており、現在の設備は、これに基づいて設計施工されている。また、阪神・淡路大震災発生後電力中央研究所において検討した結果、現行耐震基準で妥当であることを確認している。

なお、旧基準により設置されている設備については、全て補強等により改修済みである。

2. 災害時の電力供給確保

電力供給系統の1系統の障害により、著しい電力供給支障が発生するおそれがある場合についても、他系統に切り替えて電力供給の確保ができる対策をとるものとする。また、電気が、夜間の避難時の照明の確保等、円滑な避難を行うために重要であることから、電力供給のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、災害応急活動の拠点等に対して電力を優先的に供給するための方策を検討するものとする。

3. 緊急用資機材及び人員の確保

災害に備え、緊急用資機材の備蓄、九州電力送配電株式会社日田配電事業所以外の支社及び他電力会社との応援体制の強化を図るものとする。

4. 災害復旧訓練

大規模地震発生を前提とした初動体制から対策本部機能確立までの総合的な訓練や電力施設等の応急復旧訓練を実施するものとする。

5. 電気による火災・感電(2次災害)の防止対策

電力の送電再開時の電気火災発生、切れた電線の接触による感電等2次災害の未然防止のため、日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を利用するほか、町と連携し広報誌への掲載やパンフレット、チラシ等の配及びソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)配信等を活用した広報活動を行うものとする。

第16節 避難収容計画

1. 緊急避難場所、避難所、避難路の整備及び選定

(1) 緊急避難場所及び避難所

① 広域避難場所の整備計画

町は、大規模な地震の発生時に周辺地区からの避難者を収容し、地震に伴い発生する住宅地大火から避難者の生命、身体を保護するために必要な規模及び構造を有する広域避難場所の整備計画を検討するものとし、その計画に基づき地域の実情に応じた避難所の整備に努めるものとする。

② 地震災害用の指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

町は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の諸元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るため必要十分な指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所等の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。

また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

指定緊急避難場所については、町は、地震に伴う火災に対応するため、災害に対して

安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定し、指定緊急避難場所となる公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、地震火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めるものとする。

なお、地震発生時の建築物の倒壊や火災被害等の物的被害、それらに伴う人的被害の発生が懸念される木造住宅密集市街地において避難場所等を検討する場合には、必要に応じて延焼被害軽減対策等に取り組むものとする。

指定避難所については、町は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるものとする。さらに、感染症対策について、患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当課と保健福祉担当課が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

なお、町は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。さらに、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に合わせて広域避難の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

また、指定緊急避難場所については、案内標識、誘導標識等を設置し、平素から防災訓練等を実施することなどにより住民に周知を図り、速やかな避難ができる体制を整備しておくものとする。

(2) 避難路

① 避難路の整備計画

県及び町は、地域の実情に応じた避難路等（指定緊急避難場所等に通じ、避難者の迅速かつ安全な避難行動を確保するために必要な構造を有する道路、緑地又は緑道）の整備及び案内標識、誘導標識等の整備に努めるものとする。

② 地震発生時に安全な避難路の選定

町は、指定緊急避難場所の指定に併せて、地域の状況等に応じてあらかじめ避難路を選定、整備するものとする。

また、避難者の迅速かつ安全な避難行動がとれるよう案内標識、誘導標識等も併せて整備するよう努める。

(3) 避難所の環境整備等

町は、指定避難所となる施設について、避難所を円滑に運営するための備品等（再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや非常用電源、ガス設備、防災行政無線等）の

整備や、必要に応じ、指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。

備品等の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。

さらに、必要に応じ、井戸、空調設備、照明、洋式トイレ及びマンホールトイレ等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。

また、できるだけ指定避難所の近傍で備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努め等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。

2. 避難指示等の発令の判断基準の整理

町は、避難指示等（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を総称する）を適切なタイミングで適当な対象地域に発令できるように、あらかじめ発令の判断基準を定めておくものとする。

なお、深夜の豪雨など避難困難な状況下での避難指示等のあり方について、調査・研究するものとする。

また、町は、避難指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。（別冊「小国町避難指示等の発令判断基準」に具体的な判断基準は明示する。）

また、町は、避難指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

3. 避難誘導の事前措置

(1) 情報伝達手段の整備

町は、防災行政無線（戸別受信機を含む。）の整備や、I P通信網、ケーブルテレビ網等の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努めるとともに、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築を図る。

また、町は、過去の災害における住民の避難状況等を踏まえ、戸別受信機の設置、警報サイレン・警告灯の増設等、その地域の特性に適したあらゆる手段を講じて避難の発信力強化を進めるものとする。

(2) 指定緊急避難場所等の周知徹底

- ① 町は、大規模地震発生時に的確な避難行動ができるように、平時から次の事項について住民に対する周知徹底に努めるものとする。

- ア 指定緊急避難場所、指定避難所の名称及び場所
- イ 指定緊急避難場所、指定避難所への経路
- ウ 避難指示等の伝達方法
- エ 避難後の心構え

なお、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画のもと、上

述のア～エの内容等を記載した、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定を行うとともに、防災マップの作成、案内標識、誘導標識等の設置、講習会等を行うものとする。

また、避難時の周囲の状況により、屋内に留まっている方が安全な場合等やむを得ないときは、「緊急安全確保」を講ずべきことにも留意するものとする。

- ② 警察は、町との連携をもとに、平素の活動を通じて地域住民に災害発生時の指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路及び避難時の留意事項等について周知徹底を図るものとする。

- ③ 住民等は、①ア～エの内容、家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、大規模地震の発生した場合の備えに万全を期するよう努めるものとする。

(3) 広域避難及び被災者の運送

県、市町村は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。また、災害発生のおそれ段階であっても、必要と認めるときは、広域避難を検討のうえ、実施するとともに、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。

(4) 管理者対策

病院、工場、事業所、等多数の者が出入りする施設の設置者又は管理者は、当該施設内にいる者の避難を迅速かつ安全に行うため、具体的な避難計画を策定し、町長、消防機関、警察等と綿密な連絡をとり、災害時に対処する体制を常に確立しておくものとする。

(5) 児童生徒等の対策

町は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。

また、町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所等の施設と町の間、施設相互間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

(6) 指定避難所以外の施設における対策

指定の有無に関わらず、指定避難所以外の施設の管理者は、大規模災害時には、多くの住民が避難してくることを想定し、施設の安全性の確認方法及び避難者への対応方針等についてあらかじめ備え、訓練することとする。また、市町村担当部局等や近隣の指定避難所等を把握しておくものとする。

4. 速やかな避難所開設のための体制構築

町は、複数開設者の事前指定や施設開設者等との緊急連絡網を作成するなど、避難指示等発令後速やかに避難所開設を行うための体制構築を図るものとする。

また、避難所開設チェックリストや避難者開設報告書等の事前準備も進めておくものとする。

る。

5. 指定避難所運営マニュアルの作成等

町は、災害時に設置される指定避難所について、要配慮者への支援、プライバシーや子供の居場所の確保、男女共同参画、感染症予防・まん延防止、食中毒発生予防及びペット同行など多様な視点に配慮した避難所運営マニュアルや体調・栄養管理ができる医療関係者の配置計画・巡回基準等をあらかじめ作成し、関係者への周知を図るものとする。

さらに、町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるとし、避難生活支援に関する支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意することとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。（別冊「小国町避難所運営マニュアル参照。」）

また、消防団のほか、自治会、自主防災組織等の住民組織、NPO、ボランティア、社会福祉協議会等と連携の上、避難所開設・運営訓練を実施するなどして、避難所運営マニュアル等の点検や見直しを行うとともに、町及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために専門家等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

また、町は、あらかじめ、避難所の運営管理に必要な知識等の住民への普及に努めるものとする。

6. 避難所における男女共同参画の推進

県及び市町村は、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当課と男女共同参画担当課が連携し明確化しておくよう努めるものとする

7. 指定避難所におけるボランティア等の受入れ

町は、指定避難所でのボランティア等の活用が十分に図られるよう、ボランティア団体と平時から、避難所におけるボランティア等の受入方法や役割（業務）を明確にしておくものとする。

8. 車中避難者等を含む指定避難所外避難者への対応

町はやむを得ず避難所に滞在することができない被災者（以下「避難所外避難者」という。）を減じるための措置を推進するとともに、避難所外避難者が生じることを想定し、物資の支援や情報提供を行うため、避難先となり得る施設・場所のリストアップや住民自ら避難状況を報告する仕組みづくりなど避難所外避難者の把握に係る具体的な対策をあらかじめ整理しておくものとする。

9. 避難の受入れ

町は、指定緊急避難所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

10. 応急仮設住宅建設予定場所の選定

町は、周辺の医療機関、学校、商店及び交通機関などの場所や災害発生リスク等を総合的に配慮して、民有地も含めた応急仮設住宅建設予定地の選定・確保を行うとともに、災害時に速やかに応急仮設住宅の建設ができるよう体制整備に努めるものとする。

県は、応急仮設住宅建設予定地の確保を行うよう町に助言するものとし、県全体の確保状況の把握・調整を行うものとする。

また、県、町は、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

11. 帰宅困難者対策

町は、公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な者（帰宅困難者）が発生する恐れがあることから、必要に応じて、滞在場所の確保や水、トイレの供給などの帰宅困難者対策を行う。

(1) 町民への啓発

県、町は、住民に対して、「災害発生時にはむやみに行動を開始しない」という基本原則の周知徹底を図るとともに、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅路の確認等について、必要な啓発を図るものとする。

(2) 事業所等への啓発

県、町は、事業所等に対して、一斉帰宅による混乱発生を防止するため、発災後、従業員や顧客等を一定期間滞在させることの重要性や、そのための食料・水・毛布等の備蓄の推進等について、必要な啓発を図るとともに、「事業所等における帰宅困難者対策ガイドライン」の作成を促すものとする。

また、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導體制の整備を促すものとする。

(3) 避難所等の提供

町は、避難所に帰宅困難者が来訪した場合の対応方法をあらかじめ定めておくよう努めるものとする。

(4) 情報提供体制の整備

県、町は、公共交通機関の運行状況や道路の復旧情報など帰宅するために必要な情報を、インターネット、避難施設等における張り紙や、報道機関による広報など、多様な手段により、迅速に提供できる体制を整備するものとする。

(5) 安否確認の支援

県、町は、災害時の家族・親戚等の安否確認のためのシステム（災害伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板サービス等）の効果的な活用が図られるよう普及・啓発を図るものとする。

(6) 徒歩帰宅者に対する支援

県、町は、コンビニ、小売業関係団体と災害時の徒歩帰宅者への水道水やトイレの提供などを内容とした協定締結を促進するものとする。

12. 孤立化地域対策

県、町は、孤立化の危険性がある地域において、円滑な避難や救出活動等が行えるよう、

通信設備（衛星携帯電話等）の整備、ヘリポート、ヘリコプター臨時発着場等の確保を行うとともに、農道、林道等を含めた避難路を、あらかじめ選定しておくものとする。

13. 被災した飼養動物の保護収容に関する対策

県は、被災地に残された飼養動物の収容及び餌の確保、特定動物の逸走防止及び捕獲等の措置が、地域住民、近隣市町村、県獣医師会、県内の動物愛護団体等と連携して迅速に行われるよう努めるものとする。

14. 施設の災害予防対策の推進

町は、所管の施設の災害予防対策を推進するため、各事業者に対して、次の事項を必要に応じて指導、助言するとともに、被災情報の収集に必要となる連絡網の整備や災害復旧を含めた補助制度の周知等を行うものとする。

- (1) 施設独自の自主防災計画を整備し、防災組織体制の確立を図ること。
- (2) 国庫補助制度の積極的な活用などにより、施設における安全性の確保を図ること。
- (3) 施設の職員及び利用者に対し、災害対策に関する啓発を行うこと。
- (4) 施設の職員及び利用者に対し、避難訓練を実施すること。

第17節 避難行動要支援者等支援計画

避難行動要支援者（高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、難病患者や外国人等の要配慮者のうち、特に避難支援を要する者）等の避難支援対策は、本計画の定めるところによる。

1. 避難行動要支援者等支援体制の整備

(1) 避難行動要支援者の把握等

町は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれのある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（避難行動要支援者）の把握に努めるとともに、町地域防災計画において、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するための措置（以下「避難支援等」という。）について定めるものとする。

(2) 避難行動要支援者名簿の作成

町は、町地域防災計画の定めるところにより、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平時において、避難支援等を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿を作成するとともに、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

避難行動要支援者名簿の範囲は次のとおりとする。

- ① 介護保険制度による要介護状態区分が要介護認定3～5を受けた者。
- ② 身体障害者手帳1・2級の第1種を所持する身体障がい者。
- ③ 療育手帳Aを所持する知的障がい者。
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1・2級の所持者。
- ⑤ 町の生活支援を受けている難病患者。
- ⑥ 町の一人暮らし高齢者等緊急通報システム設置者。

⑦ その他災害時の避難支援等が必要と認められる者。

また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するものとする。さらに、市町村は、庁舎の被災等の事態が生じた場合においてもその活用に支障が生じないよう、避難行動要支援者名簿（データ）のバックアップ体制（紙媒体、複数の保管場所など）を構築するとともに、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

(3) 避難支援関係者等への名簿情報提供及び情報伝達体制の整備等

町は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、町地域防災計画の定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」）に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制を整備するものとする。

なお、町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、避難行動要支援者の同意を得ることなく、名簿情報を提供することができるものとする。

また、伝達網の整備に当たっては、伝達者の不在を想定した複数のルート化等に配慮するものとする。

さらに、情報伝達に当たっては、避難行動要支援者の特性（特に、聴覚障がい者、判断能力が不十分な要配慮者、外国人等）を踏まえて伝達方法を工夫するよう配慮するとともに、多様な手段を活用して情報伝達を行うよう努めるものとする。

特に障がい者の情報取得・意思疎通については、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるとともに、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(4) 避難誘導の支援、安否確認の体制づくり

ア 支援者の選定等

災害発生直後に、行動等に制約のある避難行動要支援者の避難誘導を迅速に行うためには、同居の家族や避難支援者の他、近隣住民の積極的な協力が必要であり、町は、自助、地域（近隣）の共助の順で避難行動要支援者にとってできるだけ身近な者から避難支援者を定めるものとする。

また、町は、自助・共助による支援が受けられない援護者を把握し、必要な支援内容や避難行動要支援者を定めるため、関係機関（消防団、警察を含む）、自主防災組織、介護保険事業者や社会福祉施設関係者、障がい者団体等の福祉関係者、患者搬送事業者（タクシー等）、地元企業等の様々な機関等と連携を図るものとする。

イ 関係機関等の役割分担

災害時の避難誘導、安否確認等を適切に行うためには、避難支援者を中心とした地域住民の協力が不可欠であるため、町は、避難支援者、自主防災組織、自治会・町内会等、民生委員・児童委員、身体障害者相談員、知的障害相談員等と連携を図り、災害発生時にそれぞれ具体的にどのような支援を行うのかという役割分担や避難誘導の経過や安否確認の結果の情報集約方法などについて共通認識を持っておくものとする。

また、県及び町は、防災と福祉の連携により、高齢者や障がい者等の要支援者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

ウ 避難誘導の支援体制づくり

在宅の避難行動要支援者を指定緊急避難場所等へ避難誘導するためには、平時から避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難支援者を中心とした近隣のネットワークづくりを進め、地域住民同士の協力関係をつくることが重要であるので、町は、避難支援計画を作成し、地域住民に十分説明するとともに、研修や避難訓練を実施するなど、避難行動要支援者の避難支援に対する地域住民の理解促進を図るものとする。

また、住民相互の助け合いを促し、避難支援等の体制を構築するためには、日ごろから地域づくりを進めておくことが重要である。このため、町や自主防災組織・自治会等は、避難行動要支援者を含め、普段から住民同士が顔の見える関係を構築することを促すとともに、地域おこしのための活動やボランティアとの連携を検討するなど避難支援等関係者を拡大するための取組みを行っていくよう努めるものとする。

さらに、町は、避難所等の所在地を示す避難誘導標識や避難地案内板の設置を進めるとともに、避難行動要支援者に配慮したわかりやすい標記等に努めるものとする。

なお、避難行動要支援者の安全な避難は時間を要する場合もあることから、平時から、避難行動要支援者が参加する避難訓練の実施等を通じて、避難支援者と共に避難方法や避難経路等の確認を行い、円滑な避難が可能となるよう努めるものとする。

エ 安否確認の体制づくり

町は、災害発生時に速やかに避難行動要支援者の安否確認が行えるように、日ごろから社会福祉施設等の避難行動要支援者と関係する各施設、居宅介護支援事業者、関係団体（障がい者団体、患者団体、老人クラブ等）等と連携を図るなど、安否確認の体制を整備するものとする。

(5) 福祉避難所を含めた避難所の確保

町及び指定避難所となる施設の管理者は、高齢者、障がい者、乳幼児等要配慮者用のスペースの確保や必要に応じてバリアフリー化を行うなど、要配慮者の利用を考慮した施設整備を進めるものとする。また、町は、あらかじめ、社会福祉施設、デイサービスセンター等の通所施設や旅館、ホテル等の宿泊施設と協定を締結するなどして、要配慮者の特性に応じた専用の避難所（福祉避難所）の指定を進めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮を行うとともに、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

併せて、住民への周知徹底を図るとともに、福祉避難所の人員確保を図るため関係団体との連携に努めるものとする。

なお、福祉避難所の運営を円滑に行うために、町は福祉避難所運営マニュアルをあらか

じめ作成して、関係者の研修・訓練を実施する。また、県は、要配慮者の避難に対する支援を円滑に実施するため、あらかじめ、旅館、ホテル等との災害時における宿泊施設等の提供に関する協定の締結や、宿泊施設提供事業マニュアルの作成など、関係団体と連携して必要な取組みを行うものとする。

さらに、町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。

(6) 物資の備蓄等

指定避難所として指定された施設には、応急的に必要と考えられる食料、飲料水のほか、毛布、布団等の寝具、トイレットペーパーなどの生活必需品、衛生用品等の備蓄に努めるとともに、障がい者用の仮設トイレや医療機器、非常用発電機等の導入計画を策定するものとする。

また、高齢者、乳幼児、女性、障がい者等の要配慮者の避難に備えて、紙おむつや生理用品等の生活必需品や、お粥や乳児用の粉ミルク、食物アレルギー対応食品の備蓄に努めるものとする。

2. 避難行動要支援者支援の円滑な実施のための方策

(1) 避難支援計画の策定

町は、前述の体制整備を踏まえて、避難行動要支援者支援を円滑・的確に実施するため、避難行動要支援者支援に係る全体的な考え方を整理し、町地域防災計画に重要事項を定めるとともに、細目的な部分も含め、町地域防災計画の下位計画として全体計画を定めるものとする。

また、町は、町地域防災計画に定めるところにより、避難行動要支援者に関する情報（氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由等）を平時から収集し、避難行動要支援者名簿として作成するとともに、防災担当部局と福祉担当部局など関係部局との連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに同意を得て、避難支援等実施者、避難場所、避難経路などの避難方法について定める等、具体的な個別計画を作成するよう努めるものとする。この場合、例えば寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。

また、個別避難計画については、避難行動要支援者が居住する地域の災害想定危険度等を考慮の上、短期的には優先度の高い者から作成するなど、段階的に作成完了を図ることとし、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。町は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとし、県は市町村が取り組む実効性の高い個別避難計画の作成や訓練実施を支援するものとする。また、市町村における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。

(2) 避難行動要支援者支援班の設置

町は、避難行動要支援者の避難支援業務を的確に実施するため、福祉部局を中心とした横断的な組織として「避難行動要支援者支援班」の設置に努めるものとする。

避難行動要支援者支援班は、平時には、避難行動要支援者情報の共有化、避難支援計画の策定、避難行動要支援者参加型の防災訓練の計画・実施、広報等を行い、災害時には、高齢者等避難の伝達業務、避難誘導、安否確認・避難状況の把握などの業務を行う。

(3) 避難行動要支援者情報の取扱い

町は、町地域防災計画に定めるところにより、広域消防本部、消防団、警察、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、当該市町村の条例の定めに基づき、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る者とする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

なお、保有個人情報に関しては、災害対策基本法に基づき、町内部における名簿情報の利用が可能であるほか、災害発生時には、当該名簿情報の外部提供ができる場合があることに留意する。

さらに、町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時からの避難支援体制の整備、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供など、必要な配慮をするものとする。

第18節 医療保健計画

大規模・広域的な災害においては、広域的に多数の傷病者が発生することが予想され、これらの傷病者に適切な医療を提供する必要がある。また、病院や要配慮者利用施設等の人命にかかわる重要施設においては、災害による大規模な停電や断水等のライフラインの途絶やマンパワー不足により、十分な医療等が提供できなくなるおそれがある。このため、平時から町及び医療関係機関等は、以下に掲げるところにより災害時の医療保健体制の充実を図る。

1. 医療施設の安全性の確保

(1) 県及び町は、医療施設に対する安全性を確保するため、医療施設の管理者が実施する以下の事項に関し、必要に応じて指導、助言を行う。

- ① 医療施設における耐震性その他安全性を確保すること。
- ② 医療施設の職員に対し、災害対策に関する啓発を行うこと。
- ③ 医療施設の職員及び入院患者に対し、避難訓練を実施すること。
- ④ 医療施設の入院患者の避難路の確保と周知を行うこと。

(2) 県は、医療機関の管理者に対し、医療施設における消火器具、警報器、避難用器具等の整備保全及び電気器具、石油その他の危険物の適切な管理について指導を行う。

(3) 県は、放射性同位元素、病原微生物、毒物類等の保健衛生上危害を生ずるおそれのある物を取り扱う医療施設の管理者に対しては、災害の発生時におけるこれらの物の取り

扱いについて指導を行う。

2. 医療施設等における非常用電源等の確保

- (1) 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

3. 災害時における医療救護体制の整備

(1) 体制整備の基本的考え方

- ① 町は地域性等に配慮し、救護体制の整備を図る。
- ② 全ての病院等は、災害時における救急患者への医療支援に備え、災害時における情報の収集、発信方法、救急患者の受け入れ方法、救護班の派遣方法等を記したマニュアルの作成に努める。
- ③ 町及び医療機関は、災害時の医療機関の機能を維持し、当該システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努めるものとする。
併せて、県、県医師会、熊本大学病院は、災害によるカルテ消失等に備え、既往歴、処方歴、検査データ等の速やかな参照が可能な「熊本県地域医療等情報ネットワーク」への医療機関等の加入を促進するものとする。

(2) 医療救護体制の整備

- ① 小国公立病院は、あらかじめ職員による医療救護班等を編成しておく。
- ② 県医師会は、指定地方公共機関として医療救護体制を整備する。
- ③ 小国公立病院等においては、熊本県公的病院災害ネットワークにより相互の連携を図り、応援体制を整備する。
- ④ 各機関、団体は大規模な災害に備え患者の受け入れ訓練等を適宜実施する。

4. 災害時における救急患者等の搬送体制の確保

- (1) 県は、災害時における救急患者及び医療救護活動従事者の搬送のため、平時から陸路、海路、空路を利用した複数の搬送手段の確保に努める。
- (2) 県は、前項の搬送を円滑に進めるため、警察、消防、自衛隊、海上保安庁等緊急輸送に関係する機関と搬送に関する実動訓練等を実施するなど連携を図る。

5. 防疫体制の整備

(1) 講習会、研修会等の実施

県及び町は、防疫業務担当者に対して、関係法令、実務等に関する講習会、研究会等を実施することにより、災害時の防疫活動の迅速かつ適切な確保に努めるものとする。

(2) 防疫班等の整備

- ① 県及び町は、あらかじめ災害時における防疫体制を確立するための防疫班を編成するものとする。
- ② 県は、災害時の防疫活動に必要な医薬品等の供給に支障を来さないよう、日頃より各関係団体等から医薬品等の需給状況について情報収集を行うものとする。

また、県は、緊急時における消毒等の防疫活動のための薬剤、機器、機材を各保健所に備蓄するものとする。

- ③ 町は、災害時の防疫活動のための薬剤、機器、機材等を整備し、あらかじめ周知な防疫計画を立てておくものとする。

6. 職員の安全確保

医療救護活動を実施する各機関は、職員の安全確保を図りつつ効率的な医療救護活動を行うため、関係機関相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、医療救護機能の強化を図るものとする。

第19節 災害ボランティア計画

大規模又は甚大な災害が発生した場合被災者のニーズや被災者一人ひとりに対するきめ細やかな支援が必要であり、行政のみならずボランティアによる支援活動が大きな力として期待されている。

災害時のボランティア活動は、自主性を持ちながらも、地域の関係機関等と連携しながら活動を展開することが求められている。

また、災害発生時においては、地域住民相互の支え合いが不可欠であることから、平時から地域住民のボランティア活動に対する意識を高めるとともに、地域住民や地域の関係団体等がお互いに助け合い、支え合うようなしくみづくりを進めていくことが重要である。

そこで、災害発生時において災害ボランティアによる被災者支援が円滑かつ効果的に展開できるよう、熊本県（以下「県」という。）、熊本県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）、日本赤十字社熊本県支部（以下「日赤県支部」という。）、熊本県共同募金会（以下「県共募」という。）の連携のもと、平時から、以下の事業を積極的に推進することで体制整備を図る。

1. 地域福祉の推進

町は災害発生時における避難行動要支援者の避難誘導、地域住民の安全確認、避難所運営、被災者のニーズ把握及び、災害ボランティア活動の展開を迅速・円滑に進めるため、平時から小国町社会福祉協議会、住民、自治会、消防団、自主防災組織、民生員・児童委員、ボランティア、NPO、社会福祉法人等と連携して、日常的な困りごとの把握・対応や災害時の相互協力の在り方など合意形成に努めるなど、地域の支え合いによるまちづくりを進める。

また、町や小国町社会福祉協議会は、民生委員・児童委員協議会、老人クラブ、区長会等、地域の各種会合の際に、防災や災害時対応等について考えてもらう機会も積極的に取り入れるようにする。

さらに、その地域だけでは対応できない大規模災害に備えた取組みを進めるとともに、地域外の支援機関・団体との平時からの連携に努めなければならない。

2. 関係機関との協働体制の構築

- (1) 県、県社協、NPO等のボランティア団体ネットワーク、日赤県支部、県共募等の関係機関は、平時から相互の役割を明確にし、定期的な連携会議の開催や各種災害を想定した訓練等を共同で実施するなど、連携強化に努めるものとする。

また、県は、市町村と市町村社協、NPO等のボランティア団体等に対して、その連携のあり方について、ガイドラインを示すなどにより支援するものとする。

- (2) 町や社会福祉協議会は、自治会、消防団、自主防災組織、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、社会福祉施設等の関係機関・団体等と、日頃から、定期的な連携会議の開催や訓練等をとおして各機関・団体相互の役割の明確化と連携強化に努めるものとする。

また、災害発生直後の混乱した時期における初動体制や段階に応じて変化する被災者のニーズへの対応等を定めたボランティアに関するマニュアルを各関係機関・団体の合意のもと策定し、必要な訓練を実施するなど体制強化に努めるものとする。

さらに、広域災害も視野に入れ、他市町村社協との連携が円滑になされるよう、平時から市町村社協間での応援協定の締結等による連携に努めるものとする。

3. 災害ボランティアの養成・登録及び体制整備

NPO等のボランティア団体ネットワーク、県社協及び町社協は、被災者を支援するボランティア活動が円滑に行われるよう、災害ボランティアの養成や登録を行うとともに、災害ボランティアの受入れ等に必要な体制を整備するものとする。

(1) 体制整備

町は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、町地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、町地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

(2) 養成と登録

NPO等のボランティア団体ネットワークは、災害発生時にボランティアとして活動できる個人やボランティア関係団体の養成を図るとともに、県内外における熟練したノウハウをもつ団体の把握や行政等への情報提供に努めるものとする。

また、県社協及び市町村社協は、県や市町村の支援のもとで、災害発生時にボランティアの需給調整や関係機関との連絡調整等を行うボランティアコーディネーターやボランティアリーダーを計画的に養成するとともに、その資質の向上に努める。

県社協や市町村社協は、県や市町村と連携を図り、平時からボランティアコーディネーターをボランティアセンターに配置するなど、災害時の活動調整の強化に努めるものとする。さらに、災害時に必要な自己責任、自己完結型のボランティア活動のあり方などについての理解を深めるため、研修会、啓発事業などにより普及啓発を行うほか、災害発生時における連絡体制、活動内容などに関するルールづくり等に努める。

市町村社協は、災害発生時にボランティアとして活動できる個人やボランティア関係団体を事前に登録しておくとともに、当事者の了解のもと、県社協に登録情報を提供する。

(3) 体制整備

県社協は、災害時に市町村社協又は複数の市町村社協で設置する被災地災害ボランティアセンター（以下「被災地センター」という）による一般ボランティアなどの受入れが円滑に進むよう、平時から被災地センターの運営を想定した体制の整備に向けて市町村社協を支援する。また、県は、被災地センター間のボランティアの過不足調整の仕組みの構築

に努める。

市町村社協は、災害規模に応じ、災害時の各段階に応じて災害ボランティアと連携した被災者支援ができるよう、平時から、災害時に設置する被災地センターによるニーズ把握、災害ボランティアの募集範囲、受付・運営体制等の構築に努める。

4. ボランティアの受入体制の整備

県社協は、大規模な災害発生時に県内外から訪れるボランティアが円滑に活動できるように、平時から県内外の社協やNPO等の災害ボランティア団体ネットワーク等と連携を図るなど、受入体制の整備を行うものとする。市町村社協においても同様に、平時から他市町村社協やNPO等の災

害ボランティア団体ネットワーク等と連携を図るものとする。

また、県や市町村、県社協や市町村社協、NPO等のボランティア団体ネットワークは、平時から住民に対して、災害発生時における被災地センターやNPO等のボランティア団体の活動や役割等について理解促進を図るものとする。

5. 災害廃棄物の撤去等に係るボランティアとの連携

町は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。

また、町は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

第 3 章

災 害 応 急 対 策 計 画

第 1 節 組織計画

1. 災害対策本部等の設置基準

小国町災害対策本部の設置基準等については、小国町地域防災計画書（一般災害対策編）第 1 節 組織計画に定めるところによるものとする

2. 小国町災害対策本部の設置場所

小国町災害対策本部の設置場所は、次の順位により確保するものとする。

- I 本庁舎
- II おぐに町民センター

3. 関係機関等との連携

県、町は、大規模な災害が発生した場合、必要に応じ、熊本県災害対策本部、熊本県現地災害対策本部、熊本県地方災害対策本部、小国町災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、防災関係機関及び学識経験者の参加を求めるものとする。

4. 災害対策本部室等のスペース確保

町は、災害対策本部の代替施設の確保に努めるものとする。

また、防災関係機関、国、他県等からの連絡員の派遣に備え、災害対策本部室等に十分なスペースを確保しておくものとする。

5. 災害対策本部運営要領等の作成

町は、災害等の発生又は発生の恐れがあり、災害警戒本部又は災害対策本部等が設置された場合、迅速かつ的確に行動できるよう、具体的な対応をとりまとめた災害対策本部運営要領等（災害警戒本部・災害対策本部行動マニュアルなど）を作成するものとする。

なお、当該運営要領等については、災害対策本部活動や訓練等を通じて検証を行い、適宜見直すものとする。

第 2 節 職員配置計画

災害が発生し又は発生するおそれがある場合における職員の配置体制、動員方法等について定め、応急措置の円滑な実施を期する。

1. 指揮系統

大規模地震が発生した場合、町長の指揮のもとに次の指揮系統により迅速かつ的確な応急対策を実施するものとする。

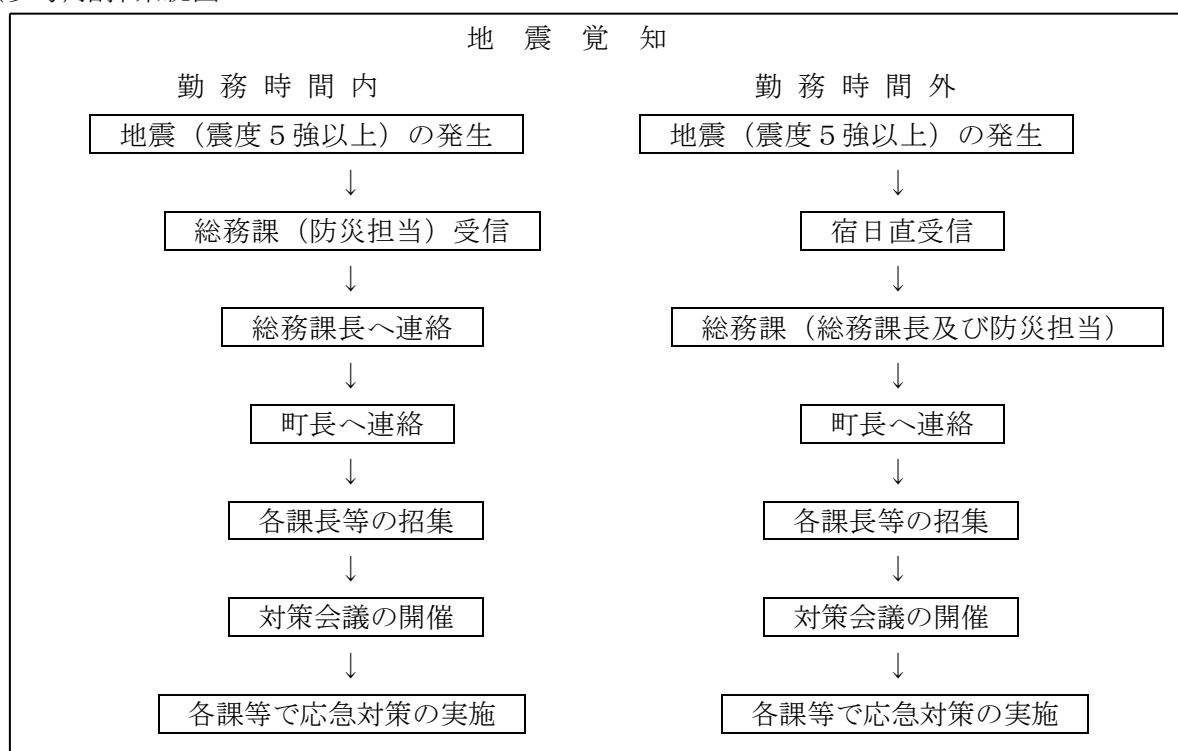
(1) 命令系統

- ① 大規模地震が発生した場合、町長の指揮により直ちに災害対策本部の設置等災害応急対策の活動体制を整えるものとする。
- ② 町長に事故があった場合は、総務課長、町長が指名した者の順位で指揮を執るものとする。

(2) 連絡系統

- ① 小国郷内で震度5強以上の地震が発生した場合、総務課長は、直ちに町長に連絡を行い、必要な指示を受けるものとする。また、各課長にも速やかに連絡するものとする。
- ② 指揮系統に属する者は、災害対策本部を離れる場合は常に携帯電話を所持するものとする。
- ③ 電話回線途絶により連絡不能な場合、総務課長は、使者の派遣等により町長に連絡するものとする。

(参考) 指揮系統図



※ 震度5強以下でも被害が甚大な場合は、この系統に準ずる。

2. 組織の確立

地震による災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、次の措置を講じるものとする。

(1) 職員の配置

① 地震発生による災害が予想され、これに関する情報が発表された場合

総務課長は、必要に応じ関係課長を招集し、情報を検討のうえ職員を配置し情報の収集に当たらせるものとする。

② 第1警戒体制（注意体制）

小国郷内で震度4の地震が発生した場合は、次のような体制をとるものとする。

ア 地震情報の伝達及び被害情報の収集を行うため、小国町災害待機要領に従い、注意体制をとるものとする。

必要に応じて被害情報等を関係各部へ連絡するものとする。

イ 初動期における道路情報及びダム、砂防施設、情報施設等施設の状況の把握は極めて重要であるので、調査体制を整備し、管理道路及び河川、福祉施設や学校施設などの緊急調査を行い、地震情報を収集するものとする。

③ 第2警戒体制（警戒本部体制）

小国郷内で震度5弱の地震が発生した場合は、災害警戒本部を設置し、小国町災害待機要領に従い警戒体制を整えるものとする。

勤務時間外に町内で震度5弱の地震発生をテレビ、ラジオ等で確認したときは、関係課職員は直ちに自主登庁をするものとする。

なお、職員が登庁していない課については、総務課職員が連絡を行い、警戒体制を整えるものとする。

関係課においては職員の参集に遺漏のないよう、あらかじめ職員の参集系統等について具体的に計画しておくものとする。

④ 小国郷内で震度5強以上の地震が発生した場合

職員全員が対応するものとし、災害対策本部を設置（自動設置）するものとする。

勤務時間外に小国郷内で震度6弱以上の地震をテレビ、ラジオ等で確認した場合、職員は直ちに自主登庁をするものとする。

ただし、道路の遮断や公共交通機関等の不通により登庁できない場合は、所属長へその旨を連絡するとともに、付近の被害状況報告や応急活動に従事するものとする。

⑤ 待機場所

上記①～④の配置体制時における職員の待機は各課において行うものとする。

(2) 本部会議

本部長は、災害対策本部を設置したときは、直ちに本部会議を開催し、応急対策について協議するものとする。

なお、本部員は本部会議の決定に基づき、所属部員を指揮して応急対策に万全を期するものとする。

(3) 職員配置体制の強化

災害対策本部室においては、24時間本部室機能を維持する必要があるため、あらかじめ本部室員経験者等を応援要員としてリストアップしておき、災害発生時に、必要に応じて本部室に配置するなど、職員配置体制の強化を図るものとする。

3. 県からの職員派遣

県は、震度6弱以上の地震を観測した市町村又はその他の災害が発生し、行政機能が極度に低下し、若しくはそのおそれがある市町村に対し、原則として、各広域本部・地域振興局から速やかに情報連絡員を派遣し、市町村の行政機能の確保状況を把握する。

県は、大規模な地震災害が発生した場合、熊本県現地災害対策本部、地方災害対策本部、小国町災害対策本部からの情報等により、町単独では十分な災害対応ができないと判断した場合は、応援のための職員の派遣を検討する。

4. 職員の安全確認・健康管理等

県及び市町村は、大規模災害発生後速やかに災害対策本部体制を確立するため、発災時に職員の安否確認等を円滑かつ確実に実施することとする。

また、災害対応を担う職員自身も被災者であることが多く、かつ、業務量の増大による精神的・身体的な負担が大きいことから、職員の勤務状況や健康状態を把握するとともに、職員が休養によって疲労回復状況や健康状態を把握するとともに、職員が休養によって疲労回復を図れるよう、勤務時間や職員配置等について管理を徹底するもの復を図れるよう、勤務時間や職員配置等について管理を徹底するものとする。とする。

特に、大規模災害の発生直後から復旧・復興に至る過程において、全庁的に業務が増加することから、優先的に実施すべきものに絞って業務を実施するとともに、必要に応じ、全庁的な人員調整を行うものとする。

(参考)職員の参集基準

警戒体制	震度等	職員配置体制	参集方法
第1警戒体制 (警戒体制)	4	宿日直 2名 課長級 全該当職員 審議員・課長補佐級 全該当職員 総務課 2名 ※人員は、必要に応じ各部署により増員するものとする。	勤務時間内 総務課長が担当職員へ指示 勤務時間外 宿日直⇒総務課長⇒担当職員登庁 各課長・審議員・課長補佐は自主登庁
第2警戒体制 (警戒体制) (災害警戒本部) [自動設置]	5 弱	宿日直 2名 課長級 全該当職員 審議員・課長補佐級 全該当職員 係長級 全該当職員 総務課 4名 ※人員は、必要に応じ各部署により増員するものとする。	勤務時間内 総務課長が担当職員へ指示 勤務時間外 宿日直⇒総務課長⇒担当職員登庁 各課長・審議員・課長補佐・係長は自主登庁 職員の参集に遺漏のないようあらかじめ職員の参集系統等について具体的に計画しておく。 震度 5 弱の地震発生の発表をテレビ、ラジオ等で確認した場合は、直ちに自主的に登庁するものとする。なお、職員が登庁していない部署については、総務課職員が連絡を行い、警戒体制を整えるものとする。
第3警戒体制 (警戒体制) 災害対策本部 [自動設置]	5 強 以上	全 職 員	勤務時間内 総務課長が担当職員へ指示 勤務時間外 勤務時間外に強い地震(震度 5 強以上)が発生した場合は、直ちに職員自ら情報収集に努め、自主的に登庁するものとする。 ただし、道路の遮断や公共の交通機関等の不通により登庁できない場合は、所属長にその旨伝えとともに、付近の被害状況報告や応急活動に従事する。

第 3 節 応援要請計画

県、市町村等の関係機関は、大規模な災害等が発生した場合において、災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図るもの

とする。

また、近隣の団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、近隣以外の団体との協定締結も考慮するものとする。

1. 関係機関との相互連絡

(1) 国等との関係

町は、災害応急対策を行うために必要な場合、県と通じて指定行政機関又は指定地方行政機関に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請するものとする。このうち、職員の派遣については、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し要請し、或いは内閣総理大臣に対し指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求め、災害対策に万全を期するものとする。

なお、当該要請又は斡旋に当たっては、次の事項を明示するものとする。

- ① 派遣を要請する(斡旋を求める)理由
- ② 派遣を要請する(斡旋を求める)職員の職種別人員
- ③ 派遣を必要とする期間
- ④ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- ⑤ その他職員の派遣について必要な事項

また、国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ国又は他の都道府県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

さらに、災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に他の都道府県及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。

(2) 防災会議構成機関

大規模地震発生時には、その被害が拡大することが予想され、単一の防災関係機関のみでは、応急対策活動に当たって支障をきたすことから、各機関は平常時から関係機関し十分に協議して、応援協力体制を確立しておくとともに、災害時には適切な応援協力を図るものとする。

2. 自衛隊災害派遣要請

自衛隊の派遣要請については、次節自衛隊災害派遣要請計画によるものとする。

3. 「熊本県市町村災害時相互応援に関する協定」に基づく応援要請

町は、地震等の災害に被災した単独では十分な応急の復旧対策が出来ない場合に、熊本県市町村災害時相互応援に関する協定に基づき、応援を行うものとする。

なお、町は、市町村区域を越える住民の広域的な避難の想定など、協定内容の充実・強化

に取り組むものとする。

- (1) 食糧、飲料水および生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救援・救助、医療、防疫、施設の応急復旧等の活動に必要な資機材および物資の提供
- (3) 救援・救助活動等の応急復旧活動に必要な車両、舟艇等の提供
- (4) 救援・救助、医療、防疫、清掃その他応急復旧活動に必要な職員の派遣
- (5) その他、特に町から要請があった事項

4. 消防関係相互の応援要請等

- (1) 熊本市町村消防相互応援

各消防機関は、大地震が発生した場合、必要があると認めるときは、他の消防機関に対して応援要請を行うものとする。

応援の要請は、「熊本市町村消防相互応援協定」及び「救急救助活動に関する消防相互応援協定」に基づき行うものとする。

- (2) 緊急消防援助隊

大規模地震等による災害の発生に際し、迅速な人命救助活動等を行うためには高度な資機材を保有し、訓練を積んだ援助隊の応援体制が必要になる。

このため、全国の消防機関が協力して、専任の援助隊をあらかじめ消防庁に登録し、大規模災害発生時の出動体制を整備している。

知事は、大規模災害等の発生時において、災害の状況及び県内の消防力を考慮して緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断した場合は、消防組織法第44条第1項の規定に基づき、消防庁長官に対して、緊急消防援助隊の応援等の要請を行うものとする。

5. 施設災害応援要請計画

国土交通省所管施設における大規模な災害時の応援計画を定める。

- (1) 応援内容

応援内容は、施設の被害状況の把握や情報連絡網の構築、災害応急措置等の実施に係る資機材や職員の応援に関するものとする。

- (2) 応援要請の手続

① 町の所管施設に大規模な災害が発生し、または発生のおそれがある場合、町は熊本県を通じて、九州地方整備局企画部長に電話等により応援要請を伝え、すみやかに文書を提出するものとする。

② 被災による連絡不能等により応援要請ができない場合であって、特に緊急を要し、かつ要請を待ついとまがないと認められる場合は、九州地方整備局長は独自の判断で応援をすることができる。この場合、予め、県を通じて町に応援する旨を伝え、すみやかに文書にて応援内容を通知するものとする。但し、連絡を取ることが困難な場合には、事前に連絡することを要しないものとする。

- (3) 経費の負担

九州地方整備局長が、災害初動時に施設の被害状況の把握や情報連絡網の構築の応援

を行う場合の経費負担は、九州地方整備局負担とする。その他の応援に係る経費については、負担が困難な場合等、一部を除き、原則として応援を受けた機関の負担とする。

なお、災害初動時とは、原則として九州地方整備局が支援に関する災害対策本部を設置している期間とする。

6. 下水道九州ブロック災害時応援体制

県が、町の下水道事業責任者から支援の要請を受けた場合、県内での対応の可否を検討のうえ対応が困難な場合は、幹事県に支援本部の設置を要請する。

なお、被災自治体が支援を要請するに当たっては、少なくとも「被害状況の概要」、「支援希望の内容」等を添えて要請するものとする。

7. 県への応援又は応援幹旋の要請、国・県による代行

町は、災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県に対して応援又は応援のあつせんを要請するものとする。

- ・被災建築物応急危険度判定支援要請
- ・被災宅地危険度判定支援要請 など

8. 応援の受入に関する措置

本節の定めるところにより、各防災関係機関が他の機関に対して応援の要請を行う場合には、応援活動の拠点となる施設の提供、応援に係る人員の宿泊場所の幹旋等応援の受け入れ体制の整備に努めるものとする。

9. 「応急職員派遣制度」に基づく協力依頼

県は、大規模災害発生時に、県内職員の派遣だけでは、被災市町村において完結して災害対応業務を実施することが困難等であると認めるときは、総務省等と連携し、「応急職員派遣制度」等に基づき、九州地方知事会を通じて、関係県に対して応援職員の派遣を依頼するものとする。

また、被災市町村は、必要に応じ、被災市町村の長への助言や関係機関等との連携を行う「災害マネジメント総括支援員」の派遣を県を通じて総務省に、又は対口支援団体（カウンターパート）に要請するものとする。

10. 国・県による代行

県は、被災により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合は、応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限及び現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の

全部又は一部を、当該市町村に代わって行うものとする。

1 1．災害時応援協定を締結している団体等への要請

町は、大規模災害等の発生により必要があると認める場合には、応援協定を締結している団体、企業、防災関係機関等に対し、各協定であらかじめ定めた手続きにより応援を求めるものとする。

なお、町は大規模災害時の迅速な応急復旧・復興対策の実施のため、各種団体等と積極的に災害時応援協定を締結するとともに定期的に相互の連絡体制を確認し、災害時の即応体制を確保するものとする。

1 2．相互応援の強化

県、町は、他自治体との相互応援協定締結に当たっては、近隣の自治体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する自治体との間での協定締結も考慮するものとする。

また、町は、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとする。

1 3．複合災害における応援要請

県、市町村、関係機関は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うとともに、外部からの応援を早期に要請するよう努めるものとする。

1 4．応援・受援体制の整備

県、市町村、防災関係機関は、応援活動の拠点となる施設の提供、国が作成した「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」等を参考に、応急対応時から復旧・復興までを見据えた応援・受援マニュアルを事前に作成するものとする。

なお、平時から相互に顔の見える関係を構築するとともに、応援の受け入れを想定した訓練を行い、結果を踏まえた同マニュアルの継続的な見直しを行うものとする。

第4節 自衛隊災害派遣要請計画

本計画は、地震・津波災害に対し、人命または財産の保護のため、自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣の要請に関する必要な事項を定め、もって自衛隊の効率的な災害派遣を期するものである。

1. 災害派遣の要請責任者

自衛隊への災害派遣要請は、自衛隊法第83条に基づき、次の災害派遣要請権者が行う。

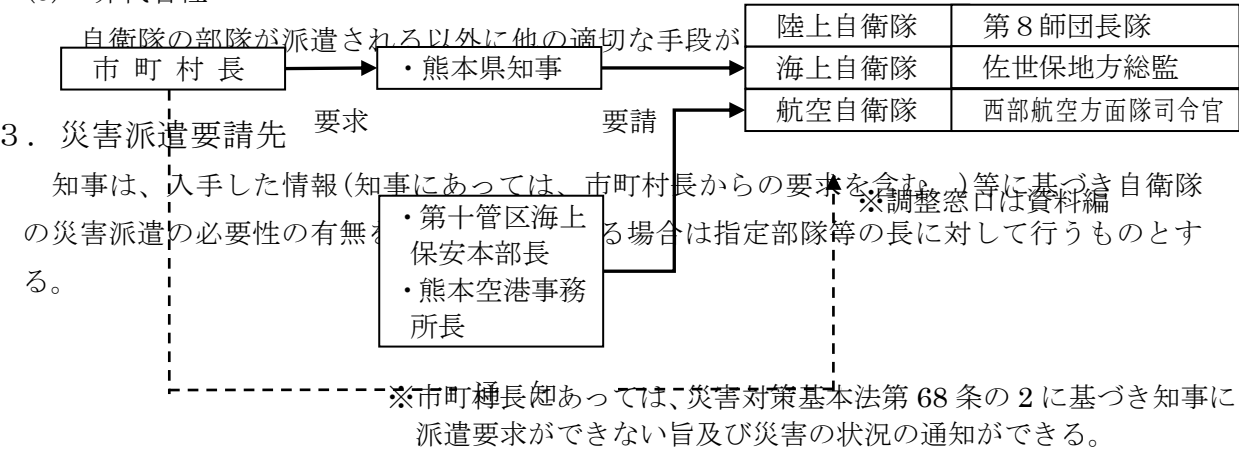
- (1) 知事
- (2) 第十管区海上保安本部長
- (3) 熊本空港事務所長

2. 災害派遣要請の基準

天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合には、災害派遣を要請することができる。

この際、特に公共性、緊急性、非代替性について留意すること。

- (1) 公共性
公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性がある。
- (2) 緊急性
さし迫った必要性がある。
- (3) 非代替性



4. 災害派遣要請に含める事項

知事等が自衛隊に対して災害派遣を要請する場合は、次の事項を明確にするものとする。

- (1) 災害の状況及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項(連絡方法、連絡責任者及び部隊の集結地等)

ただし、突発災害等緊急を要し、上記事項が判断出来ない場合においても最小限「派遣を希望する区域及び活動内容」を明らかにして要請するものとする。

5. 災害派遣の要請手段

- (1) 知事等が自衛隊の派遣を要請する場合は、文書をもって行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電話若しくはFAXで行うことができる。
- (2) 前項ただし書の場合においては、事後において速やかに文書を提出するものとする。

6. 自衛隊に要請する活動内容

災害派遣要請において、自衛隊に期待する主要な活動内容は次の事項とする。

- (1) 人命救助：行方不明者の捜索、被災者の救出・救助
- (2) 消火活動：林野火災等に対し、航空機による消火
- (3) 水防活動：土のうの作成、運搬、積み込み
- (4) 救援物資の輸送：車両及びヘリコプターによる物資の輸送
- (5) 道路の応急啓開：応急の土木工事、土砂崩れに対する工事等
- (6) 医療、防疫：応急救護及び除染車等による地域の防疫
- (7) 給水活動：水タンク車、水トレーラによる給水
- (8) 給食：炊事車による炊飯(温食)
- (9) 宿泊活動：天幕(テント)を使用した宿泊施設の設置
- (10) 入浴活動：公園及びグラウンド等の野外における応急風呂の開設

第5節 地震情報伝達計画

県、熊本地方气象台、町その他の防災関係機関は、地震災害の防止を図るため、地震発生時に迅速かつ適切な情報伝達を行う体制の整備を図るものとする。

1. 緊急地震速報（警報）

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地

震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。町は、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、防災行政無線（戸別受信機を含む。以下この節において同じ。）を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

熊本地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

都道府県名	緊急地震速報で用いる区域の名称	郡市区町村名
熊本県	熊本県熊本地方	熊本市他22市村
	熊本県阿蘇地方	阿蘇市他 5 町村
	熊本県天草・芦北地方	天草市他 5 市町
	熊本県球磨地方	人吉市他 9 町村

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

2. 地震情報の種類等

(1) 地震に関する情報

地震に関する情報とは、地震が発生した場合に気象業務法の定めにより、気象庁本庁が、防災対策上必要と認めるときに一般及び関係機関に対して発表する情報をいい、その種類は次のとおり。

① 地震に関する情報

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・ 震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を約190地域に区分)と地震の揺れの発現時刻を速報
震源に関する情報	・ 震度3以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面活動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・ 震度3以上 ・ 津波警報または注意報発表時 ・ 若干の海面変動が予想される場合 ・ 緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・ 震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
その他の情報	・ 顕著な地震の震源要素を更新した場合 や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	・ 震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・ マグニチュード7.0以上 ・ 都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表

(2) 各種情報の例文

各種情報の例文は、次のとおりである。

① 震度速報

平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分 気象庁発表
 平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分頃地震による強い揺れを感じました。
 現在、震度3以上が観測されている地域は次のとおりです。
 震度6弱 熊本県熊本 大分県西部 福岡県筑後
 震度5強 熊本県阿蘇
 震度5弱 熊本県球磨 宮崎県北部山沿い 福岡県福岡 佐賀県南部 長崎県島原半島
 震度4 熊本県天草芦北 大分県南部 大分県中部 大分県北部 福岡県筑豊 長崎県南西部
 震度3 鹿児島県薩摩 宮崎県北部平野部 福岡県北九州 佐賀県北部 長崎県北部
 今後の情報に注意して下さい。＝

② 地震情報(震源・震度に関する情報)

イ 地震情報(震源に関する情報)

平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分 気象庁発表
きょう〇〇日〇〇時〇〇分ころ地震がありました。
震源地は、〇〇〇〇地方(北緯〇〇. 〇度、東経〇〇. 〇度)で、震源の深さは、約
〇〇〇km、地震の規模(マグニチュード)は、〇. 〇と推定されます。
この地震による津波の心配はありません。

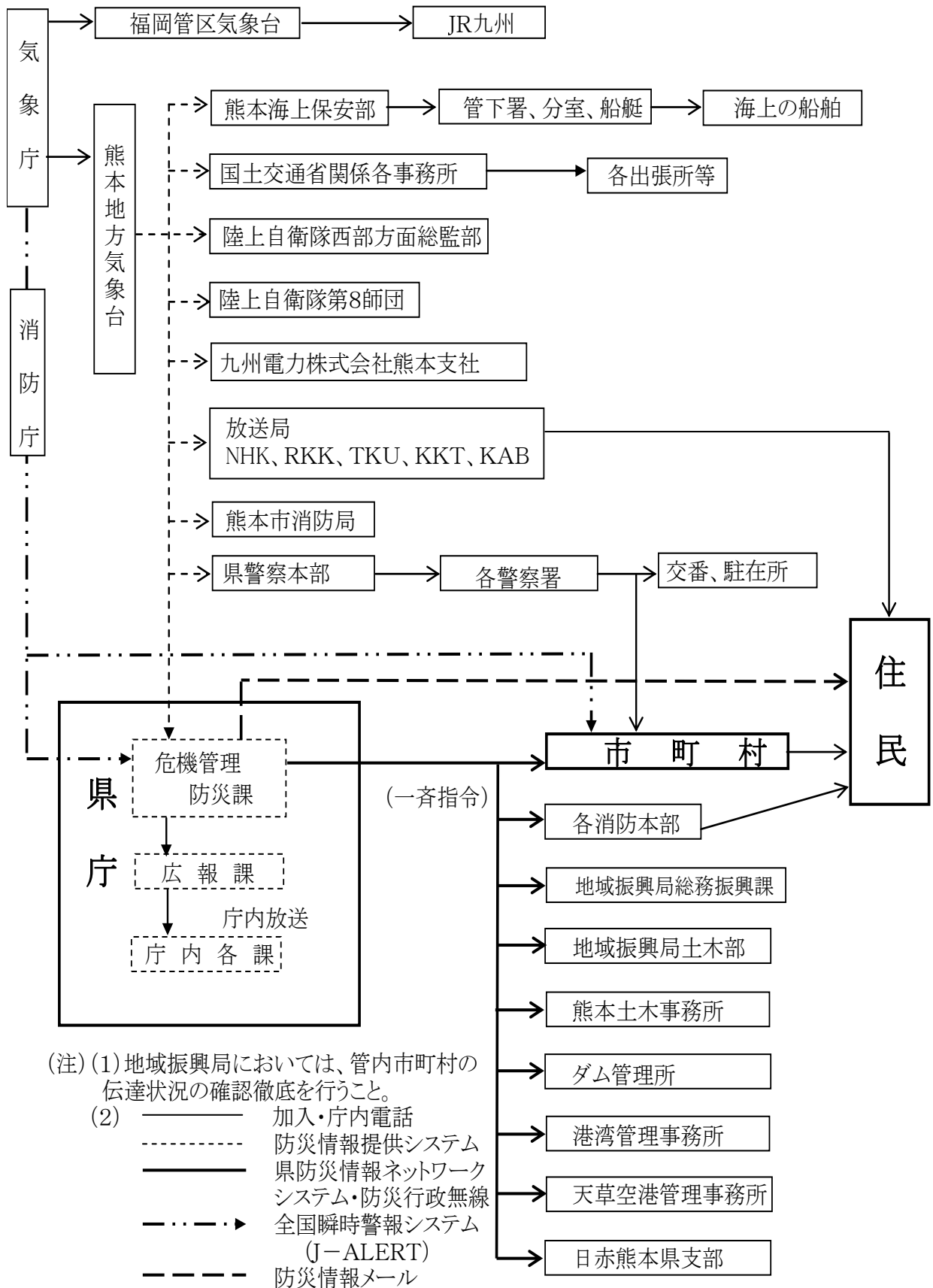
ロ 地震情報(震源・震度に関する情報)

平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分 気象庁発表
きょう〇〇日〇〇時〇〇分ころ地震がありました。
震源地は、〇〇〇〇(北緯〇〇. 〇度、東経〇〇. 〇度)で、震源の深さは約〇〇〇km、地震の規
模(マグニチュード)は〇. 〇と推定されます。
【震度3以上が観測された地域】
震度6弱 熊本県熊本 大分県西部 福岡県筑後
震度5強 熊本県阿蘇
震度5弱 熊本県球磨 宮崎県北部山沿い 福岡県福岡 佐賀県南部
長崎県島原半島
震度4 熊本県天草芦北 大分県南部 大分県中部 大分県北部
福岡県筑豊 長崎県南西部
震度3 鹿児島県薩摩 宮崎県北部平野部 福岡県北九州 佐賀県北部
長崎県北部
【震度5弱以上が観測された市町村】
震度6弱 熊本市 玉名市 竹田市 黒木町 大牟田市
震度5強 南阿蘇村 宇城市 日田市
震度5弱 福岡市早良区 八代市 高千穂町 佐賀市 雲仙市
情報 第〇〇号＝

③ 各地の震度に関する情報

平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分 熊本地方気象台発表
きょう〇〇日〇〇時〇〇分ころ地震がありました。
震源地は、〇〇〇〇(北緯〇〇. 〇度、東経〇〇〇. 〇度)で震源の深さは約〇〇
〇km、地震の規模(マグニチュード)は〇. 〇と推定されます。
各地の震度は次のとおりです。
なお、*印は気象庁以外の震度観測点についての情報です。
熊本県 震度6弱 熊本市春日 玉名市築地
震度5強 南阿蘇村中松 宇城市松橋町
震度5弱 八代市平山新町 八代市泉町
震度4 芦北町芦北 天草市本町 多良木町多良木
震度3 人吉市城本町
震度2 天草市牛深町
震度1 あさぎり町免田東*
【震度5弱以上と考えられるが現在震度を入手していない観測点】
大矢野町上
この地震による津波の心配はありません。＝

(3) 地震に関する情報の伝達図



(4) 気象庁震度階級関連解説表

「気象庁震度階級関連解説表」は、ある震度を観測したとき、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すものです。この表を使用する際は、以下の点にご注意下さい。

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5 強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

● 木造建物(住宅)の状況

震度 階級	木造建物(住宅)	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5 強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注 1) 木造建物(住宅)の耐震性により 2 つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和 56 年(1981 年)以前は耐震性が低く、昭和 57 年(1982 年)以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注 2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁(割り竹下地)、モルタル仕上壁(ラス、金網下地を含む)を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注 3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年(2008 年)岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1 階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注 1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和 56 年(1981 年)以前は耐震性が低く、昭和 57 年(1982 年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注 2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

● 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5 弱	亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある。	落石や崖崩れが発生することがある。
5 強		
6 弱	地割れが生じることがある。	崖崩れや地すべりが発生することがある。
6 強	大きな地割れが生じることがある。	崖崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{※3} 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある [※] 。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

● 大規模構造物への影響

長周期地震動 [※] による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

3. 震度情報ネットワークによる震度情報の収集

県は県内74箇所（熊本市設置分1箇所を含む）に計測震度計を設置しており、観測された震度情報は県防災情報ネットワークシステムまたはN T T回線で県庁に伝えられ、県は専用線で気象庁にリアルタイムに配信している。配信した震度情報は、他の機関で収集された震度情報と合成され「各地の震度」として報道機関等を通じて公表（現在県内105箇所）されている。

県は、大規模地震発生時には直ちに各市町村の震度情報を把握し、被災状況の予測等を行い、災害発生直後の迅速な初動体制の確立を図るものとする。

第6節 災害情報収集・伝達計画

大規模地震・津波発生時における各種地震情報、津波情報、被害発生に係る情報及び防災関係機関が実施する活動情報等は、応急活動等を効果的に実施するために重要であるので、情報の収集、連絡を迅速かつ効果的に行い、被害規模の早期把握に努めるものとする。

1. 実施責任者

(1) 県

知事は、県の地域に係る被害報告等の収集を行うとともに、その概要を県防災会議の委員の属する機関に通報し、速やかに国等関係機関に報告するものとする。

特に、人的被害の数（死者及び行方不明者の数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について、積極的に収集するものとする。当該情報が得られた際は、県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行うものとする。

また、県及び市町村は、防災情報共有システム（県防災情報ネットワークシステムや県統合型防災情報システム、防災情報提供システムを含む）を活用して、各種防災情報の効率的な収集及び情報に基づく意思決定の迅速化、防災関係機関相互の情報の共有化を図るものとする。

〔国への報告の基準〕

災害対策基本法第53条第2項に基づき、内閣総理大臣に報告すべき災害の基準は次のとおりとする。

- ① 県において災害対策本部を設置した災害
- ② 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から特に報告の必要があると認められる程度の災害
- ③ ①又は②に定める災害になるおそれのある災害

上記の報告は消防庁を窓口として行うものとし、消防組織法第4条第2項第7号に基づく災害報告取扱要領及び火災・災害等即報要領により行う消防庁への報告と一体的に行うものとする。

(2) 防災関係機関等

県内における指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、防災上重要な施設の管理者(以下「防災関係機関等」という。)は、当該所管に係る被害報告等の収集を行うとともに、県その他関係機関に通報又は報告を行うものとする。

(3) 町

町長は、管内の被害報告等を収集し、県その他関係機関に通報又は報告を行うものとする。なお、県への報告に当たっては、原則として、防災情報共有システムへの入力により報告するものとする。

ただし、通信の途絶等により、町長が県(県本庁又は地域振興局)に報告することができないときは、直接国(総務省消防庁)に対して被害報告を行うものとする。この場合、通信が回復次第、速やかに県に報告するものとする。

また、「火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日付消防災第267号)」の一部が改正され、地震が発生し、町で震度5強以上を記録したもの(被害の有無を問わない。)については、町が直接消防庁に対して報告するものとする。(平成12年11月22日付け消防災第98号・消防情第125号消防庁長官による)

2. 被害報告取扱責任者

知事、県教育庁及び県警察本部長、防災関係機関等及び町長は、情報の一元的処理及び情報の迅速かつ的確な処理ができるよう、下記の基準に従って、あらかじめ被害報告取扱責任者を定めておくものとする。

3. 情報共有システムの活用

県は、災害予防、災害応急活動の中核拠点として防災センターを設置して、災害時の迅速かつ的確な対応に努めるものとする。

また、県、町は、防災情報共有システム(県防災情報ネットワークシステムや県統合型防災情報システム、防災情報提供システムを含む。)を活用して、各種防災情報の効率的な収集及び情報に基づく意思決定の迅速化、防災関係機関相互の情報の共有化を図るものとする。

さらに、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報関連技術の導入に努めるとともに、SNS等のデータを活用した情報収集についても検討を行うものとする。

なお、町は、避難指示等を発令した場合には、災害情報共有システム(Lアラート)(以下、単に「Lアラート」という。)へ情報配信を行い、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて住民への迅速な伝達を図るものとする。

テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて住民への迅速な伝達を図るものとする。

テレビ、ラジオ等の報道機関は、住民への迅速な防災情報を提供するため、Lアラートの登録及び利活用にあつては、努めるものとする。

なお、平時から、防災情報機器操作マニュアル等に基づき、各種防災情報端末操作や利活用方法の習熟を図っておくものとする。

4. 被害等の調査・報告

(1) 航空機の派遣要請

知事は、震度5弱又は5強の地震が発生した場合には、自衛隊のヘリコプターが行った航空偵察情報を入手する。

また、知事は、震度6弱以上の地震が発生した場合、直ちに自衛隊のヘリコプター、警察本部のヘリコプター等による航空偵察を要請するものとする。

航空偵察において調査を依頼する事項は、概ね次のとおりとする。

- ① 災害の発生箇所
- ② 道路被災状況
- ③ 建築物の被害状況
- ④ 海上及び沿岸部における被災状況
- ⑤ 住民の動向

(2) 町による調査等

町は、防災行政無線、消防無線等の活用及び自主防災組織や自治会からの情報をもとに、管内の被害状況や孤立している地区の情報等の早期把握に努めるとともに、必要に応じて調査班を編成して、現地での被害状況の把握に努めるものとする。

災害の当初においては、次に掲げる情報のうち①～⑤の情報収集に努めるものとし、初期の段階においては具体的な被害状況によらず、119番通報の殺到状況等被害規模を推定できる概括的な情報で足りるものとする。

ただし、①の中の行方不明者の数については、搜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。

また、行方不明者として把握した者が他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合等には、当該登録地の市町村又は都道府県（旅行者など住民登録の対象外の外国人にあつては、在京大使館等）に連絡するものとする

なお、報告は被害報告取扱要領に基づいて行うこととするが、至急の場合はその様式等にこだわらないものとする。

- ① 人的被害（行方不明者の数を含む）
- ② 火災の発生状況
- ③ 住家の被災状況
- ④ 住民の行動・避難状況
- ⑤ 土砂災害の発生状況
- ⑥ 道路・橋梁被害による通行不能路線・区間
- ⑦ 孤立集落の発生状況
- ⑧ 医療救護関係情報
- ⑨ その他市町村の業務継続に必要な被害
- ⑩

(3) 県による調査等

震度 5 弱以上の地震が発生した場合には、県警ヘリコプター及び防災消防ヘリコプター等により情報収集にあたるものとする。

また、町において災害による被害程度が大きいと認められ又は通信の途絶等が発生し、当該市町村での情報収集活動が十分に行えないおそれがある場合には、県では調査班を編成して、(2)に掲げる情報について、被害状況調査を行うものとする。

なお、どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなどを定めた情報収集要領をあらかじめ作成するとともに、調査に備え、衛星携帯電話や、寝袋、非常食等の携行品等を準備しておくものとする。

また、県は、各防災関係機関等が行っている次に掲げる災害情報を収集し、その調整を図るものとする。

- ①道路・橋梁被害による通行不能路線・区間 ②通信関係被害
- ③電力関係被害 ④都市ガス関係被害 ⑤水道関係被害
- ⑥鉄道等公的輸送機関の被害 ⑦空港・港湾の被害 ⑧その他必要な被害情報

(4) 県警による調査

警察は、大規模地震及び津波警報発令時には、交番、駐在所、P C、白バイ、ヘリコプター等の勤務員が直ちに情報収集にあたり、その情報が一元的に集約される体制の確立を図るとともに、交通監視カメラ等の画像情報収集資機材の積極的活用を図るものとする。

また、警察署の F A X を利用して、地域の各種施設等に情報を伝達する F A X ネットワークの構築を推進し、災害発生時に活用するものとする。

5. 災害情報収集・伝達関係者の安全確保

災害・被害情報収集・伝達等防災業務に従事する者の安全確保について留意するものとし、平時から安全確保の方法等について検討・対策を進めるものとする。

6. 応急対策活動情報の連絡

町は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を報告し、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を町に連絡する。

県及び公共関係機関は、必要に応じ、指定行政機関を通じ国に連絡する。

7. 防災関係機関等の協力関係

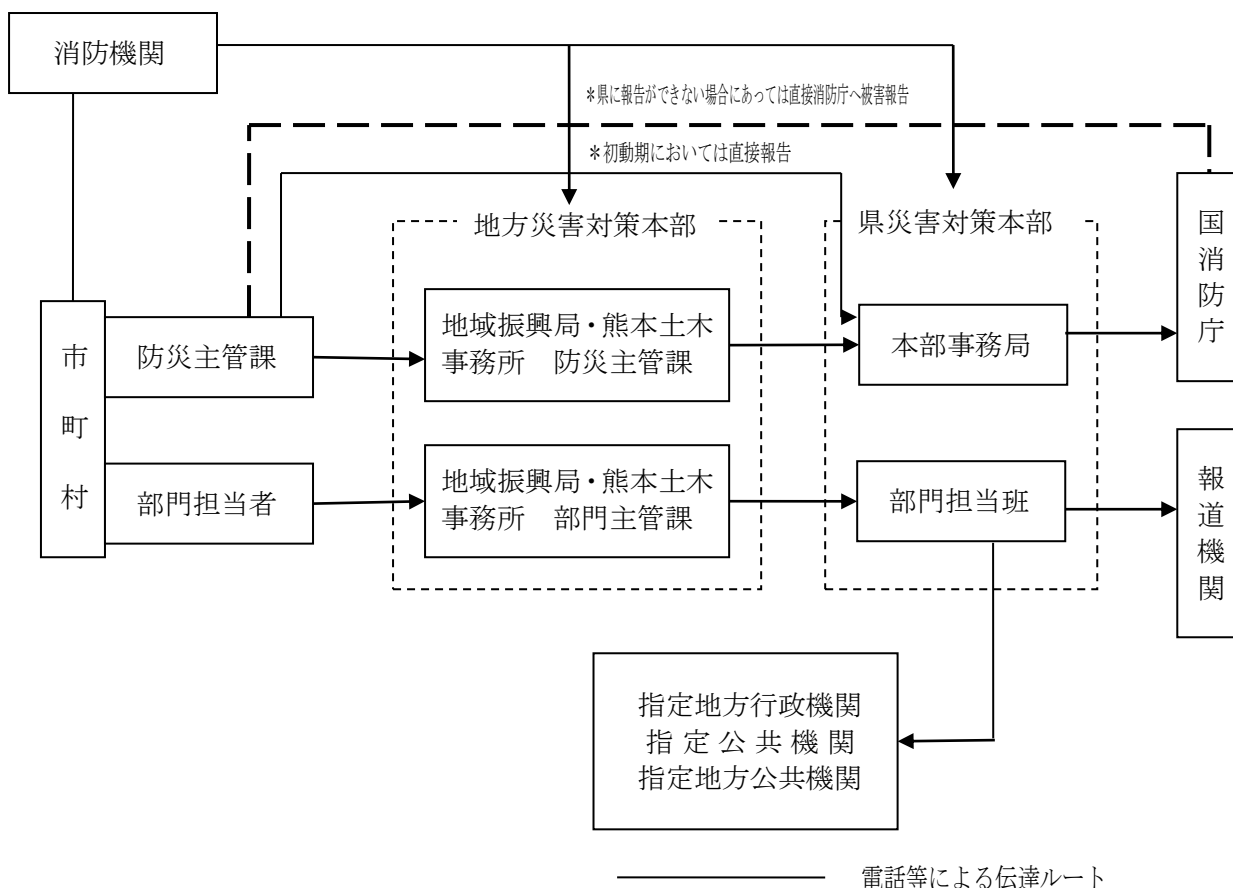
県、町及び防災関係機関は、災害が発生した場合には、緊密に連携協力して、被害に関する状況及び応急対策の活動状況について情報交換を行うものとする。

なお、多数のヘリコプターが災害対策活動に従事する場合において、熊本県災害対策本部長が必要と認めるときは、熊本県災害対策本部内にヘリコプター運用調整所を設置し、「熊本県ヘリコプター運用調整会議規約」及び「大規模災害時における熊本県ヘリコプター運用調整所活動要領」に定めるところにより情報収集等の活動を行うものとする。

また、平時においては、総合防災訓練などの各種訓練や熊本県ヘリコプター運用調整会議の開催等を通じ、消防防災ヘリ、警察ヘリ、ドクターヘリなど災害時のヘリコプターの利用についてあらかじめ協議しておくとともに関係機関の情報交換や連携体制の強化に努めるものとする。

8. 情報の伝達系統

情報の伝達系統は、次のとおりである。



9. 災害確定報告

町は、応急措置完了後速やかに、県(地域振興局経由)に対して文書で災害確定報告を行うものとする。

第7節 広報計画

県、町及び防災関係機関は、災害時の情報及び被害状況等を、報道機関その他を通じて速やかに関係機関及び住民に周知徹底し、被害の軽減と民心の安定を図るものとする。

1. 実施機関

災害対策基本法第50条及び第51条に規定されている災害応急対策責任者

2. 実施機関相互の連絡

各実施機関は、相互に情報の連絡及び交換を行うように努めるものとする。

3. 広報活動

(1) 広報内容

災害の規模、態様に応じて次の事項を広報するものとする。なお、行方不明者となる疑いのある者（以下「安否不明者」という。）や当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者（以下「行方不明者」という。）及び死者の氏名等の情報は、県災害対策本部が原則公表するものとし、公表にあたっては、警察及び町と連携するものとする。

- ① 災害対策本部の設置
- ② 災害の概況(被害の規模・状況、余震の状況等)
- ③ 町及び消防機関の防災体制及び応急措置に関する事項
- ④ 避難の勧告・指示(指定緊急避難場所・避難路の指示)及び避難時の留意事項
- ⑤ 電気、ガス、水道等供給の状況、復旧状況
- ⑥ 防疫に関する事項
- ⑦ 火災状況
- ⑧ 医療救護所の開設状況
- ⑨ 給食・給水実施状況
- ⑩ 道路、河川等の公共施設被害、復旧状況
- ⑪ 道路交通等に関する事項、復旧状況
- ⑫ 一般的な住民生活に関する情報
- ⑬ 社会秩序の維持及び民心の安定に関する事項
- ⑭ 二次災害を含む被害の防止に関する事項
- ⑮ 住民の安否情報
- ⑯ 医療機関、金融機関などの生活関連状況
- ⑰ 交通規制の状況
- ⑱ 被災者支援に関する情報等
- ⑲ その他必要な事項

(2) 広報の方法

広報の実施に当たっては、情報の出所を明確にしたうえで、災害の規模、態様に応じて次の広報手段のうち最も有効かつ適切な方法によるものとする。

広報手法の選択に当たっては、高齢者、障がい者、外国人、児童等の要配慮者にも配慮した方法とする。

また、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等を踏まえ、例えば、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、情報を提供する媒体にも配慮し、適切に情報提

供がなされるよう努めるものとする。

なお、広報活動に従事するものの安全確保について留意する。

- ① 防災行政無線等による広報
- ② 広報車等による広報
- ③ 消防団による広報
- ④ 報道機関(ラジオ、テレビ、新聞等)による広報
- ⑤ 広報紙、チラシ、ポスター等
- ⑥ 指定緊急避難場所への職員の派遣
- ⑦ 自主防災組織等による広報
- ⑧ 携帯電話メールサービスによる広報
- ⑨ 安否情報システムによる広報
- ⑩ その他状況に応じ効果的な方法

4. 警察における広報

(1) 被災者等への情報伝達活動

警察は、災害発生時の経過に応じて、被災者等に対し必要な情報の伝達に努めるものとする。また、住民等からの問い合わせ等に対応する体制の整備を図るとともに、交番等の情報伝達機能の整備を図るものとする。

併せて、自主防災組織等を通じた地域安全情報等の伝達に努めるとともに、必要に応じてFAX、パソコン、車両等の資機材の整備を図るものとする。

(2) 広報内容

警察は、町等の防災関係機関と緊密な連携を図り、次の事項について迅速な広報を行う。

- ① 災害に対する注意心喚起に関する事項
- ② 避難を必要とする理由、指定緊急避難場所、避難路及び避難時の留意事項
- ③ 被害の規模、被害状況等に関する事項
- ④ 救護場所の所在、要救護者の発見協力依頼等に関する事項
- ⑤ 交通規制状況等の交通の円滑確保に関する事項
- ⑥ 危険場所及び危険物の保安措置等に関する事項
- ⑦ 犯罪予防上の留意事項
- ⑧ 警察措置状況等の応急対策に関する事項
- ⑨ その他公共の安全と秩序維持上必要な事項

(3) 広報手段

警察は、効果的な実施方法を適宜選択し、速やかに広報を行うものとする。

- ① 警察官による広報
- ② 広報車、ヘリ等による広報
- ③ 報道機関(ラジオ、テレビ、新聞等)による広報
- ④ ホームページによる広報
- ⑤ 電子メールによる広報

⑥ その他状況に応じ効果的な方法

5. 災害情報等の伝達手段の多重化・多様化

(1) 伝達手段の多重化・多様化

県及び市町村は、住民、要配慮者利用施設や地下施設等の施設管理者や地方公共団体職員等に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（Jアラート）、災害情報共有システム（Lアラート）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

(2) インターネットの活用

県及び町からの情報を被災地に提供したり、被災地からの情報を入手する手段として、インターネット・SNSを活用する。

ア 行政からの情報の提供

被害、安否等の災害情報やライフラインに係わる情報については、できるだけ早く被災地に知らせる必要がある。このための情報提供手段として、ホームページを活用し、タイムリーかつスピーディーな情報提供を行うものとする。

イ 被災地からの情報の収集

被災地からの情報を把握するための情報収集手段の一つとして、インターネット・SNSの電子メール等の活用を検討するものとする。

なお、SNS等の情報は情報源が不明なものや古いものが含まれているため、SNS等が本来有する特性を踏まえた情報活用の検討を行う。

6. 住民等からの問合せ対応

県及び町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等任命に関わるような災害直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれている場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

7. 報道機関への対応

県・市町村は、大規模災害時に、災害対策本部員が災害対応に専念できるよう、一元的に報道機関への対応を行う窓口の設置及び情報提供のあり方（発表時間、回数、提供方法等）を検討する。

第8節 避難収容対策計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保（以下「避難指示等」という。）の発令、伝達、誘導等を実施して、住民の生命及び身体を災害から保護し、民心の安定を図り、もって応急対策を迅速かつ円滑に行うことを目的とする。

1. 実施責任者

災害から住民の生命、身体を保護するための避難指示等の実施責任者は次表のとおりであるが、知事は、町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長の実施すべき措置の全部又は一部を代行することとする。

なお、町長は、一般住民に対して避難準備を呼び掛けるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めのタイミングで避難開始を求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかけるため、高齢者等避難を発令するものとする。

区 分	災害の種別	実 施 責 任 者
高齢者等避難	全災害	町 長
避難指示	全災害	町 長（災害対策基本法第60条）
		警察官（災害対策基本法第61条及び警察官職務執行法第4条）
		災害派遣時の自衛官（自衛隊法第94条）
	洪水災害	知事または、その命を受けた職員（水防法第29条）
		水防管理者（水防法第29条）
	地すべり災害	知事又は、その名を受けた職員（地すべり等防止法第25条）
緊急安全確保	全災害	災害対策基本法第60条

2. 避難指示等の内容及び伝達方法

(1) 避難指示等の内容

町長等の避難指示等を実施する者は、次の内容を明示して行うものとする。

なお、町長は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文を工夫すること、その対象者を明確にし、対象者ごとに取るべき避難行動が分かるように、5段階の警戒レベルとともに伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めることとする。

- ① 要避難対象地域
- ② 避難先
- ③ 避難理由
- ④ 避難経路
- ⑤ 避難時の注意事項

(2) 避難指示等の伝達方法

避難指示等の伝達は、最も迅速・的確に住民に周知できる方法により実施するが、おおむね次の方法によるものとする。

なお、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者や一時滞在者等に対しては、あらかじめ

めその特性に応じた伝達方法を講じておくものとする。

- ① 防災行政無線による伝達周知
- ② Lアラートによる伝達周知
- ③ J－A L E R Tによる伝達周知
- ④ あらかじめ定められた伝達系統組織を通じ、関係者から直接口頭および拡声器等による伝達周知
- ⑤ サイレンによる伝達周知
- ⑥ 広報車等による伝達周知
- ⑦ 携帯電話メールサービスによる伝達周知
- ⑧ 自主防災組織、自治会、町内会等への有線放送および電話等による伝達周知
- ⑨ 報道関係機関（コミュニティFMを含む）を通じての伝達周知

また、電話回線の不通、停電等を想定するとともに、防災行政無線等は日頃から非常用電源の点検整備等を行っておき、災害時に機能するように維持管理しておくものとする。

- (3) 町長は、危険地区ごとに避難指示等の伝達組織及び伝達方法を定め、日常より危険地区の住民に対し周知徹底しておくものとする。
- (4) 町長は、避難指示等を発令した場合、すみやかに、その旨を県に報告するものとする。
また、県は、重要な気象情報が発表された場合、町に対し、避難指示等の発令状況を適宜確認するものとする。
- (5) 町は、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

3. 警戒区域の設定

町長若しくはその委任を受けた町の職員は、災害が発生し又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは立入禁止し、又は当該区域からの退去を命じることができる。

町からの要請により、警察官、災害派遣時の自衛官は、警戒区域の設定を行うことができるが、この場合、その旨を町長に通知するものとする。

知事は、市町村長が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、当該市町村長に代わって実施しなければならない。（災害対策基本法第73条）

4. 避難の誘導

(1) 町

町長ら避難指示等を実施する者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう自主防災組織等の協力を得て、できるだけ自治会単位等で集団避難を行うものとし、特に高齢者、障がい者、児童、妊産婦、外国人等の避難行動要支援者については、本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。を効果的に利用して、避難支援を行うものとする。

このほか、避難誘導に当たっては次の事項に留意するものとする。

- ① 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。
- ② 危険な地点には標示やなわ張りを行うほか、状況により誘導員を配置して安全を期すること。
- ③ 住民に対して、高齢者、障がい者、児童、妊産婦、外国人等の避難行動要支援者の安全確保の援助及び優先避難を呼びかけ、近隣者相互の助け合いによる全員の安全避難を図ること。

(2) 警察

警察は住民等の避難誘導に当たって、町に協力するとともに、下記の事項に留意した誘導を行うものとする。

- ① 被災地域、危険箇所等の現場の状況を把握したうえで、安全な指定緊急避難場所、避難路を選定し、避難誘導を行うものとする。
- ② 高齢者、障がい者、児童、妊産婦等については、可能な限り車両等を活用して避難誘導を行うなど、避難行動要支援者対策に十分に配慮するものとする。

(3) 社会福祉施設等

- ① 被災福祉施設は、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、近隣住民、自主防災組織の協力を得て速やかに入所者の安全を確保し、被災状況等について市町村に報告するものとする。

また、必要に応じて保護者とも連絡をとり、可能な人には協力を依頼するものとする。

- ② 被災地に隣接する社会福祉施設は、施設機能を低下させない範囲内で援護の必要性の高い被災者を優先し、施設への受け入れに努めるものとする。

(4) 被災者の運送

県は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請するものとする。

なお、県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに上述の要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示するものとする。

5. 避難所の開設及び収容

災害救助法が適用された場合の避難所の開設及び収容等の基準の概要は次のとおりであり、同法が適用されない場合もこれに準じて行うものとする。

なお、避難所への収容においては、要配慮者の特性に可能な限り配慮するものとし、場合によっては、病院や社会福祉施設等への収容についても検討を行うものとする。

(1) 避難所等の安全性の確認及び速やかな避難所開設

町は、安全性を確認したうえで、あらかじめ指定していた施設において速やかに指定避難所を開設することとし、日頃から、行政、地域、施設で参集基準等のタイムラインや役割の確認を行うものとする。また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備

え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

なお、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

指定避難所施設の開設に当たっては、あらかじめ定めていた避難所開設者に連絡し、速やかな開設を行うものとする。

また、必要に応じ、指定避難所以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。

(2) 収容施設等

町は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。また、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものも含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として利用することも検討するものとする。

避難所は、学校、公民館、神社、寺院、旅館、倉庫等の既存建物を応急的に整備して使用するものとするが、これらが無い場合又はこれらでは充足できない場合は、野外に仮設物又は天幕等を設置して避難所とする。

既存の建物を利用する場合、耐震、耐火、鉄筋構造の建物を優先し、出来る限り生活面でバリアフリー化された施設を利用し、そうでない施設では、障がい者用トイレ、スペースの仮設に配慮する。

(3) 収容の対象者

避難所に収容する者は、災害により現に被害を受け、または被害を受けるおそれのある者ならびに避難指示等が発令された場合等で、現に被害を受けるおそれのある者に限り収容するものとする。

(4) 住民への周知

町は、避難所を設置したときは、速やかに被災者にその場所を周知徹底し、避難所に収容すべきものを誘導し、保護しなければならない。

また、市町村は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

(5) 避難所運営職員の派遣

避難所を設置した場合、各避難所にはその維持管理のため、責任者(原則として町職員)を定めるものとする。

なお、避難所運営職員については、男女共同参画など多様な視点への配慮の観点から、男女双方の派遣に努めるものとする。

(6) 避難者の把握、避難所開設の報告

町は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、あらかじめ定めていた避難者名簿等により避難者の把握を行うとともに、直ちに次の事項を県に報告するものとする。

なお、避難所開設の報告にあたっては、あらかじめ定めていた「避難所開設報告書」によ

り行うものとする。

- ① 避難所開設の日時および場所
- ② 箇所数および収容人員
- ③ 開設予定期間

特に、避難者数や健康状況等の情報については、救援物資の手配や、健康管理、こころのケアの体制づくり等につながるため、避難所運営職員等と緊密に連絡を取り合い、情報収集の強化を図るものとする。

(7) 避難所の運営管理

ア 町は、避難所運営マニュアル等に基づき、避難所を適切に運営管理するものとし、運営の際は、他自治体からの派遣職員や避難所運営のノウハウを有するNPO等の活用についても検討するものとする。

イ 町は、避難所運営の役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

ウ 避難者は避難所の自主的な運営が円滑に行われるようルールを守り、お互いに助け合いながら避難所の運営に参加・協力するものとする。

エ 町は、自主防災組織のリーダーや行政部長・消防団等と協力しながら、避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握を行うとともに、車中避難者を含む避難所外の避難者に係る情報の把握に努め、県や支援団体と協力して支援活動全体を調整する仕組みを構築する。なお、情報の把握に当たっては、町の担当部署を明確にし、県と連携し、関係機関が持つ情報を一元化した被災者台帳の整備に努めるものとする。

また、食料や生活必需品等の避難者のニーズを把握するとともに、指定避難所を拠点とした物資供給体制の構築やその周知に努めるものとする。

オ 町は、避難所における生活環境に注意を払い、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努めるものとする。特に、感染症流行時において災害が発生した場合には、通常の災害発生時よりも多くの避難所を開設するなど、避難所が過密状態とならない環境の確保に留意し、併せて、災害の状況や地域の実情に応じ、避難者に対する手洗いや咳エチケット等の基本的な感染対策の徹底、避難所内の十分な換気、避難者同士の十分なスペース確保に努めるものとする。また、感染症の症状が出た者のための専用スペースやトイレを確保し、他の避難者とゾーンや動線を区分するなど、感染症の予防・まん延防止のための対策を行うものとする。なお、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、県や町などの関係機関と連携し、感染症対策として必要な措置を講じるものとする。

カ 県及び町は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

キ 町は、避難所の運営における男女共同参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方及び性的少数者の視点等に配慮するものとする。特に、乳幼児のいる世帯用エリア、女性のための世帯用エリアの確保、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室、相談窓口の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、女性用トイレの配置、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て

家庭等のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。また、食事の提供の際は、乳幼児、アレルギー疾患患者等の把握を行うとともに、必要な食料確保等を行うものとする。

ク 町は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

ケ 避難期間が長期化する場合、県、町は、精神科医、臨床心理士、保健師等によるこころのケアも行うものとする。

コ 町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

サ 夏期には扇風機等、冬期には暖房器具等を設置するなど、季節や環境を考慮し、快適な環境の確保に努めるものとする。

シ 町は、仮設トイレの供給体制の整備を進めるなど、トイレの不足が生じないように努めるものとする。

ス 町は、避難所の衛生環境に支障が生じないよう、避難所付近にゴミの臨時収集場所を設けることや、速やかなゴミ処理を進めるものとする。

セ 町は、ペットとの同行避難に備えて、避難所におけるペットのためのスペースの確保に努めるものとする。

ソ 町は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

タ 市町村は、警察及び防犯ボランティア団体等と連携し、避難所の防犯活動を推進するものとする。

(8) 災害救助法が適用された場合の留意事項

避難所開設の期間は、原則として最大限7日以内である。

県は、町が開設する避難所が災害救助法の基準を超える場合には、内閣総理大臣との協議が必要となるため、町の避難所開設状況を把握しておくものとする。

6. 車中避難者を含む避難所以外の被災者への対応

市町村は、自治会・町内会、自主防災組織、消防団、防災士、NPOやボランティア等と連携して、あらかじめ定めた車中避難者を含む避難所外避難者の情報を把握し、必要に応じて避難所への誘導を行うものとする。

併せて、県及び市町村は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、自治会・町内会、自主防災組織、消防団、NPOやボランティア等と連携して食料等必要な物資の配布に努めるとともに、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、インターネットやラジオなど様々な方法による正確な情報の伝達等を行い、その生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

7. 避難行動要支援者に対する対策

(1) 安否確認、救助活動

町は、あらかじめ把握している避難行動要支援者について、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、民生委員、近隣住民、自主防災組織、福祉団体(社会福祉協議会、老人クラブ等)の協力を得て、安否確認、救助活動を実施するものとする。

避難支援計画に基づき、あらかじめ選定している避難支援者等を通じて、安否確認等を実施するものとする。

なお、消防機関等は、救助に当たって、避難行動要支援者の特性に配慮するものとする。

(2) 熊本県災害派遣福祉チーム（熊本D C A T）の派遣

県は、災害発生時に高齢者、障がい者等の要配慮者の支援活動を行う必要があると判断した場合は、熊本県災害派遣福祉チーム（熊本D C A T）を指定避難所、福祉避難所等に派遣する。

(3) 情報の提供

町は、指定避難所、福祉避難所等においては、要配慮者に円滑に情報伝達ができるように障がい等の状況に応じて、文字放送用テレビやファクシミリ等を設置するほか、必要に応じて手話や外国語の通訳、視覚障がい児者をサポートする人などの専門的支援者の確保に努めるものとする。

また、要配慮者の特性に応じて、例えば、要約筆記や点字、ひらがなやカタカナ等わかりやすい言葉による表現、絵や写真の提示など、多様な手段による情報提供がなされるよう配慮に努めるものとする。

(4) 生活の支援

① 相談体制の整備

町は、指定避難所、社会福祉協議会等に相談窓口を設置し、高齢者や障がい者など要配慮者の相談に応じるとともに、必要な支援のニーズ把握を行うものとする。

なお、窓口には、ファクシミリ等の機器の設置等についての配慮が必要である。

また、相談窓口に来られない人に対しては、避難所や自宅等を巡回して声を掛け、各種相談等に応じるとともに、必要な支援のニーズ把握を行うものとする。

② 心身両面の健康管理

要配慮者の中には、特に健康面の配慮が必要である者がいる可能性が高いことから、医師、保健師、看護師、等が避難所や自宅等を巡回し、健康状態の確認や各種相談に応じるとともに、医療ケア等を行うものとする。

また、大規模災害発生後は、大きなショックや強い不安感を感じたり、長引く避難所生活の中でストレスが蓄積するなど、精神的な大きな負担を強いられるので、精神科医、臨床心理士、保健師等によるこころのケアを行うものとする。

(5) 社会福祉施設等における介護職員等の確保

県は、社会福祉施設等において介護職員等の不足がないか把握の上、必要な場合は、国及び関係団体等と連携して応援派遣の要請を行うなど、介護職員等の確保に関する支援を行う

ものとする。

(6) 訪問入浴や福祉用具の提供等における円滑な実施に係る支援

県内の社会福祉施設等において訪問入浴や福祉用具の提供等が行われる場合は、県は、円滑に実施されるよう支援を行うとともに、その周知に努めるものとする。

8. 外国人に対する対策

県及び町は、在日外国人と訪日外国人とは行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の実環境整備に努めるとともに、円滑な避難誘導体制の構築に努めるものとする。

9. 防火対象物等における避難対策等

学校、病院、工場、事業場、その他消防法による防火対象物の防火管理者は、多数の者の出入りする施設として災害時の避難対策を十分講じておくものとする。

特に、学校においては、次の応急措置等を実施するものとする。

(1) 情報の伝達・収集等

① 教育長は、地震災害の程度を速やかに学校長に通報し、必要な避難措置をとらせるものとする。

② 学校長は、教育長又は関係機関から災害に関する情報を受けた場合には、教職員に対して当該情報を速やかに伝達するとともに、自らテレビ、ラジオ等により地域の被害状況等災害情報の収集に努めるものとする。

なお、児童・生徒等への伝達にあたっては、混乱を防止するように配慮するものとする。

③ 学校長は、児童・生徒等及び学校施設に被害を受け、又はそのおそれがある場合は、直ちにその状況を町、自治会、自主防災組織、消防団、近隣住民その他関係機関に報告し、必要に応じ応援等を求めるものとする。

(2) 避難の指示等

① 教育長の避難の指示等は、町長等の指示により行うほか、安全性を考慮して、速やかに実施するものとする。

また、避難の指示にあたっては、地震災害の発生の時期及び発生場所等を考慮に入れて、危険が迫っている学校から順次指示するほか、一斉メール、ファックス等により必要な情報を当該地域の学校全てに伝えるものとする。

② 学校長は、教育長から避難の指示等があった場合には、速やかに実施するとともに、緊急を要する場合には、自ら災害の状況を判断し、児童・生徒等の屋外への避難や緊急避難場所等への避難を迅速に指示するものとする。

なお、状況によっては、教職員が個々に適切な指示を行うものとする。

③ 児童・生徒等が学校の管理外にある場合には、学校長は状況を判断して臨時休校等の措置を講ずるものとする。

なお、臨時休校の通告及び連絡方法については、あらかじめ児童・生徒等に対し周知

徹底をしておくものとする。

(3) 避難の誘導等

① 避難の誘導

学校長及び教職員は、児童・生徒等の安全を確保するため、あらかじめ定めた計画に基づき児童・生徒等の誘導を行うものとする。

なお、状況により校外への誘導が必要である場合は、町、自治会、自主防災組織、消防団、近隣住民その他関係機関の指示及び協力を得て行うものとする。

② 避難の順位

児童・生徒等の避難順位は、低学年、疾病者等を優先して行うものとする。

③ 下校時の危険防止

学校長は、災害の状況により、児童・生徒等を下校させる場合には、次の方法によるものとする。

イ 児童・生徒等に必要な注意を与えるとともに、校区内の危険箇所（がけ崩れ、危険な橋・堤防等）の通行を避けるように配慮するものとする。

ロ 通学区域ごとの集団下校または教職員による引率等の措置を講ずるものとする。

④ 校内保護

学校長は、災害の状況により、児童・生徒等を下校させることが危険であると判断した場合は、校内に保護し、速やかに保護者への連絡に努めるものとする。

なお、この場合、速やかに設置者に対して、児童・生徒等の数その他必要な事項を報告するものとする。

(4) 学校が地域の避難所となる場合の留意事項

① 避難所になった学校の学校長は避難所に供する施設、設備の安全を確認し、避難した者に対して、その利用について必要な指示をするものとする。

② 学校長は、施設及び設備の応急復旧状況を把握し、速やかに応急教育計画を作成し、応急教育の開始時期及び方法を確実に児童・生徒等及び保護者に連絡するものとする。

③ 全児童・生徒等を学校に同時に収容できない場合は、二部授業又は地域の公共施設を利用して分散授業を行う等の措置を講じるものとする。

④ 避難が長期間となる恐れがある場合は、町は学校長と協議し、学校教育上支障とならないように必要な措置を講じるものとする。この場合において、教育長が、教育活動の再開に当たり、学校を支援する必要があると判断したとき、教職員で構成する支援チームを派遣する。

(5) その他の留意事項

① 保健衛生

学校長は、災害時において、建物内外の清掃、給食、飲料水等に留意し、児童・生徒等の保健衛生について必要な措置を講じるものとする。

② 教育活動の再開

学校長は、教育活動の再開に当たっては、児童・生徒等の登下校時の安全に留意するものとする。

③ 避難訓練の実施

学校長は、地震災害に応じた避難訓練を、平素から実施するものとする。

なお、訓練に際しては、学校関係者だけでなく町、自治会、自主防災組織、消防団、近隣住民その他関係機関等参加型訓練の実施など工夫に努める。

④ 連絡網の整備

教育長の各学校への通報および連絡は、迅速かつ的確に行われるように、平素から連絡網を整備しておくものとする。

⑤ 計画の策定

学校長は、次の事項について児童・生徒等の実態に即した計画を策定し、集団避難が安全、かつ迅速に行われるようにするものとする。

イ 地震災害に応じた避難指示等の伝達方法

ロ 緊急避難場所の指定

ハ 避難順位および緊急避難場所までの誘導責任者

ニ 児童生徒の携行品

ホ 余裕がある場合の書類、備品等の搬出計画

ヘ 負傷者の救護方法

ト 保護者への連絡及び引き渡し方法

チ 登下校中の避難方法

10. 広域避難

町は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、同一県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては 県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。

また、市町村から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行うものとする。町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。県、町及び運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。 県、町及び関係機関（指定行政機関、公共機関）は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

11. 広域一時滞在

大規模災害で被災した場合、町は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等にかんがみ、町の区域外への広域的な避難、避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内他市町村への受入れについては町に直接協議し、他県の市町村への受入れについては県に対し当該他県との協議を求めることができる。

県は、町から協議要求があった場合、他県と協議を行うものとする。また、町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、町からの要求を待ついとまがないときは、町の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を町に代わって行うものとする。

12. 被災者等への的確な情報活動関係

県、町は、居住地以外の町に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の自治体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図るものとする。

第9節 交通規制計画

大規模地震発生時に、住民等の円滑な避難誘導が必要な場合、道路災害が発生するおそれがある場合、橋梁等の道路施設に被害が発生した場合又は交通の混乱を防止して緊急輸送を確保するために必要がある場合には、交通規制を行って被害の軽減と迅速な応急対策を実施するものとする。

1. 実施責任者

災害時の交通規制は次の区分によって行うものとするが、道路管理者と警察は、常に緊密な連絡を保ち、応急措置の万全を期するものとする。

区 分	範 囲
道路管理者 国土交通大臣 知 事 町 長 西日本高速道路（株）	(1) 道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 (2) 道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合
警 察 公安委員会 警 察 署 長 警 察 官	(1) 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき (2) 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるとき (3) 道路の損壊、火災の発生、その他の事情により道路において交通の危険が生じ、又はそのおそれがある場合

2. 交通規制の措置

措置要領

(1) 道路管理者

道路管理者は、道路、橋梁等道路施設の巡回調査に努め、災害等により道路施設等の危険な状態が予想され、または発見したとき、若しくは通報等により承知したときは、速やかに必要な規制を実施するものとする。

(2) 警察

- ① 地震災害により住民等の円滑な避難誘導が必要なとき、道路・橋梁等の道路施設の危険な状態が予想され、又は発見したとき、若しくは通報等により認知したときは、速やかに必要な交通規制を実施するものとする。
- ② 災害が広域にわたる場合、若しくは幹線道路の破損等のため交通上の支障が広域にわたる場合の交通規制は、災害の規模及び迂回路等との関係を総合的に判断して実施するものとする。
- ③ 必要がある場合には、他県から被災地域に通じる主要幹線道路について、広域交通規制を隣接及び近接する県に要請するものとする。
- ④ 各警察署において、交通規制を実施した場合は、報道機関等を通じて一般通行車両及び住民等に周知徹底し、交通に支障のないよう万全を期するものとする。
- ⑤ 交通規制を行う場合は、法令に定められた道路標識を設置するものとし、また、設置不可能な場合及び設置する暇がない場合は、警察官が現場で交通整理、誘導に当たるなど、交通に支障がないよう配慮するものとする。
- ⑥ 災害発生時の交通規制を円滑に行うため、平素から警備業者等と連携を図り、交通誘導等応急対策業務について協議、訓練を行うものとする。

3. 交通規制の実施

(1) 危険箇所の交通規制

道路及び橋梁の破損、決壊その他の状況により通行禁止又は交通を制限する必要があると認めるときの交通規制の実施は、道路管理者又は警察が、禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由等を明瞭に記載した道路標識等を設置するとともに、必要な場合には迂回路の標識も明示し、一般の交通に支障のないよう措置するものとする。

なお、道路標識施設の設置基準は、次によるものとする。

① 道路標識を設ける場合

- ア 通行止め：歩行者、車両等の通行を禁止する区間の前面における道路の中央
- イ 通行制限：通行を制限する前面における道路の中央又は左側の路端
- ウ 迂回路：迂回路のある交差点の手前の左側の路端

② 道路標識の構造

道路標識は堅固な構造とし、所定の位置に整然と設置して修理、塗装、清掃等の維持を行うほか、夜間において遠方から確認し得るよう照明又は反射装置を施すものとする。

③ 道路標識の寸法及び色彩

道路標識の寸法及び色彩は、原則、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(昭和35年総理府・建設省令第3号)に定めるところによる。

4. 相互の連絡・協力

道路管理者及び警察は、次の事項について相互に連携、協力し、的確かつ円滑な災害応急対策を実施するものとする。

- (1) 被災地の実態、道路の被害状況及び交通状況等に関する情報を収集し、相互に情報を交換する。
- (2) 緊急通行車両の通行を確保すべき道路の障害物排除等のための応急対策の実施及び重機等の支援部隊の速やかな要請を行うものとする。

5. 災害対策基本法に規定する通行禁止区域等における障害物の除去

災害対策基本法第76条第1項により、公安委員会は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするために緊急の必要があると認めるときは、速やかに区域又は道路の区間(以下「区域等」という。)を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し又は制限し、緊急交通路の確保に当たるものとされているが、同法76条の3の規定に基づく当該区域等における車両その他の物件の障害物除去の方法については、次のとおりとする。

(1) 緊急交通路の確保

警察は、放置車両の撤去等の緊急交通路における障害物の除去について、道路管理者、消防機関、自衛隊等と協力して、緊急交通路の確保を図るものとする。

(2) 運転者等に対する措置命令

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となり、これにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対して、車両その他の物件の移動等の措置を命ずることができる。

(3) 放置車両等の撤去

警察官は、(2)の措置をとることを命ぜられた者が、移動等の措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために移動等の措置をとることを命ずることができないときは、自ら移動等の措置をとることができる。

この場合において、警察官は、移動等の措置をとるためやむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。

(4) 自衛官による撤去

自衛隊法第83条の2に規定する災害派遣により派遣を命ぜられた自衛官は、警察官がその場にはいないときに限り、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため(2)及び(3)の措置命令をとることができる。

(5) 消防吏員による撤去

職務を執行中の消防吏員は、警察官がその場にいないときに限り、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため(2)及び(3)の措置命令及び措置をとることができる。

(6) 自衛官及び消防吏員の通知

自衛官及び消防吏員は、(4)及び(5)の措置命令及び措置をとった場合は、直ちにその旨を当該措置をとった場所を管轄する警察署長に通知するものとする。

6. 災害時における車両の移動等

(1) 道路交通規制等

公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

(2) 道路警戒等

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

道路管理者等は、民間団体等との間の応援協定等に基づき、道路啓開等に必要な人員、資機材等の確保に努めるものとする。

第10節 緊急通行車両確認計画

県、町及び関係機関は、災害が発生し、又はまさに災害が発生しようとしている場合において、災害応急対策に必要な人員、資機材等を迅速かつ確実に輸送するため、緊急通行車両の運用、確認手続き等を整備するものとする。

1. 緊急通行車両における輸送対象の限定

緊急通行車両において輸送する対象は、被災状況及び被災応急対策の進捗状況に応じて、概ね以下のとおりとする。

(1) 第一段階(地震発生直後の初動期)

- ① 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- ② 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ⑥ 交通規制に必要な人員、物資
- ⑦ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- ⑧ 政府災害対策要員、地方公共団体災害要員、情報通信・電力・ガス・水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員、物資
- ⑥ 緊急通行に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧及び緊急輸送道路確保のための人員、物資

- (2) 第二段階(応急対策活動期)
 - ① 前記(1)の継続
 - ② 食料、水等生命維持に必要な物資
 - ③ 傷病者及び被災者の被災地域外への輸送
- (3) 第三段階(復旧活動期)
 - ① 前記(2)の継続
 - ② 災害復旧に必要な人員、物資
 - ③ 生活必需品

2. 緊急通行車両の確認

公安委員会が、災害対策基本法第76条に基づく通行の禁止又は制限を行った場合、緊急通行のための車両の使用者の申出により、知事又は県公安委員会は、災害対策基本法施行令第33条の規定により緊急通行車両の確認(証明書及び標章の交付)を行うものとする。

第11節 輸送計画

本計画は、大規模地震発生時における陸、海、空の緊急輸送体制を確立し、応急対策実施に必要な人員、資機材及び救援物資等の輸送力を確保し、応急措置の万全を期するものとする。

1. 輸送実施機関

災害対策基本法第50条及び第51条に規定する実施責任者とする。

ただし、これらの機関で処理できない場合は、輸送を業とする公共機関、地方公共機関並びにこれらに準ずるもの等、又は自衛隊に応援を要請して、緊急輸送の確保を図るものとする。

2. 輸送力の確保

実施機関が所有する車両だけでは輸送が確保できない場合には、次の順位により必要に応じて借り上げて輸送の円滑化を図るものとする。

- (1) 車両等の確保
 - ① 公共的団体の車両
 - ② 輸送を業とする者の所有車両
 - ③ その他(自家用車両等)
- (2) 鉄道、軌道、空中輸送等の確保
 - ① 鉄道、軌道輸送要請
必要に応じ、九州旅客鉄道株式会社熊本支社等に要請するものとする。
 - ② 空中輸送要請
別節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところにより、要請するものとする。

(3) 船舶の確保

① 輸送を業とする者の所有船舶

3. 輸送の方法

(1) 陸上輸送

① 道路輸送

災害時における緊急輸送は、本町の地勢及び過去の災害の実情等から考えると、大半が陸上輸送であり、道路輸送の場合が多い。このことから、関係機関は災害時における緊急輸送が、迅速かつ円滑に行われるように協力するものとする。

② 鉄道輸送

鉄道輸送は地域的に限定されるが、道路輸送が困難をきわめ、又は不可能な場合並びに鉄道による輸送が迅速かつ適切と判断される場合に応急輸送の確保を図るものとする。

(2) 空中輸送

災害時に陸上輸送及び海上輸送が困難若しくは不可能な場合、又は空中輸送が適切であると判断した場合には空中輸送の確保を図るものとし、防災消防ヘリコプターの利用及び別節「自衛隊災害派遣要請計画」に基づく自衛隊への要請を実施するものとする。

4. 緊急輸送の確保・体制整備

県は、町における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、町からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで、町に対する物資を確保し輸送するものとし、そのための体制整備を図るものとする。

5. 緊急輸送を確保するための道路

(1) 緊急輸送道路の指定、ネットワーク化

緊急輸送道路は、大規模地震直後から必要となる緊急輸送を円滑かつ確実に行うための道路であり、耐震性が確保されているとともに、地震発生時にネットワークとして機能することが重要である。

このため、緊急輸送道路ネットワーク計画に基づき、災害応急対策の円滑な実施を図るため、救助、救急医療、消火活動及び避難者への緊急物資の供給に必要な人員・物資等の広域輸送を確保するものとする。

また、緊急輸送道路、避難路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行う。

(2) 道路管理者、警察、関係機関との連絡調整

道路管理者は、緊急輸送路について早急に被害状況を把握し、障害物の除去等の応急復旧を行い、道路機能の確保に努めるとともに、警察及び関係機関と相互に連絡を保ち、交通規制等の適切な運用を図るものとする。

また、緊急輸送道路については、社会情勢その他の変化に応じて、緊急輸送道路ネットワーク協議会を通じてネットワーク計画の適宜の見直しを行うものとする。

第12節 水防計画

地震により、堤防の亀裂、陥没及び沈下並びに施設等の被害が考えられる。

特に、堤防の背後地が低い地域は、大規模地震による直接被害の後、溢水・浸水等の二次災害が発生するおそれがあるため、これらに対する情報の収集、通報、警戒等の水防体制が必要となる。

なお、水防活動に従事するものの安全確保について留意する。

このような地震時における水防体制についても、小国町水防計画に基づいて対応するものとする。

第13節 救出計画

地震災害のため生命、身体が危険な状態にある者、あるいは生死不明の状態にある者を捜索し、または救助して、その者の保護を図るものとする。

1. 実施責任者

- (1) 救出は原則として、町、消防機関及び警察が協力して実施するものとする。
- (2) 災害対策基本法及び他の法令の規定により災害応急措置の実施責任を有する者はもちろん、災害の現場にある者、住民及び自主防災組織は救出を実施し、又は町長等に協力するものとする。

2. 救出対象者

救出対象者は、概ね次の状態にある者をいう。

- (1) 大規模地震及びその後の火災、家屋の倒壊等によって生命に危険がある者
- (2) 大規模地震による行方不明者で生存していると推定される者、又は生命があるかどうか不明の者

3. 救出の方法

- (1) 町、消防職員・団員による救出

- ① 町は、消防機関を主体とした救出班を編成し、救出活動を実施するものとする。

なお、延焼火災が多発している状況下で同時に多数の救出が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救出活動を行うものとする。

- ② 救出活動に必要な車両、特殊機械器具、ロープ等の資機材を確保し、迅速かつ的確な

救出活動を実施するものとする。

なお、平時においては、保有資機材のリスト作成に努めるとともに、資機材の不足が想定される場合は、あらかじめ他市町村などの調達先を選定しておくものとする。

- ③ 町による救出が困難な場合は、速やかに隣接市町村、消防機関、警察、自衛隊等の応援を求めるものとする。

(2) 警察による救出

災害発生のおそれがある場合は、人的被害の未然防止を最重点とした警備対策を講じるとともに、災害が発生したときは次により被災者の救出措置を行うものとする。

- ① 要救助者及び死傷者の有無の確認、その速やかな救出救助活動
- ② 消防機関、救出機関等と連携・協力した負傷者の救護搬送活動
- ③ 行方不明者があるときは、その速やかな搜索活動
- ④ 救出救助活動の迅速かつ円滑な推進を図るために必要な交通規制等の活動
- ⑤ 大規模な災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合は、警察災害派遣隊の出勤要請

(3) 自主防災組織による救出

自主防災組織にあっては、組織内における被害状況を調査し、救出対象者の早期発見に努めるものとする。救出対象者を発見した場合には、迅速な救出活動を行い、又は町、消防機関、警察等に連絡して、早期救出に努めるものとする。

4. 関係機関の連携

救出・救助活動を円滑に実施するため、災害発生後の早い段階から、町、救出・救助関係機関等による活動調整会議を開催するものとする。

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動するDMA T等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

なお、多数のヘリコプターが災害対策活動に従事する場合において、熊本県災害対策本部長が必要と認めるときは、熊本県災害対策本部内にヘリコプター運用調整所を設置し、「熊本県ヘリコプター運用調整会議規約」及び「大規模災害時における熊本県ヘリコプター運用調整所活動要領」に定めるところにより、災害応急対策活動を行うものとする。

5. 職員の安全確保

救出、救助活動を実施する各機関は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救出・救助活動を行うため、関係機関相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救出・救助機能の強化を図るものとする。

6. 惨事ストレス対策

救出、救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策に努めるものとする。

7. 応援の手続き

町長において救出作業をできないとき、または資機材等の調達ができない場合の応援の手続きは、次によるものとする。

- (1) 町長において応援を受ける必要があると認めたときは、県等の出先機関に対し要請を行うものとする。
- (2) 県等の出先機関(地方本部)において応援を求められたときは、直ちに県本庁(県本部)に通報するとともに、すみやかに応援するものとする。
また、県等の出先機関(地方本部)において応援の実施ができないときは、県本庁(県本部)に応援の要請を行うものとする。
- (3) 県本庁(県本部)において応援の要請を受けたとき、または救出実施の必要を認めたときは、県等の出先機関(地方本部)及び県防災消防航空センターに対し、応援の実施について指示し、または県本庁(県本部)において直接実施するものとする。

※ 県は、あらかじめ保有資機材のリスト作成、並びに地域間での供給体制の調整に努めるものとする。

第14節 医療救護計画

大規模、広域的な地震災害により多数の傷病者が発生し、被災地及びその周辺の医療救護の対応能力を著しく超えた場合において、県、町は、日本赤十字社熊本県支部、熊本県医師会、県精神科協会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、災害拠点病院（別冊資料編参照）、災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）災害派遣精神医療チーム（以下「DPAT」という。）、熊本県公的病院災害ネットワーク、熊本大学医学部附属病院等と緊密な連携のもと、総力を挙げて迅速かつ適切な医療救護活動を実施する。

なお、熊本地震の経験を踏まえ、医療救護活動における課題の分析、対策等の実施に当たっては、保健医療調整本部のもと、「第28節保健衛生計画」と連動し、一体的に実施する。

1. 実施機関

- (1) 災害時における医療救護は、町長が行う。
- (2) 災害が広域的に発生した場合又は被害が甚大である場合、知事がこれを行う。

2. 救護活動

(1) 災害医療情報の収集及び提供

- ① 県は、広域災害・救急医療情報システム等を活用し、保健所、町、消防本部、日赤県支部、県医師会、県精神科協会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、災害拠点病院、DMAT指定医療機関及びその他医療機関等から、迅速に次に掲げる情報を収集する。

- ア 被災地の保健衛生行政機能の被害状況
 - イ 保健医療施設、設備の被害状況
 - ウ 保健医療活動従事者の数及び不足数
 - エ 放射性同位元素、病原微生物、毒物類等の保健衛生上危害を生ずる恐れのある物の被害状況
 - オ 診療（施設）機能の稼働状況
 - カ 災害拠点病院の被災状況、患者の収容及びライフライン確保の状況
 - キ DMAT、DPATの対応状況
 - ク 職員の被災状況、応急活動への対応状況
 - ケ 医薬品等及び医療用資機材の需給状況
 - コ 保健医療施設への交通状況等
- ② 県は、収集した情報をもとに、保健所、町、消防本部、日赤県支部、県医師会、県精神科協会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会及び医療機関等の関係機関に必要な情報を提供する。
- (2) 初動体制
- ① 県は、速やかに被災地の医療情報の収集を開始し、被災地周辺地域及び近隣県との情報連絡体制を確立する。
 - ② 県は、医療救護活動が迅速かつ適切に実施できるよう日赤県支部、災害拠点病院、DMAT指定医療機関、熊本県公的病院災害ネットワーク、県医師会、県精神科協会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会熊本大学医学部附属病院等に対して、早期から積極的に情報提供を行う。
 - ③ 県災害対策本部健康福祉対策部に健康福祉部医監を長とする保健医療調整本部を設置する。医療救護対策室は、災害医療コーディネーターなどの災害関係者を招集し、必要に応じて災害時健康危機管理支援チーム（以下「DHEAT」という。）の支援を受け関係団体（日赤県支部、熊本赤十字病院、県医師会、県精神科協会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、熊本大学医学部附属病院等）と保健医療担当者を招集し、医療救護に関する情報共有など連携を図りながら、保健医療救護活動の方針等の調整を行う。
 - ④ 保健医療調整本部は、統括DMAT及びDPAT統括者に参集を依頼し、保健医療調整の下に、おもに急性期におけるDMAT、DPATの活動方針の決定や関係機関との調整等を行うDMAT県調整本部、DPAT県調整本部を設置する。
 - ⑤ 知事は、被害の状況に応じ、統括DMATの意見を聞いて、DMAT指定医療機関に対し、DMATの派遣要請を行う。また、県は、被害規模が大きく、他都道府県のDMATによる支援が必要と認められる場合は、統括DMATの意見を聞いて、他の都道府県または厚生労働省に対してDMATの派遣を要請する。
 - ⑥ 知事は、被害の状況に応じ、DPAT統括者の意見を聞いて、DPAT派遣協定を締結した医療機関に対し、DPATの派遣要請を行う。また、県は、被害規模が大きく、他都道府県のDPATによる支援が必要と認められる場合は、DPAT統括者の意見

を聞いて、他の都道府県または厚生労働省に対してD P A Tの派遣を要請する。

- ⑦ DMA T活動終了後の亜急性期においては、保健医療調整本部の下に、主に亜急性期における医療チーム等の活動方針の決定や関係機関との調整等を行う県医療救護調整本部を設置する。
 - ⑧ 知事は、被害の状況に応じ、災害医療コーディネーターの意見を聞いて、災害時小児周産期リエゾンの参集要請を行う。
 - ⑨ 知事は、被害の状況に応じ、災害薬事コーディネーターの意見を聞いて、県薬剤師会に対し、日本医師会災害医療チーム（J M A T）等の派遣要請を行う。
 - ⑩ 地方災害対策本部は、町、消防機関等と連携のうえ、医療機関の被災状況、傷病者の状況、医療の確保状況等の情報を収集し、地域の関係機関等に対して情報提供を行う。
 - ⑪ 地方災害対策本部若しくは保険医療調整本部が設置された場合又は健康福祉部長が必要と認めて保健所長にその設置を命じた場合は地方災害対策本部に、保健所長を長とする保健医療現地対策本部を設置する。保健医療現地対策本部は、医療コーディネーター及び災害薬事コーディネーターを招集し、日赤県支部、郡市医師会、郡市歯科医師会、郡市薬剤師会、県看護協会支部、災害拠点病院等の情報連絡員（地域災害医療サポートチーム）を受入れ、必要に応じてD H E A Tの支援を受けながら、現地の保健医療救護活動等の総合調整を行う。
 - ⑫ DMA T県調整本部にドクターヘリ調整部を設置するとともに、被災地のドクターヘリ基地病院等にドクターヘリ本部を設置する。ドクターヘリ調整部は、ドクターヘリの活動エリア、活動内容等に関して関係機関と調整を行うとともに、県内のドクターヘリのニーズを集約し、ドクターヘリ本部への活動指示等を行う。ドクターヘリ本部は、ドクターヘリ調整部の指揮下でドクターヘリに関する運航調整を行う。なお、全体調整については、熊本県ヘリコプター運用調整会議で行う。
- (3) 被災地内保健医療救護活動
- ① 町長は、被災地の状況に応じて適切な場所に救護所を設置し、医療救護班による医療救護活動を行う。町のみでは対応できないと判断される場合には、県に応援協力を要請するとともに、市町村相互間の応援協定等に基づき、隣接市町村に応援等を要請する。
 - ② 知事は、町長からの協力要請等により広域支援が必要と認める場合、日赤県支部、県医師会、県精神科協会、県歯科医師会、県看護協会、県薬剤師会、災害拠点病院、自衛隊熊本病院等に対する医療チーム等の派遣要請及び自衛隊への医療救護に関する派遣要請を行う。
 - ③ 知事は、被害の状況に応じて「九州・山口9県災害時応援協定」等に基づき、他県への医療救護班の派遣を要請する。
 - ④ 知事は、医薬品等を医薬品配分拠点、救護所等へ速やかに供給するとともに、災害薬事コーディネーター及び薬剤師を派遣し、医薬品等の保管管理を行う。
なお、初動医療において、医薬品等供給団体が医薬品等を供給できない場合、知事は、県の備蓄医薬品等を救護所等に供給する。
また、避難所での服薬指導、薬についての相談及び一般医薬品の供給等に応じるため

薬剤師等を派遣する。

- ⑤ 現地に到着したDMAT、医療チーム等は、保険医療現地本部と連携し、救護所において、トリアージ及び応急救護を行う。
 - ⑥ 日赤救護班は、保険医療現地本部と連携のうえ、救護所内の指揮をとる。ただし、日赤救護班が派遣されていない救護所にあつては、保険医療現地本部長が指定した者がこれを行う。
 - ⑩ 被災地域の災害拠点病院及び中核的な病院は傷病者の受入、応急救護、後方支援病院への転送を行う。
 - ⑪ DPATは、被災した精神科医療機関の機能の補完を行い、避難所等においては、精神疾患を持つ被災者に対する継続的な精神医療の提供を行う。また、被災地域における支援者の支援を行う。
 - ⑫ 医療施設への電気、ガス、水道の確保
知事は、医療施設の電気、ガス、水道等のライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるように事業者に要請する。
また、ライフラインの復旧までの間、医療施設への水の供給及び自家用発電機の燃料の確保を図るための必要な措置を講じる。
 - ⑬ 医療機器の修理及び交換
知事は、必要に応じ、医療チーム等が災害医療に使用する医療機器の修理・交換を医療機器関係団体等に要請する等の支援を行う。
 - ⑭ 県は、防疫と公衆衛生の維持に努める。
- (4) 傷病者の搬送と収容
- ① 県災害対策本部は、医療救護現地対策室の医療情報を得て、適切な医療機関への搬送手段を確保する。
 - ② 熊本赤十字病院、熊本大学医学部附属病院、被災地以外の災害拠点病院や公的病院等の後方支援病院は、被災地域の医療機関で対応の困難な傷病者を受け入れる。
 - ③ 県災害対策本部は、広域搬送の必要が生じることが予測される場合、県外受入れ医療機関並びにヘリコプター等の広域搬送手段を確保する。

3. 個別疾患

(1) 難病、人工透析

- ① 県は、あらかじめ人工呼吸器装着患者、酸素療法患者等特別な配慮を要する難病患者、透析患者等の受療状況及び治療に必要な施設を有する医療機関の把握に努めるものとする。
- ② 知事は、把握した医療機関における医薬品等の確保状況を把握し、関係団体を通じて医療機関へ医薬品等の提供を要請する。

(2) 妊婦、新生児

- ① 県は、あらかじめ、高度医療を必要とする妊婦、新生児について、医療機関の受入状況の把握に努めるものとする。

(3) 精神疾患

- ① 県は、精神保健医療に関する情報の集約を図り、支援団体との調整、支援チームの割り振り、移送手段の確保等を総括的に行い、迅速な対応に努める。
- ② 県は、被災医療機関の入院患者の受入先の把握及び調整を図る。

4. 医療体制の移行等

県は、医療機関と協力し、災害発生直後の急性期医療から急性期以降への医療体制の移行等、状況（段階）に応じた適切な医療提供体制の確保・継続に取り組むものとしその調整に当たっては災害医療コーディネーターを活用するものとする。その際、医療チーム等の交代により保健医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報等の引継ぎが適切に実施されるよう努めるものとする。

5. 惨事ストレス対策

医療救護活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

第15節 食糧供給計画

県、町は、大規模な災害が発生した場合には、必要な食料の供給を円滑に実施するものとする。

1. 実施機関

被災者及び災害応急従事者等に対する食糧の供給は、町長が実施するものとする。

町長のみでは、実施が不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関に応援を要請するものとする。

県は、市町村から応援要請があった場合又は市町村のみでの実施が困難と認める場合は、被災者に対する食料の供給を行うものとする。

2. 食料の調達

(1) 食料の確保

県は、九州・山口9県災害時応援協定等に基づき他自治体から食料の確保に努めるとともに、必要に応じて国に対しても食料の確保に関して応援を要請するものとする。

また、県は、あらかじめ締結している災害時の食料の調達に関する協定に基づき、食品製造業者及び小売業者等から次に掲げる食料等の確保を行うものとする。

ア ビスケット・クッキー

イ 即席麺

ウ 粉ミルク

エ 飲料水（ペットボトル）

オ パンやおにぎり

カ 缶詰やレトルト食品など長期保存が可能な食品

- キ 高齢者、乳幼児などに配慮した食品
- ク その他必要と認められる食料等
- (2) 米穀の調達・供給

ア 応急調達

調達に当たっては、農林水産省に照会し、調達可能数量を把握するとともに、農林水産省を通じて、米穀販売事業者から調達するものとする。

災害救助法が発動され、応急用穀物が必要な場合、農林水産省政策統括官に対し、政府所有米穀の引き渡しに係る要請を行う。

イ 応急供給

県は、米穀販売事業者に被災地域への米穀の輸送を要請し、市町村に供給するものとするが、必要な場合は、別節「輸送計画」に基づき市町村に供給するものとする。

(3) 農畜産物(生産物)応急供給

応急用食料としての農畜産物の調達及び供給については、大規模地震による不足の事態に備え、関係団体等との連絡体制を整備するものとする。災害発生後においては、迅速に農畜産物の需給動向、産地、処理施設、道路等輸送手段の被害状況を把握するとともに、温度管理等特別な配慮が必要な食材については、輸送及び供給後の保管についても適切な措置を講じた上で、必要に応じて関係団体に対して、を把握し、次により必要に応じて関係団体に対して、農畜産物の調達及び被災地域への供給を要請するものとする。

(4) 生鮮食料品等の流通確保対策

被災地への生鮮食料品等の円滑な流通の確保については輸送ルート、輸送手段及び物資集積地に関する情報収集を行い、関係農業団体に当該情報を提供し、被災地への生鮮食料品等の出荷について協力を要請するものとする。

また、円滑な卸売市場流通の確保については、卸売市場の被災状況等の情報収集を行い、出荷団体に提供し、生鮮職員等の円滑な出荷について迅速な対応を要請するものとする。

卸売市場の被災状況等の情報収集を行い、出荷団体に提供し、迅速な対応を要請するものとする。

3. 炊きだしの実施及び食料の配分

(1) 炊きだしの実施

町は、原則として避難所内又は既存の給食施設若しくは仮設給食施設において、民間事業者、自治会・町内会、自主防災組織、ボランティアと連携して炊き出しを行うものとする。

町が多量の被害を受けたことにより、町において炊き出しによる食料の給与の実施が困難と認めたときは、県及び近隣市町村に炊き出しについて協力を要請するものとする。

県は、町から要請を受けたときは、次の措置を講じるものとする。

- ア 日赤奉仕団への要請(健康福祉部)
- イ 自衛隊への応援要請(県知事公室)

ウ 集団給食施設への炊飯委託(関係各部)

(2) 食料の配分

被災住民へ食料の配分に当たっては、次の事項に留意するものとする。

ア 各避難所等における食料の受け入れ確認及び需給の適正を図るため責任者の配置

イ 住民への事前周知等による公平な配分

第16節 給水計画

水道施設の被災により水源の汚染・枯渇や断水が発生し、飲料に適する水を得ることができない場合に、応急的に飲料水を確保するための計画は、次に定めるところによる。

1. 実施体制

- (1) 飲料水供給の実施は、町長が行うものとし、災害対策本部の中に給水対策部門を設け、被災者等へ飲料水、医療用水及び生活用水の供給を実施することとする。
- (2) 県は、被災市町村から、災害により飲料水の供給実施が被災市町村において応急給水できない旨の報告又は応急給水に関する支援の要請があった場合には、県内水道事業者等、関係団体等に被災市町村への応援を要請し、飲料水の緊急確保を図るものとする。

2. 給水方法

(1) 水道水の運搬給水

応急給水を行う者は、浄水処理後の水を提供可能な水道施設から給水車等（加圧ポンプ付給水車、車載式給水タンク）を用いて運搬し、残留塩素濃度を確認するなど水質維持に十分注意し給水を実施するものとする。この場合の給水量は1人1日当たり最小3リットルを目標とするが、被災状況や復旧状況等に応じて適宜増加する。

(2) 浄水セットによる給水

水道施設のない場所で飲料水生産・給水支援を行う場合は、別節「自衛隊派遣要請計画」により自衛隊に依頼して、湖沼水、河川水等をろ過し、残留塩素を確認のうえ給水を行うものとする。

(3) 運搬給水の留意事項

運搬給水に当たっては、救急病院や透析患者を収容した病院などへの医療用水、救護所等への給水を最優先で行うこととする。

3. 給水に関する広報

県及び被災市町村は、応急給水の時間や場所、水道施設の被災状況、二次災害の危険性、応急給水及び応急復旧状況、復旧予定時期、飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について、ホームページやパブリシティによる適時、的確な情報提供を行うものとする。

4. 給水応援

県は、被災市町村が自ら応急的な給水の実施が困難な場合は、県内市町村、他県及び国、

自衛隊、その他関係機関に応援を要請するなど、被災市町村への応急給水実施のための連絡・調整に当たることとする。

5. 飲料水以外の生活用水の確保

市町村は、地下水採取者の協力を得て、断水時に地域住民の生活用水を確保する体制の整備に努めるものとする。

また、学校にあるプールの水を常時溜めておくことで、大規模災害時における避難所トイレの水等の利用や、火災時の消火水として活用できるため、学校施設管理者と予め貯水するよう協議しておく。

6. 復旧支援要請等

- (1) 水道事業者は、小国町地域防災計画及びあらかじめ定めた行動指針に基づき、応急給水及び応急復旧を実施するものとし、応急復旧の実施に必要な人員・資機材等が不足する場合には、県を通じて県内の他の水道事業者等に支援を要請するものとする。
- (2) 県は、地域防災計画及び水道施設の災害等緊急時における応急対策要領に基づき、県内の水道事業者及び関係団体に対して、広域的な支援を要請し、支援活動の調整を行うものとする。
- (3) 県は、被害の状況に応じて「九州・山口9県災害時応援協定」等に基づき、他県等への応急復旧のための支援を要請するものとする。

第17節 生活必需品供給計画

災害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、生活必需品を給与又は貸与し、一時的に被災者の生活を安定させることを目的とするものとする。

1. 実施機関

被災者に対する他生活必需品の給与又は貸与は、町長が実施するものとする。

町長のみでは実施が不可能な場合は、近隣市町村、国、県、その他の関係機関の応援要請するものとする。

県は、市町村から応援要請があった場合又は市町村のみでの実施が困難と認める場合は、被災者に対する生活必需品の給与又は貸与を行うものとする。

2. 生活必需品の範囲

(1) 範囲

生活必需品等の範囲は、概ね次のとおりとする。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。

① 寝具類(毛布等)

- ② 衣料(作業着、下着、靴下等)
- ③ 炊事用具(鍋、釜、やかん、包丁、缶切等)
- ④ 食器類(箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、哺乳瓶)
- ⑤ 日用雑貨品(石鹸、タオル、歯ブラシ、トイレットペーパー、ゴミ袋、洗剤、雨具、ポリタンク、生理用品、紙おむつ等)
- ⑥ 光熱材料(マッチ、懐中電灯、乾電池、卓上ガスコンロ)
- ⑦ 燃料
- ⑧ その他(ビニールシート)

3. 生活必需品の確保

県は、市町村から支援要請を受けたとき、又は被害状況から必要と判断したときは、一括購入するか又は備蓄物資をあてることにより、生活必需品の供給を行うものとする。

県は、災害時の必要な物資の調達に関する協定等に基づき、日常生活に必要となる各種生活必需品の調達を行うものとする。

4. 生活必需品の配分

(1) 供給方法

県が供給する生活必需品の被災者への配分は、主として町がこれにあたるものとする。

なお、被災者の中でも、交通及び通信の途絶等により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。

(2) 供給対象者

生活必需品の供給対象者は、災害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない寝具、衣料等の生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者とする。

(3) 配分方法

県が市町村に生活必需品を配分するときは、事前に又は少なくとも送達と同時に配分計画表を示し、この計画表に基づいて給与するように指導するものとする。

5. 生活必需品の円滑な提供

町は、被災者が必要とする生活必需品が円滑に提供されるよう、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し情報共有を図り、迅速かつ的確な情報収集を行うものとする。また、避難所における感染拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房機具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

第18節 救援物資要請・受入・配分計画

大規模な地震災害時に各方面から被災者に寄せられる救援物資について、広域物資輸送集積拠点・物資集積拠点の速やかな開設、避難所までの輸送体制の確保、確実、迅速かつ公平に被災者に配分し、被災者の生活の安定を図る体制を整備するものとする。

1. 不足物資の把握

町は、現地調査等により情報を収集して被害状況を把握するとともに、被災地で不足している物資の種類、数量等を把握するものとする。不足物資の供給に関して町のみで対応できない状況にあれば、県に対して救援物資の支援要請を行うものとする。

2. 物資の要請

(1) 国、他都道府県及その他の機関への要請

県が供給できる物資のみでは被災地に供給すべき物資が不足する場合、県は、国、他都道府県その他の機関に不足物資の応援要請を行うものとする。

なお、他県に対する要請は、「九州・山口9県災害時応援協定」等に基づいて行うものとする。

(2) 県内外の企業等への協力呼びかけ

県は、全国から寄せられる救援物資と被災地の需要を的確に結び付け、円滑な救援活動を実施するため、被災地において必要とされてる物資に関する情報を一元的に発信する体制の整備を図るものとする。

3. 受入・供給体制

(1) 拠点集積場所の選定

町は、防災計画に定める避難所の位置を勘案のうえ、効率的に物資の受け入れ、輸送が行える場所を物資の拠点集積拠点として、あらかじめ選定しておくものとする。

(2) 受入・供給体制の整備

町は、拠点集積拠点に物資の集積を行う場合には、当該集積場所ごとに管理責任者を配置し、必要に応じて民間事業者からノウハウ等の提供を受けるなど、管理及び配分の万全を期するものとする。

県、町は、それぞれに届けられた物資を、適切に受け入れ、管理し、仕分け等を行うとともに、避難者に効率的に輸送するため、管理責任者として物流の実務者の配置や必要な人員の確保など、物資の受入・供給体制の整備に関して、（公社）熊本県トラック協会及び事業者（運輸業）やNPO等との協力体制の構築に努めるものとする。

(3) 救援物資の取り扱い

県は、民間企業等からの支援の申し出に対応するため、品名・数量・提供までの所要時間・提供条件等、必要な事項が確認できる様式をホームページに掲載するなどして、救援物資の確保に努めるものとする。

また、市町村からの要請とのマッチングを随時行い、当該物資を必要とする被災者に速

やかに届けられるよう必要な調整を行うものとする。

なお、救援物資の確実な供給等を行うため、避難所収容者及び仮設住宅入居者以外の被災者の把握等にも努めるものとする。

第19節 建築物・宅地等応急対策計画

大規模な地震により被災した建築物及び宅地について、余震等による二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定体制、被災宅地の危険度判定制度の整備を図るものとする。また、被災建築物からのアスベスト飛散防止対策を実施する。

1. 人材育成の確保

- (1) 講習会等の実施により、被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定に必要な人材の育成を図るものとする。
- (2) 被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定の技術を習得した技術者を被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士として登録し、緊急時に備えるものとする。
- (3) 県は、日本アスベスト調査診断協会及び建築物石綿含有建材調査者協会等の団体と連携し、アスベスト専門家（アスベスト診断士、建築物石綿含有建材調査者等）の災害時派遣を要請できる体制の整備を図るものとする。

2. 応急危険度判定活動

- (1) 県は町、建築関係団体等と連携し、緊急時における被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士への連絡体制及び派遣体制等判定活動の実施に必要な体制の整備を図るものとする。
- (2) 県は町の要請に応じて被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士を被災地に派遣し、町と連携して判定活動を実施するものとする。
- (3) 県は被災により損壊した建築物からの石綿飛散を防止するために、次の対応を行う。

ア 建築部局が実施した建築物吹付アスベスト調査における建築物リストを活用し、被災地域に在る鉄骨造・鉄筋コンクリート造の被災建築物について、環境部局が石綿（吹付石綿等レベル 1、石綿含有断熱材等のレベル 2）飛散の危険性を調査するものとする。

イ 被災により調査対象石綿が露出し、周辺への飛散の危険性が認められた場合は、ビニールシート被覆、立入禁止等の措置を所有者に要請するものとする。

また、被災による解体が見込まれる鉄骨造・鉄筋コンクリート造の建築物については、所有者に対して、解体工事前にアスベストに関する適切な事前調査の実施を周知するものとする。

ウ アの調査は、アスベスト専門家（アスベスト診断士、建築物石綿含有建材調査者等）と適時同行し、実施するものとする。

3. 被災建築物等への対応

(1) 県、町は、判定士による判定の結果、危険度が高いと判断されたものについては、被災建築物等の所有者等に二次災害防止対策の指導・助言等を適切に行うものとする。

(2) 県は、被災により損壊した建築物の解体撤去工事等において生じる石綿の飛散・ばく露を防止するため、次の対応を行う。

ア 使い捨ての防じんマスク（D S2規格もしくは同等の規格）を県庁及び各保健所にそれぞれ常備し、地震発生時に被災地域の市町村で防じんマスクが不足する場合は、環境部局及び保健所より配布するものとする。

マスク配布の際には適切なマスク装着方法についても周知するものとする。

なお、追加のマスクが必要となった場合は、国（環境省、厚生労働省）に協力を要請するものとする。

イ 被災市町村及び解体工事・建設業等の業界団体に対して、電動ファン付き呼吸用保護具又は取替え式防じんマスク等の適切な着用、適切な事前調査、撤去、処分の実施等の対策による石綿撤去の解体工事時の石綿飛散ばく露防止の徹底を周知するものとする。

ウ 解体現場の立入検査を行い、関係法令等に基づき、アスベスト含有建材（吹付石綿等レベル1、石綿含有断熱材等のレベル 2、その他石綿含有建材レベル3）からの飛散・ばく露の防止対策を実施するよう指導するものとする。鉄骨造、鉄筋コンクリート造建築物については、特に飛散性の高いレベル 1、2建材の有無が適切に調査されているかについて重点的に確認するものとする。

なお、労働基準監督署と適時合同立入し、周辺飛散・作業員ばく露の防止の両面からの指導を行うこととし、さらに必要に応じて、アスベスト診断士・建築物石綿含有建材調査者等の専門家が同行することで、立入検査の実効性をより高めるものとする。

エ 被災建築物周辺、避難所周辺、ガレキの仮置き場、解体現場等にて大気中のアスベスト濃度調査を実施するものとする。

(3) 県及び市町村は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

4. 被災宅地への対応

県及び市町村は、被災宅地危険度判定士による判定の結果、危険度が高いと判断された被災宅地について、二次災害防止対策を適切に行うものとする。特に、大規模災害時においては、被災状況に鑑み、国及び関係機関と連携して早期の復旧に努めるとともに、各種制度の手続等について市町村間における情報共有を図るものとする。

第20節 公共施設応急復旧計画

公共施設等生活に密着した施設が被災した場合、町民の生活の維持に重大な支障をきたすことが予想され、その影響は極めて大きいことから、速やかな応急復旧を図るための対策を確立する必要がある。

1. 道路・橋梁

(1) 実施機関

次のとおり各道路管理者が行うものとする。

- (ア) 一般国道(指定区間)は国土交通省
- (イ) 一般国道(指定区間外)及び県道については県
- (ウ) 町道、農道、林道などについては町

(2) 人員資機材の整備を行うとともに、小国町建設業協会を通じて、使用できる建設資機材等の確保を行うものとする。

(3) 応急工事の施工

被災者への救援救護活動はもとより、緊急物資の輸送にも支障が生じる恐れがあるため、応急工事は緊急度を考慮し、緊急輸送道路ネットワークの選定路線について、路上障害物の除去及び陥没や亀裂等の応急補修を優先的に実施し、交通機能の確保を図るものとする。

2. 河川・砂防・地すべり・急傾斜

(1) 実施機関

次のとおり各管理者が行うものとする。

① 河川

- ・一級河川の直轄管理区間は国土交通省
- ・一級河川のうち指定区間及び二級河川は県
- ・準用河川及びその他の普通河川は町

② 砂防

- ・県

③ 地すべり・急傾斜

- ・県

(2) 人員資機材の確保

応急工事を実施するに当たり、実施機関のみの人員、資機材で不足する場合は、実施機関相互の融通、調達、あっせん等の手段を講じるとともに、一般災害対策編「労務供給計画」及び「民間団体活用計画」に定めるところによって、人員、資機材の確保を図るものとする。

(3) 応急工事の施工

地震発生後、速やかに河川の堤防及び河川・砂防・地すべり・急傾斜の構造物の被災状況を調査し、堤防の漏水や亀裂、沈下、陥没、護岸決壊、破堤等、構造物の破損・損傷、

崩壊等の有無を調査し、その対策を実施するものとする。

また、断続的に地震が発生することも予想されるため、増破や破損・損傷の拡大等についても考慮したところで、応急及び仮復旧を実施するものとする。

なお、工法については、従来の水防工法に加えて可能な限り考えられる耐震対策を施すものとする。

3. 下水道

(1) 実施機関

町が行うものとする。

(2) 人員資機材の確保

応急工事を実施するに当たり、実施機関のみの人員、資機材で不足する場合には、下水道九州ブロック災害時支援体制の定めるところにより、確保を行うものとする。

(3) 応急工事の施工

① 管渠

流水機能を確保するため、陥没や破断、破壊した管渠の入れ替え、マンホールの浮きやズレの補修、管閉塞箇所の土砂浚渫や洗浄、水路護岸崩壊の仮復旧等を優先して行うものとする。

② 処理場、ポンプ場

被害の状況に応じて最小限の機能確保を行うため、設備機器等の仮復旧を行うものとする。

4. 上水道施設

(1) 実施機関

町が行うものとする。

(2) 人員資機材の確保

震災時における職員等の応急復旧動員体制を確立するとともに、平素から資機材の整備を行い、復旧用資機材の確保に努めるものとする。

(3) 応急工事の施工

施設の中でも、被災者の救援救護活動等に供する施設について、優先的に応急工事を実施するものとする。

工事の実施に当たっては、被害の状況についての的確な情報収集に努めるとともに、効果的かつ効率的な復旧計画を策定し、緊急時の施行体制の確保を図るものとする。

5. 農地及び農業用施設等

(1) 実施機関

① 農地、農業用施設及び農林水産業共同利用施設の応急工事は、それぞれ実施責任を有する者が行うものとするが、これらの実施責任者において施行が困難な場合は、町長が行うものとする。

② 前記①において実施不可能な場合は、県(本庁)又は県の出先機関に連絡し、適切な指導と援助を受けて施行するものとする。

(2) 人員資機材の確保

応急工事を実施するために必要な人員、資機材の調達については、前記3.(2)により確保するものとする。

(3) 応急工事の実施

応急工事の実施に当たっては、早期の工事完了に向け、状況に応じ、工事計画の見直しや制度の創設等に努めるものとする。

6. 社会福祉施設

(1) 実施責任

老人福祉施設、児童福祉施設及び障害者支援施設等の応急工事は、当該施設の管理者又は所有者が実施するものとする。

(2) 人員資機材の確保

応急工事を実施する場合に、当該機関のみの人員及び資機材で実施不可能なときは、前記3.(2)に準じて確保するものとする。

7. 医療衛生施設

(1) 実施責任

① 公的医療施設：当該施設の管理者

② その他の医療施設：当該施設の設置者又は管理者

(2) 人員資機材の確保

応急工事を実施する場合に、当該機関のみの人員及び資機材で実施不可能なときは、前記3.(2)に準じて確保するものとする。

8. 交通安全施設

交通信号機、交通管制機器等の交通安全施設については、被害状況に応じた応急復旧を行い、交通の確保に努めるものとする。

9. 学校施設

町立学校等における対策

小国町教育委員会は、学校施設の被災により授業が長期間にわたって中断することを避けるため、次により施設の効率的な利用を図ることができるよう、あらかじめ被災時の対応マニュアル等を整理しておくものとする。

また、避難場所に学校施設を提供することにより、長期間授業を行う場として学校が使用できない場合の対応についても検討するものとする。

① 被害箇所及び危険箇所の応急修理

被害箇所及び危険箇所は、早急に修理し、正常な教育活動の実施を図るものとする。

② 公立学校の相互利用

授業の早期再開を図るため、被災を免れた公立学校施設を相互に利用するものとする

③ 仮設校舎の設置

校舎の修理が不可能な場合には、プレハブ校舎等の教育施設を設けて、授業の早期再開を図るものとする。

④ 公共施設の利用

被災を免れた公民館等の社会教育施設、体育施設、その他公共施設を利用して、授業の早期再開を図るものとする。

⑤ 学校施設の復旧

学校施設の災害復旧に関する事業を活用して、早期に施設の復旧を図るものとする。

10. その他の公共施設

多数の者が出入りする施設や災害対応において重要な役割がある施設については、管理者との連携体制の構築や、状況に応じた工法の見直し等により、早期の復旧を図るものとする。

第21節 畜産・酪農業応急対策計画

1. 家畜飼料・家畜飲料の確保対策

各戸の農家において、阿蘇農業協同組合等関係機関と連携し確保することを原則とする。

(1) 家畜飼料の確保対策

① 災害復旧に長期を要する場合は、各地域振興局及び熊本農政事務所(県出先機関・町等)において、不足量の把握と供給要請を県段階(県庁・各農協連で組織する本部)に行うものとする。

② 県段階においては、県下全域(局地的な被災の場合は、その地域)の必要量の確保に努め、量的確保が困難な場合は、九州農政局を通じて隣接県に対して協力要請を行い、要請量と供給バランスを考慮した配分計画を作成するものとする。

③ 各地域振興局単位及び熊本農政事務所においては、要請とともに受入体制(集積場所・配分計画・人員の配置)を整備し、各畜産農家への配分を行うものとする。

(2) 家畜飲料の確保対策

災害復旧に長期を要する場合は、町は湧水、河川流水、貯留水の確保を図り対応するものとする。

ただし、酪農における利用水(搾乳関連)については、衛生上の問題から、人の飲料と同程度の水を必要とするため、その必要量を把握するとともに適切な配水計画に基づき給水を実施するものとする。

2. 家畜に対する防疫計画

災害に伴い発生するおそれのある家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延の防止のため、次

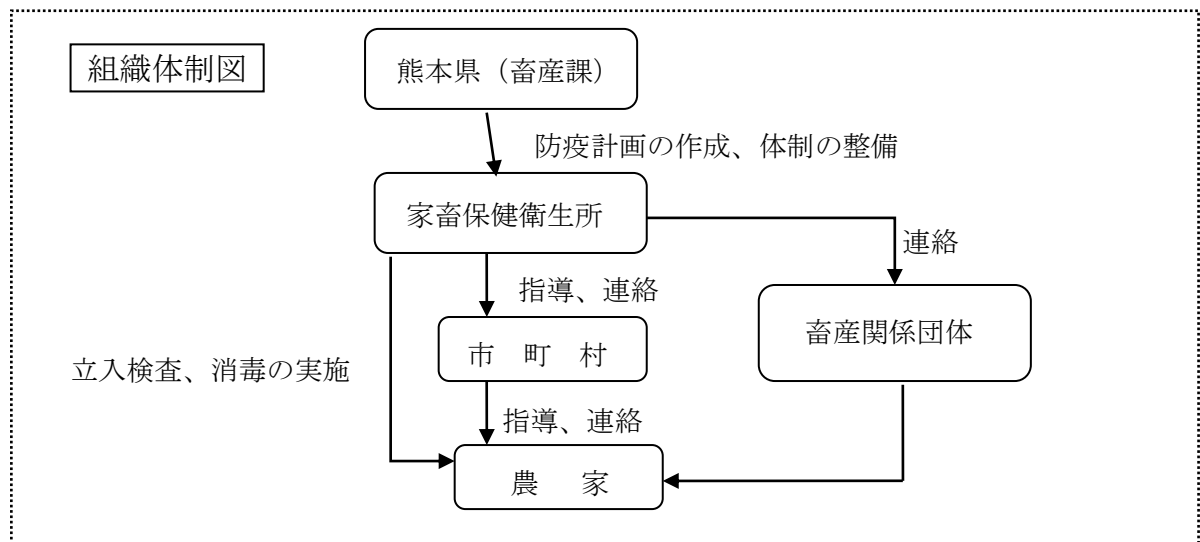
により被災地域の立入検査、消毒等及び防疫体制の整備を講ずるものとする。

(1) 被災地域の立入検査及び消毒等

県は、家畜の伝染性疾病の発生を予防するため、被災地域の農家に立ち入り、検査等を実施し、その結果に基づき必要に応じ消毒等の徹底を図るものとする。

(2) 防疫体制の整備

町が、災害時における対応を的確かつ迅速に行えるよう被災地域内の立入検査、消毒等を含む県防疫計画の作成とその円滑な運用を行うための体制整備を図るものとする。



3. 家畜の緊急避難対策

災害復旧に長期を要する場合は、災害により、使用に適しなくなった畜舎・牧野から、一時的に 家畜を避難させるため以下により対応する。

(1) 避難家畜の分布状況調査

各地域振興局及び熊本農政事務所において、一時的に避難させることが必要な家畜の頭羽数の把握と当該家畜の緊急避難要請を県段階（県庁・各農協連で組織する本部）に報告する。

(2) 受け入れ畜舎等の確保

県段階において、一時受け入れ可能な畜舎等の所有者に協力要請を行い、避難家畜の配分計画を作成する。

(3) 搬送車の確保

県段階において、避難家畜の搬送に必要な搬送車の確保について、県内外の畜産農協及び輸送会社に協力を依頼して対応する。

(4) 避難の実施

各地域振興局及び熊本農政事務所において、②の配分計画に対する受け入れ体制（家畜の移動に係る人員の配置、搬送車の調整）を整備し、対応する。

第22節 通信施設災害応急対策計画

1. 災害時における情報の収集

一. 情報の収集、報告

災害が発生したときは、重要通信を確保、若しくは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため情報を収集し、対策組織の長に報告するとともに、関係組織相互間への連絡、周知を行う。

二. 社外関係機関との連絡

必要に応じ社外関係機関と災害対策に関する連絡をとる。

2. 通信の非常そ通措置

一. 重要通信のそ通確保

災害等に際し、次により臨機に措置と通信ふくそうの緩和及び重要通信の確保を図る。

(1) 応急回線の作成、網措置等そ通確保の措置をとる。

(2) 通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、「電気通信事業法」（昭和 59年法律第86号）第8条第2項及び「電気通信事業法施行規則」（昭和60年郵政省令第 25 号）第56条の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとる。

(3) 非常、緊急通話又は非常、緊急電報は、「電気通信事業法」（昭和59年法律第 86号）第8条第1項及び「電気通信事業法施行規則」（昭和60年郵政省令第 25号）第55条の定めるところにより、一般の通話又は電報に優先して取扱う。

(4) 警察、消防、その他の諸官庁等が設置する通信網との連携をとる。

(5) 電気通信事業者及び防災行政無線等との連携をとる。

二. 被災地特設公衆電話の設置

「災害救助法」が適用された場合等には避難場所に、り災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

三. 携帯電話の貸出し

「災害救助法」が適用された場合等には避難場所、現地災害対策本部機関等への携帯電話の貸出しに努める。

四. 災害用伝言ダイヤル等の提供

地震等の災害発生により著しく通信ふくそうが発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

3. 災害時における広報

(1) 通信のそ通及び利用制限の措置状況および被災した電気通信設備等の応急復旧状況等の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。

(2) テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてホームページや支社・支店等前掲示等により直接当該被災地に周知する。

(3) 災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機よりのふくそうトーチ案内、避難所等での利用案内を実施する他、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ、ラジオ、防災無線等で利用案内を実施する。

4. 対策要員の確保

- (1) あらかじめ定められた対策要員は、夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、気象、地象情報その他の情報に留意し、非常態勢の発令に備える。
- (2) 対策要員は、非常態勢が発令された場合は、速やかに所属する対策本部等に出動する。
- (3) 対策要員のうち交通途絶等により所属する対策本部等に出動できない対策要員は、最寄りの事業所に出動し、所属する対策本部等に連絡のうえ、当該事業所において災害対策活動に従事する。

5. グループ会社に対する協力の要請

持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、非常態勢を発令した場合には、関係グループ会社に連絡するとともに、必要な災害対策要員、災害復旧用資機材、車両等について協力を要請する。

6. 社外機関に対する応援又は協力の要請

災害が発生し、又は発生が予想される場合において、必要に応じて社外機関に対して応援の要請又は協力を求める。また、平時からあらかじめその措置方法を定めている。

7. 設備の応急復旧

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案し迅速・適切に実施する。

- (1) 被災した電気通信設備等の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。
- (2) 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当てを行う。
- (3) 復旧に当たっては、行政機関、ライフライン事業者と提携し、早期復旧に努める。

8. 災害復旧

- 一、応急復旧工事終了後、すみやかに被害の原因を調査分析し、この結果に基づき必要な改良事項を組み入れて災害復旧工事を計画、設計する。
- 二、被災地における地域復興計画の作成・実行に当たっては、これに積極的に協力する。

第23節 電力施設応急対策計画

大規模地震発生時の災害応急復旧については、迅速な停電の解消を図ることとする。

震災は予期せぬ突発的な災害であり、この際、統制のとれた情報連絡体制、指揮命令系統の早期確立が肝要との観点から、特に初期段階における対応について次の事項を定めている。

1. 電力施設応急体制

(1) 初動体制の確立

- ① 震度5弱以上の地震が発生した場合、電力会社は自動的に非常体制に入り、速やかに対策本部を設置するものとする。
- ② 震度5弱以上の地震が発生した場合、電力会社は対策要員は以下の行動をとるものと

する。

ア 供給区域内で震度５弱以上の地震が発生した場合、当該地域の対策要員は上長との相互連絡を行い、その指示に従い行動することを基本とするが、通信途絶等で上長との連絡がとれない場合は、応急的な安全措置を講じたのち、自動出社とする。

イ 所属事業所への出社が困難な場合は、あらかじめ指定した事業所に出社する。

なお、対策要員の被災を考慮し、組織責任者の代行者及び対策要員呼出の優先順位をあらかじめ指定しておくものとする。

③ 初動段階(対策本部機能確立まで)における情報連絡・指揮命令体制を整備し、早期の対策本部機能の確立に努めるものとする。

④ 支社屋被災、交通途絶等により、支社屋内に対策本部設置が不可能な事態を想定し、あらかじめ対策本部の代替箇所を定めておくこととする。

２．応急対策の方法

(１) 対策本部の設置

早期に非常災害対応体制を確立し、応急復旧に当たることとする。

(２) 防災関係機関との情報連絡及び協力

県災害対策本部等の情報収集は、九州電力株式会社熊本支社非常災害対策本部要員を県危機管理防災課に派遣し、関係防災機関との緊密な連携に努めることとする。

電力復旧は、災害拠点病院、警察、消防署、行政庁舎など社会的に重要性が高い公共施設等について、優先的に行うものとする。

また、停電孤立地域へ災害対策用資機材及び復旧要員の輸送・派遣が困難な場合、県と情報共有を図り、町からの要請に基づき、県より自衛隊への災害対策用資機材及び復旧要員の輸送要請を行い、早期復旧に努めるものとする。

電力復旧作業に伴う交通傷害物の除去や道路仮補修、倒木等の除去等については、関係機関に対し協力を求めるものとする。なお、緊急用車両については、あらかじめ車種、台数、横断幕等届出に必要な項目を整備することとする。

(３) 復旧資材の保管

復旧資材の保管場所については、地震発生時の交通網の混乱を考慮し配置するものとする。

(４) 広報活動

被災者の冷静かつ客観的判断に資する停電、復旧状況等の情報について、的確な広報を行うこととする。特に、送電災害時における安全確認についての広報に努めることとする。

第24節 保健衛生計画

被災地の避難所においては、避難が長期に及ぶ場合もあり、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置やこころのケアを含めた対策を行うものとする。

特に、高齢者、障がい者、児童、妊産婦等の要援護者に対する心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

また、感染症及び食中毒の発生予防のため被災者へ注意喚起を行うとともに、その対策の詳細については、別途定めるガイドラインにより行うものとする。

なお、熊本地震の経験を踏まえ、避難所等の保健衛生活動に関する課題の分析、対策等の実施に当たっては、保健医療調整本部のもと、「第15節医療救護計画」と連動し、一体的に実施する。

1. 防疫計画

災害によって被害を受けた地域、または当該住民に対し、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）及び「災害防疫実施要綱」（昭和40年5月10日衛発第302号厚生省公衆衛生局長通知）の定めるところにより、公衆衛生の立場から感染症予防上必要な諸対策を実施して、感染症の発生を予防し及びまん延の防止を図るものとする。

(1) 実施責任

- ① 町長は、知事の指示にしたがって、災害時における防疫上必要な措置を行うものとする。
- ② 知事は、感染症法又はその他の法令に基づいて、災害時における防疫上必要な措置を行うものとする。

(2) 防疫組織及び実施方法等

知事及び町長は、感染症の予防及びまん延防止のため、下記により感染症の発生状況の調査、汚染された場所・物件の消毒その他必要な措置を講ずるものとする。

① 防疫の実施組織等

イ 検病調査班の編成及び調査対象

知事は、感染症の発生状況を調査するため検病調査班を編成する。

調査班は、医師1名、保健師（または看護師）1名および助手1名をもって編成する。

その検病調査1班の調査能力は、おおむね1日当たり10戸（30人）とし、対象人員実施予定回数を考慮して必要な調査班を編成し、派遣するものとする。

滞水地域においては、週1回以上、集団避難所においては、随時行う。

ロ 防疫班の編成

町長は、必要な場所・物件の消毒、ねずみ族昆虫等の駆除等を行うため防疫班を編成する。

防疫班は、災害の発生状況・規模等に応じて、消毒等を実施するために必要な人員をもって編制する。

知事は、町の要請があった場合は、防疫班を編成し派遣するものとする。

ハ 防疫活動のための薬剤・器具・機材等の整備

町長は、災害時又は、そのおそれが顕著になった際の防疫活動のための薬剤・器具・機材等を整備し、あらかじめ周知な計画を立てておくこととする。

② 実施方法等

イ 検病調査および健康診断

知事は、検病調査及び健康診断を計画的に実施するものとするが、下痢患者、有熱患者が現に発生している地域、または滞水地域等衛生条件が良好でない地域を優先的に行うものとする。調査にあたっては、町地域内の衛生組織等関係機関の協力を得て、的確な情報の把握に努めるものとする。また、集団避難所にあたっては、衛生に関する自治組織を設けるよう指導し、その協力を得ることと検病調査の結果、必要があると認めるときは、感染症法第17条の規定により健康診断を実施する。

ロ 消毒

町長は、知事の指示に基づき、感染症法第27条及び施行規則第14条・16条並びに結核感染症課長通知の定めるところにより、汚染された場所の消毒を実施するものとする。

ハ ねずみ族昆虫等の駆除

町長は、感染症法第28条第2項及び施行規則第15条の規定により、知事が定める地域内で、知事の指示に基づきねずみ族昆虫等の駆除を実施するものとする。

ニ 感染症患者の入院

知事は、1類感染症又は2類感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、感染症法第19条の規定により感染症指定医療機関に患者を入院させるものとする。

ただし、交通途絶等により感染症指定医療機関に収容することが困難なときは、災害をまぬがれた地域の感染症指定医療機関その他知事が適当と認める医療機関に収容するものとする。

ホ 生活用水の使用制限等

知事は、感染症法第31条の規定により感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある生活用水について、その管理者に対し、その使用又は給水を制限し、又は禁止すべきことを命ずるものとする。

知事が生活用水の給水制限等を実施した場合、町長は生活用水の供給を実施するものとする。

ヘ 臨時の予防接種

知事は、感染症のまん延防止を図るうえで緊急の必要があると認めるときは、予防接種法第6条により臨時に予防接種を行い、又は町長に行うよう指示するものとする。

(3) 町に対する指導

現地指導

町に対して、知事は、直ちに担当職員を現地に派遣し、当該職員はその実態を速やかに調査のうえ、防疫計画の樹立および具体的実施方法等の指導にあたるものとする。

2. 食品衛生の確保

(1) 食中毒の未然防止

ア 県は、食品衛生監視員を食品の流通拠点に派遣し、食品の搬送等における衛生確保の状況を監視させ、必要に応じて指導を行わせるものとする。

イ 県は、食品衛生監視員を避難所等に派遣し、食品の衛生的取扱、加熱調理、食用不適な食品の廃棄、器具、容器等の消毒等について必要に応じ指導を行わせるものとする。

ウ 県は、食品関係営業施設の被災状況等の実態調査を実施し、施設の構造、食品取扱設備、給水等の点で衛生上著しく劣る場合には改善を指導するものとする。

エ 県は、食品の衛生的取扱について、食品衛生協会の協力を求めるものとする。

オ 食品衛生協会は県と協力し、食品関係営業施設や被災地での炊出し等に対し、加熱調理等食品の衛生的取扱について相談に応じ、指導を行うものとする。

(2) 食中毒発生時の対応

ア 県は、食中毒患者が発生した場合、食品衛生監視員に所要の検査等を行わせるとともに、食中毒の原因食品、原因施設等の調査を行うものとする。

イ 県は、検査機関、医療機関等と連携を密にして、被害の拡大と再発防止に努めるものとする。

ウ 県は、被害が甚大で対応困難であると認められる場合は、他県等の支援要請を行うものとする。

3. 健康管理

(1) 健康管理活動の支援体制

県は、災害時保健活動マニュアルに基づき、市町村職員を対象とした研修等をその行い体制整備に努めるものとする。

(2) 保健及び栄養指導

ア 県は、町から要請があった場合は、保健指導班等により、被災地のニーズ等に的確に対応した健康管理(母子、老人、精神、歯科保健等における保健指導及び栄養指導等という。以下同じ。)を行うものとする。

イ 県は、被害が長期化する場合、避難所が多数設置されている場合等被災者の健康管理を組織的に行うことが必要と思われるときには、町からの要請に基づき被災者等の健康管理のための実施計画を策定することにより、計画的な対応を行うものとする。

ウ 県は、町から要請があった場合は、住民の健康管理を図るために、保健指導班等を中心に市町村と協力のうえ、避難所等を巡回して被災者のニーズに対応した保健指導及び栄養指導を行うものとする。

エ 県は、町から要請があった場合は、被害の規模に応じ、近隣市町村又は県栄養士会等関係団体並びに他県等に対し応援要請を行うものとする。

オ 県は、必要に応じて、県医師会やリハビリテーション等の専門職団体と連携し、仮設住宅等における高齢者の生活不活発病対策のための体制整備を行うものとする。

カ 県は、認知症疾患医療センターや認知症コールセンター等と連携し、認知症高齢者等の相談・診療体制の確保に努めるとともに、避難所運営や救護活動に従事する者等に対し、認知症対応に係る情報提供を行う。

キ 県は、必要に応じて、被災者の健康保持増進のため、健康支援情報や疾病等相談窓口の周知を行う。

(3) エコノミークラス症候群の予防活動

ア 県及び市町村は、発災直後にエコノミークラス症候群の発生や死亡者が出る可能性が高いことから、関係団体と連携していち早い血栓塞栓症予防の活動開始と受診の勧奨等の確な対応を行うものとする。

イ 県及び市町村は、避難者がエコノミークラス症候群に関する知識を持つための防災教育を進めるとともに、発災時には報道機関と連携した、早期からの有効な広報の展開を図るものとする。

(4) 誤嚥性肺炎予防のための口腔ケア・歯科保健指導

ア 県及び市町村は、避難生活における口腔衛生の維持ができないことで誤嚥性肺炎による入院や死亡者が出る可能性が高いことから、県歯科医師会及び県歯科衛生士会等と連携し、発災直後からの口腔ケアや歯科保健活動等の的確な対応を行う。

イ 県及び市町村は、避難者が誤嚥性肺炎予防のための口腔ケアの必要性に関する知識の普及・啓発を進めるとともに、発災時には報道機関と連携した早期からの有効な広報の展開を図る。

(5) 精神保健相談(被災者の心のケア)

県は、災害発生時の段階に応じ、心のケアに関するニーズを把握するとともに次の措置を行うものとする。

ア 初期

- (ア) 精神科救護所の設置
- (イ) 精神保健巡回診療及び相談の実施
- (ウ) 精神保健医療情報の提供
- (エ) 夜間相談窓口の設置
- (オ) 避難所内のメンタルヘルスケアのシステムづくり

イ 安定期

- (ア) 仮設住宅の被災者等に対する巡回訪問及び相談支援
- (イ) 被災地でのこころのケアに携わる人材の育成
- (ウ) 被災者の支援者(市町村職員等)への支援
- (エ) 被災者等のこころの健康に関する普及啓発
- (オ) 被災者の中長期的なこころのケアを行う体制の整備

4. 生活衛生の確保

県及び市町村は、避難者や断水等により自宅で入浴できない者の衛生状態を良好に保つため、入浴支援マニュアルに基づき、公衆浴場業者と連携し、入浴サービスの提供に努めるものとする。

5. 被災動物対策

ア 県は、各保健所において、災害によって負傷した動物(犬、猫等)の収容に努めるものとする。

イ 県は、各保健所において、収飼養動物を保護収容し、関係機関・団体と連携して返還、譲渡を行うものとする。

ウ 県は、災害時の動物救護に関するボランティアの養成に努めるとともに、連携して救護活動等を行うものとする。

エ 県は、関係機関・団体と連携して、被災した飼養動物に関する相談対応等を行うものとする。

6. 保健衛生活動の総合調整等

県は、必要に応じてDHEATの支援を受けながら、被災地域における保健衛生活動を円滑に行うための総合調整等に努めるものとする。

第25節 災害ボランティア活用計画

1. 災害ボランティアセンターに係る体制整備

町内で大規模又は甚大な災害が発生し、災害ボランティアによる救援活動が必要と認められる場合、町社会福祉協議会(以下「町社協」という。)は単独又は複数の市町村社協の連携による広域単位の被災地災害ボランティアセンター(以下「被災地センター」)を設置する。

さらに、県及び町は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織(NPO・ボランティアの活動支援や活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。

(1) 被災地センター

ア 目的

被災地センターは、被災地における災害ボランティアによる救援活動を円滑かつ効果的に展開するために設置するものとする。

イ 設置主体

町及び町社協等は、災害状況に応じて被災地センターを町単位又は複数の市町村で連携した広域単位で設置する。

町及び町社協等は関係機関とあらかじめ協議して複数の設置場所を定めておくものとし、ボランティア活動をスムーズに行えるよう十分なスペースを確保するものとする。

なお、広域単位での設置の場合も考慮して、事前に近隣市町村や、近隣市町村社協等との協力体制を構築しておく。

ウ 役割と機能

- (ア) 町や県センター、NPO等のボランティア団体との連絡調整
- (イ) 地域のボランティア関係団体との情報交換及び運営スタッフなどの派遣要請
- (ウ) 活動用資材や機材の調達（県センター、町と連携）
- (エ) ボランティアニーズ及び被害状況の把握
- (オ) ボランティアの受入
- (カ) ボランティア希望者の配置等
- (キ) ボランティアによる救援物資の仕分け、配布
- (ク) 現地での支援活動
- (コ) ボランティアの健康管理
- (サ) その他

エ 町の対応

- (ア) 連絡調整窓口の設置
- (イ) 活動場所の提供
- (ウ) 行政情報の適切な提供
- (エ) その他必要な支援

オ 組織及び運営体制

① 組織

関係団体と協議のうえ効率的・効果的な組織体制を整備する。

② 運営体制

地域ボランティア関係団体や県センターから派遣される運営スタッフ、また災害対応を専門とするNPO等が協働し、それぞれが持つ機能やネットワークなどが活かされるような運営体制とする。

カ 閉所の時期について

被災地センターの閉所に当たっては、被災地の住民組織や、関係機関や団体、行政などと慎重に合意形成を図りながら、タイミングを見極め判断するとともに、町社協等はその活動を引き継いでいく。

2. 町と町内のNPO等との連携

大規模又は甚大な災害が発生した場合、町は、被災地センター及び当該市町村で活動するNPO等のボランティア団体等による連携の場を速やかに設ける。

(2) 平時の取組み

専門知識、技能等を有する専門ボランティアについては、県が直接、支援の要請等の対

応を行うことから、各担当課は定期的に、専門ボランティア団体の状況把握に努め、会議などを通して連絡体制等の確立を図るとともに、専門ボランティア制度周知を行うものとする。

第26節 廃棄物処理計画

1. 計画の方針

大規模地震による災害で発生する廃棄物の処理を迅速かつ適正に行い、住民の生活環境の保全及び生活再編の後押しを図るため、町はそれぞれの区域内における被災状況を想定した廃棄物処理計画、作業計画を策定する必要がある。

2. 被災状況調査、把握体制

- (1) 町は、速やかに被害状況を把握するため、調査地域、調査対象施設・設備、調査者等を明確にした調査体制を整備するものとする。
- (2) 町は、廃棄物処理施設等の被害状況を早急に取りまとめ、所轄保健所に報告する体制を整備するものとする。
- (3) 県は、保健所からの被害状況報告を取りまとめ、国等関係機関に連絡する体制を整備するものとする。

3. 廃棄物の仮設場用地の選定等

災害廃棄物の処理を早期に完了するためには、迅速な仮置場の設置と適正な運営管理が必要となる。このため、町は、あらかじめ、災害時に発生する損壊家屋や流失家屋の瓦礫等の災害廃棄物の仮置場用地の選定・確保に、動線やレイアウトの検討等に努めるものとする。

また、仮置場候補地については、周辺環境や交通アクセス等に留意するとともに、浸水想定区域や河川敷、がけ地などの災害の恐れがある場所を避け、複数の候補地選定に努めるものとする。

4. 災害廃棄物処理の広域応援体制

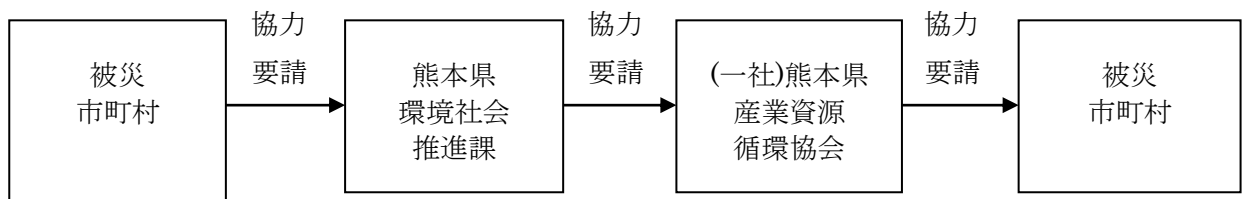
- (1) 町は、災害廃棄物の発生量や処理能力等を想定の上、近隣市町村と相互応援体制の整備に努めるものとする。
- (2) 町は、広範囲の被災により近隣市町村による相互応援体制が維持できない場合を想定した広域応援体制の整備に努めるものとする。
- (3) 県は、他県及び関係団体と廃棄物処理に関する協定を締結するなど、広域災害時の相互協力体制の整備に努めるものとする。

また、県及び町は、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）や地方公共団体等の関係者によって組織する地域ブロック協議会等による人材育成や災害廃棄物に関する情報、D.Waste-Netや地域ブロック協議会の取組等の周知に努めるものとする。

5. 災害廃棄物処理計画

- (1) 町は、各地域別の被災状況を速やかに把握し、ごみの排出量を推計するとともに、ごみ処

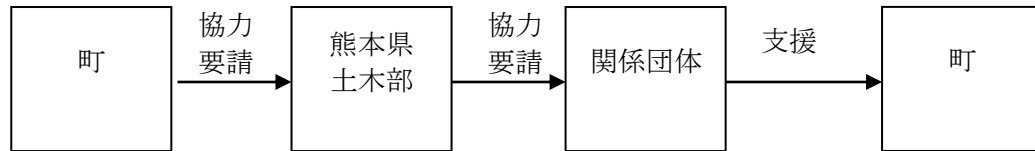
- 理施設の処理能力を確認のうえ、収集、運搬、処分の対策を講じる。
- (2) 町は、ごみ処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努め、またごみ処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれる場合は、近隣市町村へ応援要請又は廃棄物処理業者等で構成する（一社）熊本県産業資源循環協会との「災害時における廃棄物の処理等の支援活動に関する協定（平成22年10月12日締結）」に基づく協力要請を行うものとする。
- (3) 県及び市町村は、国（環境省）が整備している災害廃棄物処理支援ネットワーク（D. Waste-Net）や災害廃棄物処理支援員制度、地方公共団体等の関係者で組織する地域ブロック協議会等による人材育成や災害廃棄物に関する情報、取組等の周知に努めるものとする。
- (4) 町は、地区住民が道路上に廃棄物を出し交通の妨げにならないよう周知するとともに、道路上の障害物により通常の収集ができない地区については、臨時収集場所を設け、収集への協力を求める。
- また、仮置場の設置状況や分別方法、生活ごみの収集方法等の災害廃棄物に関する情報の提供にも努めるものとする。
- (5) 町は、防疫上食物の残さ等腐敗性のごみを優先的に収集運搬する。
- (6) 損壊家屋や流出家屋のがれき等については、原則として被災者自ら町の定める仮置場等に搬入することが望ましいが、被災者自ら搬入することが困難な場合又は道路等に散在し緊急的に処理する必要がある場合は、町が収集処理を行う。
- (7) 災害時には、大量の廃棄物の排出が予想され、処理場への大量搬入は、交通の確保の困難性や処理能力の問題等が考えられるため、町は必要により環境保全上支障のない場所での暫定的な積み置場所を確保する。
- (8) 県は、町からの要請を受けた時又は被害の状況等から判断して必要と認めた時は、迅速かつ適切な処理が行えるように、市町村相互間の応援要請、他県への応援要請及び廃棄物処理業者等で構成する（一社）熊本県産業資源循環協会との災害廃棄物処理支援活動協定に基づく協力要請について必要な連絡調整および助言を行うものとする。



6. 堆積土砂処理計画

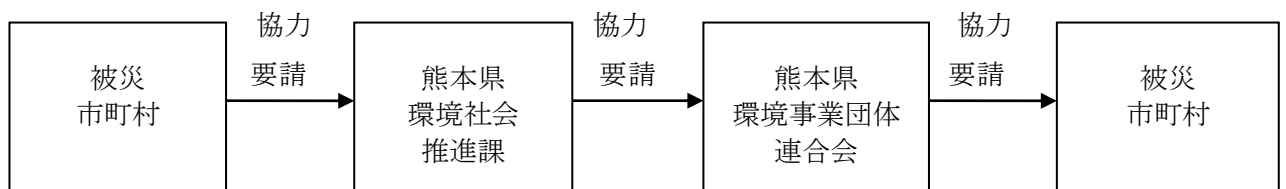
- (1) 町は、各地域別の被災状況を速やかに把握し、堆積土砂の流入・堆積量を推計するとともに、堆積土砂の処理を行う施設の処理能力を確認のうえ、収集、運搬、処分の対策を講じるものとする。
- (2) 町は、堆積土砂を処理する場合、国土交通省作成土砂がれき撤去の事例ガイド等を基に、堆積土砂の発生量等を把握したうえで、堆積土砂処理実行計画を策定する。なお、堆積土砂処理実行計画は、処理の進捗に応じて段階的に見直しを行うものとする。
- (3) 町は、堆積土砂処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努めるとともに、堆積土砂の処理を行う施設の処理能力を超える発生量が見込まれる場合は、近隣市町村へ応援要請を行う。
- (4) 町は、必要に応じて堆積土砂の仮置場の設置を行うものとする。県は、堆積土砂の仮置き

- 場の確保に向け、積極的に候補地について調査を行い、市町村に情報を提供するものとする。
- (5) 県は、市町村からの要請を受けた時又は被害の状況等から判断して必要と認めた時は、迅速かつ適切な処理が行えるように、市町村相互間の応援要請、他県への応援要請及び関係団体と必要な連絡調整及び助言を行うものとする。



7. し尿処理計画

- (1) 町は、各地域別の被災状況を速やかに把握し、被災家屋の汲取式便槽のし尿排出量を推計するとともに、し尿処理施設の処理能力を確認のうえ、収集、運搬、処分の対策を樹立するものとする。
- (2) 町は、し尿処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努め、またし尿処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれる場合は、近隣市町村に応援要請を行うものとする。
- (3) 町は、震災時における水洗トイレ等の使用の困難性を考慮し、共同仮設便所を設ける等適正管理の対策を講じるものとする。
- (4) 県は、町からの要請を受けた時又は被害の状況等から判断して必要と認めた時は、迅速かつ適切な処理が行えるように、市町村相互間の応援要請、「九州・山口9県における災害廃棄物書影に係る相互支援協定」等に基づく他県への応援要請及びし尿処理業者で構成する災害ボランティア協定締結団体に対する協力要請について必要な連絡調整および助言を行うものとする。



8. 廃棄物処理施設の応急復旧

- (1) 県及び市町村は、平時から廃棄物処理施設について、ヒアリング、立入検査等の実施をとおして、処理能力の確認を行うもの
- (2) 町は、処理施設の維持管理点検体制を整備に努める。
- (3) 町は、被災時の被害により施設・設備等に欠陥が生じた場合は、早急に点検を行い、被害状況等を県に報告するとともに、応急復旧を行う。
- また、廃棄物の収集、処分に影響を及ぼす場合は近隣市町村等への応援依頼等により効率的な処理を確保する。
- (4) 町は、要員、資材等の不足により、応急復旧が不可能なときは県に応援要請を行う。県は、近隣市町村の被災状況を把握のうえ広域応援体制を要請する。

9. 廃棄物処理の広域応援体制

- (1) 町は、被災地の廃棄物の排出量や処理能力等を想定の上、近隣市町村と相互応援体制の整備に努める。
- (2) 町は、広範囲の被災により近隣市町村による相互応援体制が維持できない場合を想定した広域応援体制の整備に努める。

第27節 住宅応急対策計画

災害のための住家が滅失した罹災者に対し住宅を貸与し、又は被害を受けた住家に対して居住のため必要な最小限度の部分を応急的に補修して、罹災者の居住安定を図るものとする。ただし、災害発生直後における住居対策については、別節「避難収容対策計画」の定める避難所の開設及び収容によるものとする。

1. 実施機関

被災者に対する応急仮設住宅の供与及び応急修理は、災害救助法が適用されたときは、知事から権限の委任を受けた町長が行うものとする。

町長のみでは、実施することが不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施するものとする。

2. 応急仮設住宅の供与

(1) 建設型応急住宅

①建設型応急住宅の建設

県が行う建設型応急住宅の建設は、民間住宅建設関係団体と「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」の締結を適宜行い、協定に基づき、民間住宅建設関係団体の協力を得て実施するものとする。また、町は、様々な災害を想定した建設型応急住宅の建設候補地をあらかじめ定めるものとし、建設候補地の検討にあたっては、所有する公共グラウンドや土地が平坦な公園等は、全て候補地としてリストに計上するとともに、遊休地となっている民有地も候補地としてあらかじめ調査しておく。特に、発災直後は、このような候補地は災害廃棄物の仮置場や自衛隊等救助機関の活動拠点として使われることがあるため、建設型応急住宅の建設に支障を来すことのないよう留意すること。さらに、将来的な集約や復旧・復興のあり方についても考慮する。

建設型応急住宅の建設に当たっては、県産材の活用や、被災者に係る世帯人員や高齢者、障がい者等に配慮した仕様（手すり、スロープ、トイレ、風呂等）の作成に努めるとともに、建設するために必要な「標準プラン（仕様・図面等）」を、あらかじめ策定しておくものとする。また、大雨を想定し、必要に応じて雨水排水用の側溝の敷設や敷地内の舗装等を行うものとする。さらに、必要に応じ、建設型応急住宅入居者のコミュニティ形成のための集会施設等の整備について検討を行うものとする。

②建設型応急住宅の運営管理

市町村は、建設型応急住宅について、入居者の募集・選定から入居中の住宅の維持補修・問合せへの対応、退去に至るまでの運営管理を行うとともに、警察及び防犯ボランティア団

体等と連携して建設型応急住宅の防犯活動を推進するものとする。また、孤立化や引きこもりなどを防止するため、の心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、男女共同参画の視点にも配慮するものとする。

なお、県は、市町村に対し、建設型応急住宅（集会施設も含む。）の運営管理に係る業務マニュアルなど必要な情報提供を行い、各建設型応急住宅の運営管理に協力するものとする。また、必要に応じて、建設型応急住宅における入居者の家庭動物の受入れや買い物の利便性等、生活環境の向上に配慮するものとする。

(2) 賃貸型応急住宅

県、市町村は、大規模災害の発生時には、民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅の提供を行うものとする。発災直後から円滑な提供ができるよう、あらかじめ、必要な体制を整備し、要領等を定めるとともに、平時から防災訓練を通じて「災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」を締結する不動産関係団体との連携の強化を図るものとする。

3. 住宅の応急修理

町が行う住宅の応急修理は、建設関係業者の協力を得て実施するものとする。発災直後から円滑な応急修理ができるよう、あらかじめ手続等を定めるものとする。

4. 公営住宅の提供

災害により住家が滅失した被災者が公営住宅への入居を希望した場合、町長は公営住宅の入居（公営住宅法第22条第1項に基づく特定入居、又は、地方自治法第238条の4第4項に基づく目的外使用許可）について、最大限の配慮を行うものとする。

5. 災害救助法に基づく措置

(1) 災害救助法に基づく措置

「一般災害対策編」第3章第13節「災害救助法等の適用計画」中の2. 救助の種類及び実施方法による。

(2) 災害救助法適用による災害応急仮設住宅及び応急修理の場合における労務者の調達については、「一般災害対策編」第3章26節「労務供給計画」に定めるところによる。

6. 避難所や被災者に対する住宅情報等の周知方法の検討

県及び市町村は、公営住宅などの募集案内の周知について、県ホームページやテレビ・ラジオ、新聞等のほか、より詳細な情報を直接被災者に周知する方法等の検討を行う。

第28節 行方不明者等搜索及び遺体収容埋葬計画

災害により行方不明の状態にある者で周囲の状況により既に死亡していると推定される者（以下「行方不明者等」という。）や死亡者の遺体を放置することは、人道上からも許されないことであり、混乱期の人心の安定を図るうえからも早急に実施する必要がある。

このため、関係機関・団体と緊密な連絡をとり、迅速に行方不明者の搜索及び遺体の埋葬活動を実施するものとする。

1. 実施機関

行方不明者等の搜索及び埋葬等は、町長が、警察、消防機関、警察医会、警察歯科医会等の協力を得て二次被害の危険性を考慮し、安全性を確保したうえで行うものとする。

当該市町村だけでは十分な対応ができない場合、町及び県は、周辺市町村、自衛隊等に対して応援要請を行い、これらの機関の応援を得て実施するものとする。

なお、関係機関間の情報共有の為、定期的に搜索調整会議を開催するものとする。

2. 行方不明者等の搜索

警察は、災害警備活動に付随して、町の行う行方不明者等の搜索に協力するものとする。

行方不明者等の届出受理の適正を期すとともに、情報の収集に努め、積極的に調査を実施するものとする。

3. 遺体の検視、身元確認

警察等は、明らかに災害により死亡したと認められる遺体を発見したとき又は遺体がある旨の届出を受けた場合には、警察等が取扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34号）に基づき死体取扱いを行うものとする。

死体取扱いに当たっては、指紋の採取、DNA型鑑定資料の採取、写真撮影等を行い、死体調査終了後、遺族に引き渡すものとする。また医師会、歯科医師会等との緊密な連携により、迅速かつ的確な死体調査、身元確認に努めるものとする。

4. 遺体の引き渡し

受取人がいない遺体又は身元不明の遺体は、遺体発見場所を管轄する各市町村長に引き渡すものとする。

なお、戸籍法第92条第1項の規定による報告は、死亡報告書に本籍等不明死体調査書を添付して行うものとする。

5. 遺体の収容

町は、警察と連携し、遺体安置所として長期間の使用が可能な上、被害現場付近に位置する施設（寺院、公共物等）に、検視等の場所及び遺体の安置所を開設し、遺体を安置するものとする。

なお、町は、死者及び行方不明者数を早期に把握し、棺、遺体保存剤等の納棺用品を確保するものとする。

6. 遺体の火葬

(1) 町は、次により火葬の実施体制の確保を行うものとする。

① 火葬場の被災状況の把握

- ② 死亡者数の把握
 - ③ 火葬相談窓口の設置
 - ④ 遺体安置所の確保
 - ⑤ 作業要員の確保
 - ⑥ 火葬場への搬送経路及び搬送手段の確保
 - ⑦ 棺、遺体保存剤、骨壺の調達
 - ⑧ 火葬用燃料の確保
- (2) 県は、町において火葬することが困難な死体について、熊本県広域火葬計画に基づき、他の火葬場設置市町村等に要請を行い、火葬場を割り振ることにより、円滑に火葬できるよう支援するものとする。
- また、県は、厚生労働省に対して火葬の状況を報告し、火葬許可証発行の特例措置を要請するものとする。

第 4 章

災 害 復 旧 計 画

第 1 節 災害復旧・復興の基本方向

県及び町は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定めるものとする。

特に、大規模災害時等の場合には、この基本方向に基づき復興計画を作成し、適切な進捗管理を行うとともに、様々な機会を捉え、情報発信を行うものとする。

復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場、組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

また、復旧・復興対策の推進のため、庁内の推進体制を構築した上で、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるとともに、緊密な連携を図るものとする。併せて、復旧・復興事業の円滑な推進を図るため、関係団体と協力・連携の上、建設関係業者の人手不足等の課題を踏まえ、必要に応じて制度の見直しを行うものとする。

第 2 節 公共土木施設災害復旧計画

国土交通省及び農林水産省所管に係る公共土木施設災害復旧工事は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和 26 年法律第 97 号)に基づき、国庫負担を受け災害復旧を実施する。

1. 実施機関

災害復旧の実施機関は、原則として県の管理に属する施設については県が、町の管理に属するものは町において実施するものとするが、その他法令の規定により、災害復旧の実施について責任を有するものが当該施設の復旧に当たるものとする。

2. 復旧方針

公共土木施設の災害復旧方針は、各施設の原形復旧とあわせて、再度災害の発生を防止するために必要な施設の新設又は改良を行う等の事業計画を樹立するものとし、これら施設の早期復旧の完成に努めるものとする。

3. 対象事業

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第 3 条に規定する政令で定める公共土木施設とは、次のような施設である。

- (1) 河 川 河川法第 3 条による施設等
- (2) 砂防設備 砂防法第 1 条又は同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸

- (3) 林地荒廃防止施設 山林砂防施設
- (4) 地すべり防止施設 地すべり等防止法第2条第3項に規定する施設
- (5) 急傾斜地崩壊防止施設 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する施設
- (6) 道 路 道路法第2条第1項に規定する道路
- (7) 公 園 都市公園法施行令第25条各号に掲げる施設で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園又は社会資本整備重点計画法施行令第2条第2号に掲げる公園若しくは緑地でその設置に要する費用の一部を国が補助するものに設けられたもの

4. 財政援助

公共土木施設災害復旧事業を実施するための財政援助としては、次により措置されるものである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担
- (2) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく国庫負担率の嵩上げ
- (3) 地方債の元利償還金の地方交付税算入
- (4) 地方財政法第5条第1項第4号の規定による地方債の充当

第3節 農林水産業施設災害復旧計画

農地、農業用施設、林業用施設、及び共同利用施設(以下「農地等」という。)の災害復旧工事は、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)に基づき国庫補助を受け復旧を実施する。

1. 実施機関

農地等の災害復旧は、当該災害の規模等により実施主体を決めるものとし、一般的には町、農業協同組合及び森林組合等当該機関によって施行するものであるが、災害の規模が大でしかも高度の技術を要するもの等は、その実情に応じ県営事業として施行するものとする。

2. 復旧方針

農林水産施設の災害復旧方針は、前節「公共土木施設災害復旧計画」の2「復旧方針」に準じて施行するものとするが、その他特に本復旧事業に当たって必要な事項は次のとおりとする。

- (1) 同法律により、国に対し災害復旧の申請を行い、早急な国の査定を要請するとともに、緊急度の高いものは応急復旧し、その他は査定後施工するものとする。
- (2) 前記(1)の事業を推進するため、当該災害の規模等により適切な技術職員の配置を考慮するとともに、早期復旧の実現を期する。
- (3) 農地等の復旧事業は原則として3箇年以内に完了させることとしており、復旧進度は、初年度に30%、2年度までに80%が目安とされている。

- (4) その他災害復旧の特色としては、緊急性により施越工事が認められていることから、資金計画を樹立して早期復旧を図るものとする。

3. 対象事業

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第2条に規定する農林水産施設とは、次のような施設である。

- (1) 農地 耕作の目的に供される土地
田、畑等
- (2) 農業用施設 農地の利用又は保全上必要な公共的施設であって、次のものをいう。
 - ① 用排水路、ため池、頭首工
 - ② 農業用道路、橋梁
 - ③ 農地保全施設
- (3) 林業用施設 林地の利用又は保全上必要な公共用施設であって、次のものをいう。
 - ① 林地荒廃防止施設(法令により地方公共団体又はその機関の維持管理に属するものを除く。)
 - ② 林道、作業道
- (4) 共同利用施設
農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会その他営利を目的としない法人の所有する次のものをいう。
 - ① 倉庫
 - ② 加工施設
 - ③ 共同作業場及びその他の農林水産業者の共同利用に供する施設

4. 財政援助

農地等の災害復旧事業を実施するための財政援助としては、次により措置されるものとする。

- (1) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による国庫補助金
- (2) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく国庫補助金の嵩上げ
- (3) 地方交付税法に基づく地方債の元利補給
- (4) 地方財政法第5条第1項第4号の規定による地方債
- (5) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第2条第1項の規定に基づく融資

第4節 その他の災害復旧計画

1. 住宅災害復旧計画

- (1) 災害公営住宅の整備

地震、暴風雨、洪水等その他異常な自然現象により滅失した住宅の戸数が、一定の割合に達した場合には、低額所得者の被災者のために国からの補助を受け、町において災害公営住宅等を整備する。

整備に当たっては、高齢者、障がい者等に配慮した仕様に努めるとともに、家庭動物との同居等についても配慮するものとする。

県は、市町村の災害公営住宅等の整備に当たり、その被災状況に応じ、国及び関係機関と連携の上、整備手法の提案等、必要な支援を行うものとする。

(2) 既設公営住宅の復旧

災害(火災にあっては、地震による火災に限る)により公営住宅が滅失し又は著しく損傷した場合は、公営住宅等の建設、補修又は公営住宅等を建設するための宅地の復旧に要する費用の1/2が国より補助される。

公営住宅関係住宅災害対策

	一 般 災 害		激 甚 災 害 (本 激)													
	要 件	措 置	要 件	措 置												
整 備	〈災害公営住宅整備事業〉 (公営住宅法第8条第1項第1号、第2号) 1. 滅失戸数 ①被災地全域で500戸以上 ②1市町村の区域内で200戸以上 ③1市町村の区域内の住宅戸数の1割以上 2. 火災による滅失戸数 被災地全域で200戸以上又は1市町村全住宅の1割以上	(公営住宅法第8第1項) 滅失戸数の3割を限度として 〈災害公営住宅〉の建設等に対する2/3補助 標準工事費は一般に準ずる (同法第8条第2項) 〈災害公営住宅〉借上げに係る住宅又はその付帯施設の建設又は改良に対する2/5	〈罹災者公営住宅整備事業〉 (激甚法第22条) 1. 滅失戸数(災害指定) ①被災全域で4,000戸以上 ② " 2,000戸以上、かつ、1市町村で200戸以上若しくは全住宅の1割以上 ③被災全域で1,200戸以上、かつ、1市町村で400戸以上若しくは全住宅の2割以上 (激甚指定基準8) 2. 滅失戸数(地域指定) 1.の①～③のいずれかであり、かつ、1市町村で100戸以上又は全住宅の1割以上 (激甚法施行令第41条)	滅失戸数の5割を限度として 〈罹災者公営住宅〉の建設等に対する3/4補助 〈罹災者公営住宅〉の借上げに係る住宅又はその付帯施設の建設又は改良に対する2/5 * 激甚法では災害を受けた公営住宅のことを罹災公営住宅という表現としている。												
復 旧	〈既設公営住宅復旧事業〉 (公営住宅法第8条第3項) 1. 住宅の被害 1戸当たりの復旧費が11万円以上 かつ、1事業主体の合計額290万円以上 (事業主体が市町村場合は190万円以上) 財務省協議による運用基準	(公営住宅法第8条第3項) <table><tr><td></td><td colspan="2">公営住宅又は共同施設</td></tr><tr><td>被害</td><td>滅失</td><td>損傷</td></tr><tr><td>復旧</td><td>再建</td><td>補修</td></tr><tr><td></td><td colspan="2">補助率 1/2</td></tr></table>		公営住宅又は共同施設		被害	滅失	損傷	復旧	再建	補修		補助率 1/2		〈本激甚指定既設公営住宅復旧事業〉 公共土木施設災害復旧事業の A. 見込額 全国都道府県の市町村の当該年度標準税収入総額の約0.5%以上 B. Aの見込額が0.2%以上、かつ、 (1)都道府県負担見込額が当該年度標準税収入の25%をこえる都道府県が1以上 (2)市町村負担見込額が県内全市町村の当該年度の標準税収入総額の5%をこえる都道府県が1以上 (激甚災害指定基準I)	補助率のかさ上げ (激甚法第3条) * 局激の場合は、別途基準あり
	公営住宅又は共同施設															
被害	滅失	損傷														
復旧	再建	補修														
	補助率 1/2															

(3) 一般被災住宅の融資

一般住宅の災害復旧については、県と(独)住宅金融支援機構が連携し、「住宅相談窓口」の開設、「復興に資する情報」の提供を行い、(独)住宅金融支援機構の災害復興融資を活用して復旧に努めるものとする。

(4) 住宅耐震化関連補助制度

耐震性能を満たしていない住宅の耐震化を進めるため、住宅耐震化補助制度を受けることができる体制を整備する。

2. 公立学校施設災害復旧計画

公立学校施設の災害復旧は、公立学校施設災害復旧費国庫負担法(昭和28年法律第247号)に基づく国庫補助事業又は単独事業としてそれぞれ次により実施するものとする。

- (1) 実施機関 公立学校施設の復旧は、町立学校にあっては町長が行うものとする。
- (2) 復旧方針 公立学校施設の復旧方針は、別節「公共土木施設災害復旧計画」の復旧方針に準ずる。
- (3) 対象事業 同法による学校施設で、建物、建物以外の工作物、土地および設備である。
- (4) 財政援助 公立学校施設災害復旧事業を実施するための財政援助は、次により措置されるものである。
 - ① 公立学校施設災害復旧費国庫負担法による国庫負担
 - ② 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく国庫負担率の嵩上げ
 - ③ 地方債の元利償還金の地方交付税導入
 - ④ 地方財政法第5条第1項第4号の規定による地方債の充当

3. 土砂災害復旧計画

土石流、地すべり、急傾斜地崩壊（がけ崩れ）等の土砂災害が発生した箇所（小規模なものを除く）の復旧は、国庫補助事業または県単独事業として次により実施する。

- (1) 実施機関 土石流、地すべり、急傾斜地崩壊（がけ崩れ）等の土砂災害が発生した箇所（小規模なものを除く）の復旧は、県が実施する。
- (2) 復旧方針 再度災害の発生を防止するために必要な防止施設の新設及び改良を行うとともにこれら施設の早期完成に努めるものとする。
- (3) 対象事業 砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域内において実施する砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業

4. 水道施設の復旧計画

水道施設の災害復旧は、「上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱」に基づく国庫補助事業又は単独事業として次により実施する。

なお、市町村等が経営する水道事業者（以下「公営水道」という。）以外の水道事業者（以下「民営水道」という。）が行う災害復旧については、国庫補助対象外となることから、公営水道と民営水道との事業統合を推進するものとする。

(1) 実施機関

水道事業者及び水道用水供給事業者

(2) 復旧方針

原形復旧を基本とするが、再度の災害に対する強化を図るため、送水管・配水本管等については伸縮性や可とう性、離脱防止機能などの耐震性を有する管へ布設替えするとともに、配水タンク等の池状構造物については必要に応じて緊急遮断弁の設置や構造物の耐震性の確

保に努めるものとする。

5. 文化財災害復旧計画

文化財等の災害復旧は、必要に応じ、国庫補助事業及び県単独事業として、国、市町村、関係機関及び被災文化財の所有者と連携して、行うものとする。

第5節 被災者自立支援対策計画

大規模地震発生時には、多くの人々が被災し、住宅や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危機に瀕して、地域社会が混乱に陥る可能性がある。そこで、こうした震災時の人心の安定に資するため、被災者の自立支援のための措置を講じるものとする。

1. 被災者に対する生活支援等

市町村は、被災者の生活再建に向けて、その見守りや生活支援、相談対応等の被災者支援を行うものとする。

県は、市町村が行う被災者支援が効果的に実施されるよう、情報提供や市町村間の連携構築地域の支援者や民間事業者等との連携による見守り体制の構築など、市町村に対する支援を行うものとする。

2. 被災者に対する生活相談

県は、被災者の生活相談に対応するため、手引書を作成の上、必要に応じて、生活困窮者自立相談支援窓口における相談支援を強化するとともに、ケースワーカー等の専門相談員を被災地に派遣し、各種福祉相談に応じて、罹災者の自立安定を図るものとする。

また、消費生活に対する相談についても、その窓口を設置する等の対応を行うものとする。各種震災支援策等の情報を収集・整理し、職員と消費生活相談員が共有して、被災者からの相談に対応するとともに、休日・夜間開設の相談態勢を速やかに確立する。

町は、消費生活相談を総合支援窓口に取り込み優先的に相談を実施するよう努める。

3. 罹災証明書の交付

(1) 早期交付のための体制確立

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。

なお、被害の調査等に当たっては、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」及び「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き」を参考とするものとする。

また、県及び市町村は、被災建築物応急危険度判定制度と被災宅地危険度判定制度及び罹災証明書発行に関する住家被害認定制度の目的等の違いについて十分に住民に周知するものとする。

(2) 交付状況等の把握及び課題共有等に関する調整

県は、住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、市町村毎の進捗状況を把握するとともに、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれ

る場合には、他の地方公共団体や民間団体の応援を要請し、被災市町村と応援職員が合同で事務を実施できる体制構築に努めるなど当該市町村に対し必要な支援を行う。

被災市町村へ応援職員の派遣が必要な場合、他の市町村は、派遣職員の人材育成を通じて自らの災害対応力の向上につながることから、積極的な応援職員の派遣に努めること。

また、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、県は、定期的に各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行い、被災市町村間の調整を図るものとする。

4. 被災者台帳の作成等

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する町からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供するものとする。

5. 生活困窮者に対する生活保護の緊急適用

通常的生活保護の取り扱い個人の申請によるが、災害時に要援護者が急迫した状況にあるときは職権で保護を開始し、要保護性の調査については開始後に行うものとする。

6. 被災者自立支援対策の充実に向けた平時の取組み等

町は、災害時に被災者自立支援対策が遅滞なく行われるよう、平時から住家被害の調査や罹災証明書交付の担当部局を定めるとともに、担当者の人材育成、他の自治体や民間団体との応援協定の締結、受援体制の構築等を計画的に進め、業務実施体制の整備・充実に努めるものとする。併せて、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

県は、市町村担当者向け研修機会の充実や、業務支援経験職員名簿の作成、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等を通じて市町村の支援体制強化を図るものとする。

7. 義えん金品募集配分計画

(1) 実施機関

県及び日赤熊本県支部

(2) 募集要領

県及び日赤熊本県支部は、文書をもって管下全市町村長に一般住民からの応募について依頼するとともに、ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて、周知を図るものとする。

(3) 義えん・救援物資の保管及び配分

① 義えん金の取扱い

県は、個人又は会社、団体等から知事に送付された被災者に対する義えん金は、本庁又は出先機関においてこれを受領し、県歳入歳出外現金として厳重に保管するとともに、義えん金受付整理簿（様式は別途定める。）を整備して、速やかに関係市町村長を通じて、被災者に配分するものとする。

② 義援物資の取扱い

県は、小口・混載の物資は原則受け入れないなど、救援物資の受入に係る取扱いを決定し、ホームページやパブリシティによる情報発信を行うものとする。

また、企業又は団体等からの救援物資について、随時、市町村からの要請とのマッチングを行い、当該物資を必要とする被災者に速やかに届けられるよう必要な調整を行うものとする。

個人又は会社、団体等から知事に送付された被災者に対する救援物資は、本庁又は出先機関においてこれを受領し、県歳入歳出外現金として厳重に保管するとともに、救援物資受付整理簿(様式は別途定める。)に整備して、速やかに町長を通じて、被災者に配分するものとする。

なお、配分方法については、義援金配分委員会(災害の状況等によって、その都度関係部長等をもって設置する。)においてこれを決定するものとする。

8. 生業及び復旧資金等支給・貸与計画

県は、次に掲げる資金等の支給・貸与を速やかに行うことができるよう、あらかじめ手続きを確認し、町を通じて被災状況を早急に確認するとともに、町と連携の上、ホームページや広報誌を活用し、被災者に対する制度の周知に努めるものとする。

- (1) 災害弔慰金の支給
- (2) 災害見舞金の支給
- (3) 災害援護資金の貸付
- (4) 母子父子寡婦福祉資金の貸付
- (5) 生活福祉資金の貸付
- (6) 被災者生活再建支援金の支給

第6節 被災農林漁業の経営安定計画

被災した農林漁業者等が、今後の経営に支障を来さないよう、必要な資金を円滑に融通するとともに、災害の状況等により、借り入れた資金の金利負担軽減措置等を講じる。

1. 天災害資金

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の発動を受け、被災した農林漁業者等に対し、経営資金などの融資を円滑に行う。

2. 農業近代化資金及び漁業近代化資金

被災した農業者及び漁業者に対し、施設・機械の復旧等に必要な設備資金を融資する。

3. 日本政策金融公庫資金

被災した農林漁業者等に対し、施設・機械の復旧等に必要な設備資金及び経営の再建等に必要な運転資金を融資する。

4. 償還条件の緩和

既存借入金の償還が困難な場合は償還条件の緩和等を行う。

5. 災害対策のための金融支援

被害の状況等により、金利や債務保証料の負担軽減等の金融支援を措置する。

6. その他

1 から 5 の支援は、国、県、市町村、融資機関及び関係機関が連携して実施する。

第7節 雇用機会確保計画

1. 計画の方針

地震災害による被災町民が、速やかに再起できるよう、被災者に対する就職斡旋及び職業訓練対策を定め、被災者の生活の安定確保を図るものとする。

2. 実施計画

- (1) 地震災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、町の被災状況を勘案のうえ、県内各公共職業安定所と緊密な連絡をとり、離職者の発生状況、求人求職の動向等の情報の通知を速やかに把握するとともに、他県との連絡調整、離職者の早期再就職への斡旋及び職業訓練の受講勧奨に努め、その雇用の安定を図るものとする。
- (2) 離職者の早期再就職を促進するため、被災地域を管轄する公共職業安定所の長を通じ、次の措置をとるものとする。
 - ① 被災者のための臨時職業相談窓口の設置
 - ② 公共職業安定所に出頭することが困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施
 - ③ 職業訓練受講、職業転換給付金制度活用等の指導強化
 - ④ 被災離職者の職業訓練(委託訓練を含む)の実施

第8節 復興計画

大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となる。このため、これを可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、地域住民等の合意形成や関係機関の諸事業の調整を図りながら、計画的に復興を進めるものとする。

町は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

県は、特定大規模災害等を受けた町から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、町に代わって、円滑かつ迅速な復興

を図るために必要な都市計画の決定等を行うものとする。

また、県は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係行政機関又は関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。同様に、町は、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。県は、必要に応じて、職員の派遣に係る斡旋に努めるものとする。